

児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二八五三三号)
同(橋本文彦君紹介)(第二八五四四号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第二八五五五号)
社会保険・福祉の充実等に関する請願(阿部末喜男君紹介)(第二八五六六号)
医療保険の抜本改悪反対に関する請願(新村勝雄君紹介)(第二八五七七号)
カイロプラクティックの立法化阻止等に関する請願(新井彬之君紹介)(第二八五八八号)
同(谷洋一君紹介)(第二八五九九号)
国民年金法改正促進に関する請願(愛知和男君紹介)(第二八六〇号)
パート労働法の早期制定に関する請願(大久保直彦君紹介)(第二八六一号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第二八六二号)
医療保険制度改悪反対に関する請願(森井忠良君紹介)(第二八六三三号)
医療保険制度の改善に関する請願(池田克也君紹介)(第二八六四四号)
同外一件(大久保直彦君紹介)(第二八六五五号)
同(長田武士君紹介)(第二八六六六号)
同(小谷輝二君紹介)(第二八六七七号)
同(渡沢利久君紹介)(第二八六八八号)
同(田並胤明君紹介)(第二八六九九号)
同(中川嘉美君紹介)(第二八七〇〇号)
同(日野市朗君紹介)(第二八七一七号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第二八七二二号)
同(藤田高敏君紹介)(第二八七三三号)
同(渡部行雄君紹介)(第二八七四四号)
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(山下八洲夫君紹介)(第二八七五五号)
医療用漢方製剤の健康保険適用存続に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第二八七六六号)
医療保険の全面制度改悪反対に関する請願(藤田高敏君紹介)(第二八七七七号)
健康保険・年金制度改悪反対に関する請願外一件(河野正君紹介)(第二八七八八号)
同(野口幸一君紹介)(第二八七九九号)

同外一件(村山富市君紹介)(第二八八〇号)
療養の制度化促進に関する請願(森田一君紹介)(第二八八一七号)
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第二八八二二号)
同(近江巳記夫君紹介)(第二八八三三号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第二八八四四号)
同(福岡康夫君紹介)(第二八八五五号)
同外一件(古川雅司君紹介)(第二八八六六号)
同(宮崎角治君紹介)(第二八八七七号)
仲裁裁定完全実施に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二八八八八号)
同(小林進君紹介)(第二八八九九号)
同(後藤茂君紹介)(第二八九〇〇号)
同(左近正男君紹介)(第二八九一一号)
同(田中克彦君紹介)(第二八九二二号)
同(高沢寅男君紹介)(第二八九三三号)
同(武部文君紹介)(第二八九四四号)
同(水田稔君紹介)(第二八九五五号)
同(村山喜一君紹介)(第二八九六六号)
同外一件(森井忠良君紹介)(第二八九七七号)
同(森中守義君紹介)(第二八九八八号)
同(山下八洲夫君紹介)(第二八九九九号)
同(渡部行雄君紹介)(第二九〇〇〇号)
原子爆弾被爆者等の援護法の制定に関する請願(市川雄一君紹介)(第二九〇四四号)
は本委員会に付託された。

○有馬委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。自見庄三郎君。

○自見委員 雇用保険法等の一部を改正する法律案について、政府の見解をただしたいと思ひます。
御存じのように、失業というのは、これは本当に疾病と並びまして人生の二大不幸と申しますか、トルストイの有名な言葉にもございますけれども、「幸せな家庭は同じように不幸である」という言葉がございます。そういった意味で、近代社会におきまして、御存じのように、疾病と失業というものは、やはり何と申しましても、客観的に考えても不幸をもたらす二大災害でございます。そういった意味で、昭和二十二年から失業保険法というものが施行されまして、雇用保険法は御存じのように昭和四十九年に成立し、五十年に施行されたわけでございます。

失業保険法では、御存じのように失業した後の自己対策と申しますか、自己救済ということとでございますけれども、やはり社会保障の概念と申しますか、救済から防貧、貧しくなった人を救おうということから、貧しくなる前に救おうという何と申しますか理念の拡大によりまして、そういった意味では、私は、五十年の雇用保険法の成立というのは、ある意味では大変画期的なことだろうと思うわけでございます。

しかしながら、御存じのように十年たちまして、この法案ができて十年、その間にいわゆる産業構造の変革と申しますか、第三次産業は非常にふえてきた。それから、十年前よりもずっと女性が職場に進出するようになった。そういったいろいろな雇用の構造的変化が来たと思ひます。

それからもう一点は、御存じのように昭和四十八年の石油ショックでございまして、この石油ショックで、各先進国も軒並みに、社会保障と財政とをどうするかという非常に苦しみがあるというふうには私は思っています。一九八三年にはアメリカのバジニア州ではいわゆる失業給付の打ち切りをやったというふうなこともお聞きしております。そういった意味で、今回の雇用保険法の一部を改正する法案が十年たちましたので、ひとつここで

改正をしようじゃないかということが私は基本的な政府の趣旨じゃないかと思うわけでございます。

まず質問の一点でございますけれども、現行の雇用保険法では、ボーナスを含めた総賃金に基づいて給付額を算定しておるわけでございますけれども、これに對しまして今回の改正案では、御存じのようにボーナスは含めません。これは算定の基礎からは除外するということになっております。この措置は、財政上の理由から、単に財政が非常に厳しいんだ、ですから失業者に対する失業給付の水準を切り下げる、悪く言えば失業者切り捨てじゃないか、こういう議論もあるわけでございまして、私も、そういった意味で失業者の生活の破壊を招くものではないかという御批判も聞かれてございますけれども、まずこの点につきまして政府の御見解をただしたいと思ひます。

○坂本國務大臣 自見さんのおっしゃるとおりで、この雇用保険制度というのは、失業者の生活の安定を図りながら再就職を促進をするということとでありまして、非常に大切な雇用政策の柱でございます。おっしゃるとおり、この十年間の変化の大ききというものは目を見張るばかりでございます。経済、社会、いろいろな面で国際化の中に入った日本でありまして、大変大きな変化であります。雇用の面でも、今おっしゃったように高齢化の進展とか、女子の進出とか、新しい技術の開発に伴うMEの問題であるとか、それからサービス産業に就職する人が非常に多くなりまして、これらの方々の移動というものも大きいし、大きな変化がございまして、これはおっしゃるとおりでございます。そういうようなことで、この変化に對して制度をうまく守っていくということが、勤労者の皆さんに対する私どもの務めでございます。

今、しかし、私もよく聞かれるわけでございますけれども、ボーナスを給付額の算定基礎から除いた理由はどうか、給付に對して少し冷たいではないかというお話がございまして、このボーナスを含んだ総賃金を基礎として算定される現

行の給付額には、毎月の手取り賃金、それから労働市場における通常の再就職賃金の額に比べて現在の給付額が割高になっておるというようなことで、再就職が進まないというような不合理な点もあり、これらをひとつこで、再就職促進という観点から制度の改正を考えてみたところでございます。

しかし、賃金の低い受給者層を中心に、給付額の最低保障額と給付率の引き上げとを図ることにによりまして、ボーナスを控除したという影響を薄めていく、弱めていくということに配慮をいたしておきまして、とにかくやはり、雇用保険制度というものをしっかりと守らないことには勤労者の皆さんが安心して働くことができないという、非常に大事な雇用保険制度の一面というのがありますので、そういうところをひとつ考えながら制度の健全な発展を進めていく、そして、低所得者層を中心に給付額を引き上げるといふことをやって配慮をしていきたい、御心配のないようにいたしたい、こう思っております。

○自見委員 ポーナスが各業種によつて、それから季節的な景気の変動によつて非常に異なるものだからそこら辺は含めなかったのだという大臣の御答弁だと思います。しかし、そのかわりに、基本手当の最低額は引き上げてきちつと最低限の保障はするんだ、こういう御意見かと思ひます。

もう一点でございますけれども、給付の方について、やる方にはポーナスを算定の基礎と含めなければいけません、取る方ですね、保険料の徴収をするときは、これを含めた総賃金から徴収する。今は賃金の千分の五・五ですか、というところは、やる方は、要するに給付の方はポーナスを含めた賃金で算定しますが、取る方はポーナスを含めた総賃金から保険料を取りますよというの、どうも取るのは取るけれども出すのは出し渋るのじやないか、こういう論議もあるかと思ひますけれども、その点につきまして労働大臣に御所見をお伺ひいたします。

○加藤(孝)政府委員 こういう保険制度におきま

して保険料、給付に必要な財源をどういう方法で調達するか、こういう点については、できるだけ無理のない取り方をしていくということが必要かと思うわけでございまして、そういう意味で、給付に当たつての算定基礎の問題とそれから徴収の範囲の問題というのは、必ずしも直接に連動させなければならぬというのではないのじやないか、要は無理のない方法で取っていくということが一歩大事なことではないか、こう思ふわけでございます。

具体的に申しますと、例えば労災保険の徴収につきましても、これはポーナスを含んで徴収をいたしておきましても、休業補償につきましてもはポーナスを含まない形で現に行つておるわけでございまして、また健康保険におきましても、財源調達の必要からポーナスについて特別保険料というものを徴収してある、こういうような形で、要はできるだけ無理のない形で徴収するということをやつていくべきものだと思ふわけでございます。

また、仮にポーナスを保険料を徴収します基礎から外すということになりますと、今までポーナスから徴収しておりましたこの保険料の部分、毎月の賃金にまた上乗せして徴収していかねば調達できないというやうな問題もあるわけでございまして、そういう意味では、こういう臨時に出ますポーナスのやうな、生活への関連が賃金ほど直接でないものから徴収していくということが無理のない徴収の仕方ではないだろうか、こういうふうな考へておるわけでございます。

○自見委員 いわゆる、ほかの保険でもそういう例があるんだという御答弁かと思ひます。

時間が余りございせんので、今度は所定の給付日数ですね。給付日数の決定方法というのは、今度はかなりの変更を改正案でもくろまれてるやうでございまして、現在までは、御存じのやうに年齢に応じた、高齢者であればあるほど再就職の機会が少ないわけでございまして、有効求人倍率を見ましても、六十五歳以上の有効求人倍率というのは非常に低いわけでございます。そ

ういつたことを考慮しまして、一般的に年齢が高くなればなるにつれて就職が非常に困難になるだらう。ですから、失業をした後の再雇用の求職活動にもお年寄りの方はそれなりに時間がかかるだらうという概念で、年齢が上になればあるほど、年をとれば給付日数が長いという原則があつたのじやないかと思ふのです。ところが、今回の改正案では、御存じのやうに年齢と、年齢だけでなく被保険者であつた期間、要するに働いておつた期間、雇用されておつた期間も加味して所定給付日数を定めることにしております。こういう改正案でございまして、従来の、お年寄りが失業された後の再就職が非常に困難だ、求職にも時間がかかるじやないか、そういう基本的な精神でやつてきたことに對して、そこに働いておつた期間を加味するということ、今までのやり方と矛盾するのではないか、こういう御意見でございませうけれども、これについてどう御考へてございませうか。

○加藤(孝)政府委員 御指摘のやうに、昭和五十年の雇用保険制度創設におきまして、こういう再就職の援助の必要性に応じて給付期間を定める、具体的にそれは年齢で定めるといふ原則をやつてきたわけでございまして、その結果、高齢者に例をとりますと、一年ちよつとというやうな比較的短期間で離職をされる、こういうやうな場合におきまして、長期間の給付が一応制度的に保障されておるといふやうな形になつておるわけでございまして、最近におきまして、こういう高齢化社会の進展の中で高齢者の求職者が非常に増加してくる中で、給付と負担の不均衡というものがだんだん拡大をされてきた、こういうやうな問題が出てきたわけでございまして。

そういうやうな観点から、今回の改正におきましては、こういう従来の年齢など就職の困難性に應じて給付日数を定める、こういう基本的な原則は変えませんが、これらの給付と負担の不均衡を是正するために、離職前の勤続期間というものも若干考慮に入れるというやうなことでの改正を考えたわけでございます。

しかしながら、例えば企業倒産というやうな形によりまして解雇をされてなかなか就職が難しい、こういうやうな方々に対しては個別延長給付というやうな形で、そういう短期延長された面についての補いをつけて対応していく、こういうやうなことも一応検討することにしておるわけでございまして、基本的には就職の難しい人についてできるだけ援助をしていく、こういう基本原則は堅持しながらやつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○自見委員 失業保険の給付者を見ましても、御存じのやうに自己失業といひますか離職と申しまうすか、いろいろな自己都合による退職と事業主の都合による解雇というものがあつたわけでございませうけれども、これも、私は、今ごろの非常に大きな問題点だらうと思ふのですけれども、二十歳台で八〇%以上の方が自己の都合によつて退職する。なおかつ、そのうち八〇%がいわゆる失業給付を受けているという状態でございませう。それに比べて、年齢がどんどん上がるに従ひましてこれは事業主都合による解雇がふえてまいりました、それに伴つて自己の都合による退職というものは減つてくるわけでございませう。四十歳から四十九歳になりますと、自分の都合で会社をやめる、事業所をやめるといふのは五五%ぐらいになつておられます。そういう意味では、失業の形態と申しますか、失業というものはほかの保険と違ひまして、保険事故と申しますか、正直に申し上げまして、これの認定が非常に難しいと思ふのです。医療保障であれば、病気が病氣でないか、これはかなりの方が、健康な人か病氣の人かは見ればわかるわけでございませう。年金だとこれは年齢でございませう。年齢ははっきり言ひまして客観的に、何歳だ、何歳だ、労働大臣のお年は幾つだ、これは余りだまさないわけですが、だまさないといふと悪いけれども、客観的に認定ができるわけです。失業の場合はそういう事故認定が、保険事故の認定と申しますか、これはかなり難しいことがあるんじゃないか。そういうことで、失業給

付の月別の発生を見ましても、六月、七月、八月と、毎年いわゆる夏に多いわけです。そういったことで、それから先は私は申しませんけれども、失業の認定基準と申しますか、そういったものも時代に応じて、労働大臣が申されましたように時代が変わるわけでございますから、根幹は変えなくても、対応すべきところは積極的に変えていく必要があるんじゃないかと私は思うわけでございます。

それはそれでございまして、もう一点でございすけれども、いわゆる高齢者社会、六十五歳以上の方が九・九%ですか、十一人に一人ぐらいが六十五歳以上でございます。御存じのように、今から日本国というのは、過去歴史上、いかなる国もいかなる時代にも経験できなかったように急速に高齢化が進むわけございまして、高齢化対策というものが政府の最も基本的な対策の一つだろうというふうに私も思うわけでございますけれども、今回の改正案では、労働省では、一方では、高齢化社会に向けて、高齢者の雇用を積極的にしてくれというような施策をしておられるわけでございます。雇用改善事業の中のいわゆる定年延長の奨励金でございますね。それから高齢者の雇用の確保の助成金、こういうことを一方でやりながら、今度の改正案では、御存じのように、六十五歳以上の高齢者を雇用保険の被保険者としないうというのを加えておられるわけでございますけれども、これが従来の政策と矛盾するのではないかとこの意見でございます。

○加藤(孝)政府委員 御指摘いただきましたように、現在、高齢者の雇用対策がますます重要になってくるということで、労働省は懸命に取り組んでおられるわけですが、ただ六十五歳以上、こうなつてまいりますと、既に一般的には労働市場からの引退過程に入つてくる年齢でございまして、就業を希望される方もございすけれども、その内容は、例えばフルタイムの雇用を希望される方は比較的少数になつてまいりまして、短時間就労とか任意就労というような多様化した就業希

望が増加してくるという事情にあるわけでございます。現在、現在の雇用保険制度はフルタイム雇用を前提にした制度であるわけでございますので、こういう現在の雇用保険制度ではなかなか対応しにくいという問題があるわけでございます。したがって、六十五歳以上で離職された方については、基本手当を支給するという制度をやめまして、そのかわりに一時金を支給するという制度を創設することにしたものでございます。また一方、六十五歳以降になると、雇用保険制度の建前からいいますと、保険の適用を受けるということとは、新たにフルタイムの仕事について、その後離職して再びフルタイムの求職活動に入るという場合に初めて保険の適用を受けていることの意味が出てくるわけでございますが、そういうケースは極めて少なくなつてくるという状況をお察しいたしまして、今回この被保険者にしないという扱いにしたわけでございます。

しかし、六十五歳以上の方でも、いろいろな形で就業を希望される方ももちろんあるわけでございます。そういう意味で、これらの希望者に対しては、国といたしまして、公共職業安定所における職業紹介活動はもちろん、いろいろそれを通じてお手伝いをしていく、あるいはまた、今、全国主要二百七十の都市において、高齢者職業相談室というものを市役所の窓口等安定所と一緒につくっておられるわけでございます。そういうところでの紹介、相談という形で援助もやっていきたい。あるいはまた、シルバー人材センターというようなものも、六十五歳以上の方でも元氣な方は就労を希望されれば受け入れられるわけでございます。そういうような形で就業の援助はもちろん進めていきたいということで、今回の制度の改正に踏み切つたわけでございます。

○自見委員 本間に、高齢者社会というのは夢物語じやございませんで、私が六十五になるときはまさに四人に一人が六十五歳以上になるという計算でございますので、その点をしっかり踏まえてやつていただきたいと思ひます。

もう一点でございすけれども、受給者の早期再就職を促進することが必要です。言うまでもなく、失業者というのは働く意欲と能力がありながらまたまた職につけないという人でございすので、何とか再就職を促進するというのは、憲法にも保障されていまして労働の権利と義務があるわけでございますから、そういった意味でも、特に日本国は資源がなくて、持っているのは国民の優秀さと申しますか、夜々宮々として働かれる日本人の、先輩方の非常な特性があつて、それでこまめに日本国が来たわけでございます。しかし、今日の再就職手当の趣旨というのは、失業した後、これは失業保険でももらつてのんびり一年間でも寝かせておこうかという精神ではなく、働こう、働くことをできるだけ促進させるようなことが基本的な趣旨だと思うのですけれども、この再就職手当だけでその目的が達成できるかどうか、この点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 この雇用保険の受給者が増加していつております一方、安定審議会の雇用保険部会の報告でも指摘をされておられるわけでございますが、現行制度に「受給者の再就職意欲を喚起するための援助制度がない。このことは、給付額が比較的高いこととあひまつて、受給者にとつては再就職の機会があつてもすぐに就職しないで給付を受け続けた方が有利であるような状態を助長して、いたすに受給者の滞留傾向を助長している」という問題がある、こういう指摘をいただいております。それで、受給終了後に再就職をされる方を現に追跡調査してみますと、実はその受給終了直後の一、二カ月の間に大部分の方がまた就職をしておられるというような現状もあるわけでございます。そういう意味で、今度の再就職の促進を図る意味で手当の制度をつくつたわけでございます。

しかし、もちろんこれだけで再就職の促進を図れるわけのものではないわけでございます。そういう意味では、今後安定機関において積極的な求人開拓とか職業紹介というものをやつていかなければならぬ。あるいはまた、そのための職業紹介機能をさらに充実をしていかなければならぬ。そのためにまた、こういう求人求職情報というものを的確に収集し分析するような、そして提供するような雇用情報システムというようなものも開発を進めていかなければならぬ。こんなふうに考えておられるわけでございます。

また、この制度改正にあわせて、再就職促進のための講習給付金制度であるとか、高齢者についての短時間就業でも援助していくという形での再就職促進制度であるとか、定年退職者についての雇用促進助成金制度であるとか、こういうような制度の創設などもいたしまして、いろいろな行政対応、いろいろな援助制度の中で再就職の促進をぜひ進めていきたい、こんな対応を考えておるところでございます。

○自見委員 これは労働大臣にお聞きしたいのですけれども、今回の改正によつて健全な運営を図るための基礎が固まるというふうに考えられております。西欧の諸国も、保険料を上げてみたり給付を厳しくしてみたり、本間に青息吐息という国もあるようございすけれども、今後保険料を引き上げることはしないのか。厳しくなつてきて、そのうち保険料の引き上げを図るのじやないかという不安が国民の側にも事業主の側にもあるわけでございますけれども、この保険料を引き上げることはしないのかどうかについて大臣の明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○坂本國務大臣 今回の改正は、先ほども申し上げましたように、この十年という間の大変大きな構造変化があつて、それに対応しなければこの制度の根幹が保てないというところから発足したものであります。増税なき財政再建という言い方も、そういう精神を考えまして、労使の負担の増加は極力避ける、そして仕組み、運営その他で工夫をいたしまして、この変化に対応していきたいと考えております。

先ほど局長からも申し上げましたように、今後の見通しとしては、保険財政をうまく確立をしていかないと勤労者の皆さんに不安をもたらすわけでございますから、再就職手当制度というのを新しくつくってやっていくという制度の創設がございまして、そういう制度の運営がうまくいくかどうか、あるいはもつと大きく言えば景気の変動がございまして、そういう動向、そういうような再就職手当制度の運営とか景気の動向とかそういうことをよく見なければなりませんけれども、この制度創設によって、これまでのような受給者の急増傾向や滞留傾向は改善できるのではないかと期待をいたしております、この面から財政の改善に寄与できるのではなからうか、こう思うております。

また、中央職業安定審議会の答申におきましても、全体的な支出の効率化を図ることによって、安易な保険料率の引き上げにつながらないよう努力すべきである、こういう指摘がございました。私も、保険料率を引き上げるような事態に至らぬように、今後とも制度の効率的な運営を図ってまいりたい、こう思つて最大の努力をしたいと思つております。

○自見委員 十年に一遍の改正ですけれども、どうもうまくなくてまた保険料率を上げるということにゆめゆめならないように、ひとつ本当に御努力をいただきたいと思ひます。

少し話は変わりますが、私は北九州の出身でございます、現在も産業医科大学の衛生学講座の非常勤講師をさせていただいております。ことしの二月も講義に行かしていただきました。あそこ今回、大臣のお計らいによりまして大学院を設置していただきました、この場をかりまして厚く……。労働衛生というのは非常に世界に冠たるものでございますので、いろいろな厳しいお立場があつても、ひとつ産業医学と申しますか、この興隆のためにますますの御尽力をしていただきたいという要望でございます。それからもう一つ、北九州地区では御存じのよ

うに鉄鋼などの素材産業を中心とした産業が非常に多いものでございまして、雇用失業情勢が低迷しております。全国の平均の有効求人倍率が五十八年度で〇・六〇でございまして、北九州市の八幡区では〇・二〇、小倉区では〇・二二、戸畑区でございまして、これも〇・二九というところでございまして、全国の約半分から三分の一というふうな雇用の失業状態の混迷が続いておるわけでございます。労働省をいたしまして、これまでどのような雇用対策を北九州を中心に行つてこられたか。そして、今後こういうふうな全国的三分の一、二分の一のような非常に悪い雇用状態の中でどのような雇用対策をやつていくようにお考えなのか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 御指摘ございましたように、北九州地区が現在、鉄鋼を中心に素材関連産業が多うございまして、大変に雇用失業情勢は厳しい状況にあるわけでございます。このため、我々安定機関といたしましては、北九州市の当局あるいはその企業の団体、それから商工会議所、こういった関係団体と一体となつて、北九州地区雇用対策連絡会議、こういうものを設けまして、現在この雇用失業情勢の的確な把握、あるいは失業の予防、求人開拓、こういった面でのいろいろ対策の協議あるいは推進を図つておるわけでございます。

具体的には、雇用調整助成金制度の積極的な活用を図つていく、あるいはまた、かなりの離職者の発生が見込まれる企業には、この安定所と当該労使の代表によりまして再就職あっせん委員会、こういうようなものを設けまして、離職予定者の就職促進のための情報交換をやるなどして再就職の促進に努める、あるいはこういう対策連絡会議のメンバーによりまして求人情報の交換であるとか、あるいはこういう情報収集などに努めまして、求人確保に努めるといふようなことをやつておるわけでございます、今後、この地区の雇用失業情勢はなかなか簡単によくなるような情勢

にないわけでございますので、これらの雇用対策を一層強化して積極的に展開をしていかなければならぬ。こういうふうな考えておるところでございまして。

○自見委員 その点を強く、積極的に推進していただきたいというお願いでございます。もう一点は、これは北九州市の若松の沖に、石油の国家備蓄の一環として白島の石油備蓄基地、これは海上に船のようなものを浮かべてそれに石油を貯蔵しようという、これはもう国家プロジェクトの一環でございまして、これが本年度からいよいよ北九州市で着工になるということでございます。それで、北九州市長からも五十六年です、それから五十九年にあたりまして、それを実際に担当します白島石油備蓄株式会社及び石油公社に對しまして、北九州は雇用が非常に悪いんだ、不景気だということ、白島の石油備蓄基地の建設及び運営について要望を出しております。その第二点のところに、地元の雇用について、工事受注企業に對し、労働者等の雇用に当たつてはできるだけ地元の労働力を優先的に活用していただきたい。それから、そのプロジェクトの従業員の採用に当たつても、できるだけこの北九州の住民を優先的に採用されたいという要望書を出しております。そういう点につきまして、ひとつ労働大臣の御決意を、ございましてお聞かせいただきたい。私の後ろには百万の北九州の、本当にお父ちゃんやが職にあぶれて泣いてる子供もおるわけでございます。そういう点を含めて労働大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○坂本國務大臣 ただいまの自見さんのお話にもございまして、北九州地区の不況というものは大変深刻であるということでございます、私どもも非常に心配をいたしておるところでございます。けさの閣議におきまして、地域的ばらつきの多いところはもう重点的に、弾力的に、機動的に不況対策を進めなければいかぬ。公共事業の配分などに当たつても、その公共事業の配分によりまして、そういう地域不況の激しいところは

非常に雇用に大変な効果をもたらしますから、公共事業の配分についても非常に配慮すべきであるという閣議の決定もいたしました。私も発言をいたしまして、これら地域の不況の激しいところについての公共事業については特段の機動的配慮をするように、こういうことを要望いたしておつたところでございまして。

おっしゃるとおり、この白島の開発の問題について、地元の住民をできるだけ雇用をしろというお話はもうもつとものでございまして、私も、この島の建設、それから稼働に伴う具体的な雇用の場の確保ということがありましたならば、通産省などの関係各省と連絡をとりまして、できるだけ地元住民を雇用するように努力をいたしたいと思つております。

○自見委員 きょうは通産省の資源エネルギー庁の備蓄課長さんにおいでいただいておりますけれども、同時に、北九州市の谷市長からの要望で、「地元産業の活用について。工事の発注に当たつては、工事の特殊性に鑑み、海洋土木の十分な実績を持つ業者を活用することとし、可能な限り工事分割などを行い、地元企業が受注できるように対応されたい。」やむを得ずほかの企業が来る場合も、できるだけ地元企業の技術、能力を生かすようにしていただきたい。これは本当に北九州市民の悲痛な願いなんです。そういうことにつきまして、ひとつその白島の石油備蓄基地問題につきまして、具体的に御答弁いただければと思ひます。

○岩田(満)説明員 私どもは、備蓄基地の建設を進めるに当たりまして、やはり基本的に重要なことは地元の深い御協力と御理解があるということでございます、それがまた建設を円滑に進める道であるというふうな考えておるわけで、そのような意味合いにおきまして、もし、我々の基地の建設が、地元の雇用の確保であるとかあるいは資材の調達というふうなことで、地域経済の振興にも役に立つということであればこの上ないことである、このように考えております。

現在、先生御指摘になりましたように、地元北九州市長さんから、石油公団あるいは国家備蓄会社に対して御意見をお寄せいただいております。このことは私も承知いたしておるところでございます。本日先生から改めて御指摘でございますので、通産省といたしまして、これを体しまして対処したいと思っております。

具体的には、今先生既にお触れになりましたけれども、この白島プロジェクトの場合には五十九年度から工事が本格化するというところでございまして、今後個々の建設工事について発注契約が逐次行われていくことでございまして、その過程におきまして、地元の資材調達あるいは雇用の確保ということに対処するように、石油公団、備蓄会社を指導したいと思っております。また、具体的に受注いたしました企業に対しまして、必要に応じて、私も、地元の活用ということで要請をしあるいは指導していきたい、このように考えます。

○自見委員 これで終わります。どうもありがとうございました。

○有馬委員長 池端清一君。

○池端委員 私は、まず最初に、今回の改正案の立案に至る経過についてお尋ねいたします。

申すまでもなく、今次雇用保険法の改正案は、まさに雇用保険制度の根幹にかかわる抜本的な改革案でございます。それだけに事前の慎重な審議が必要であつたにもかかわらず、いわば突如として、しかも短期間にこのような改革案が作成をされ、今国会に提案されたことは、私はまことに理解に苦しむ次第であります。なぜこのようにこの改正案の作成を急ぎ、今国会に提出をしたのか。何ゆえにこのように急いだのか。まずその理由を明らかにしていただきたいと思っております。

○加藤(孝)政府委員 雇用保険の受給者数が、ここ数年相当大幅な増加傾向をたどつてまいりました。また、これに関連をいたしまして雇用保険の収支状況も急速に悪化をしてきたわけでございまして、こういう運営の現状を踏まえまして、これが、

このような状況になってきておる現状をどう見るのか、そしてまた今後こういう状態に対してどう対応していったらいいか、こういうことを検討しなければならぬ状況に立ち至りまして、昨年八月に、中央職業安定審議会に對しまして、この雇用保険制度の問題点及び対処の方向についての検討を依頼いたしましたわけでございまして、

以来、職安審議会におきましては、雇用保険部会におきまして九回の御審議がございました。その結果、雇用保険部会報告というものが提出されまして、それを踏まえまして、労働省としても、今後の雇用保険制度の改善の考え方をこの職安審議会の本審議会にお示しをいたしまして、五回の御審議をいたした。さらにまた、社会保障制度審議会におきまして、四回にわたりまして慎重かつ熱心な御検討が行われたわけでございまして、こういう経緯を経まして、今回の改正案の提出になったわけでございまして、

そういうような経緯にかんがみまして、我々としては、関係方面の御意見等もいろいろ聞きながら、必要な検討は行われてきたものである、こういうふうな考えをしておるところでございます。

○池端委員 今の答弁は私は全く納得できません。なぜならば、昭和五十七年度の後半、既にこの時期は、五十七年度の収支決算の赤字が見込まれていた時点でありまして、この時点におきましても、労働省側は、雇用保険制度の見直しが必要なる事態ではない、このように公式な発言をされておるわけであります。また、去年の夏ごろからマスコミ各紙でこの問題が取り上げられました。その時点でも、労働省側は一貫して、現時点では雇用保険法の改正は考えておらない、新聞報道はあくまでも新聞記者の個人的な憶測にすぎない、こういう発言を繰り返しておつたわけであります。

そういう経緯を考慮してみますならば、まさに今回の態度は君子豹変する、こういう状況ではないか。前言を翻してこのような態度になったのは一体どういうわけか、重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 先ほど申し上げましたように、雇用保険の受給者数がここ数年急速に大幅な増加をはじめてきておる、また、これに伴ひまして雇用保険財政の収支も悪化してきておる、こういうような状況の中におきまして、こういう事態をどうとらえていったらいいか。具体的には、これが景気の低迷が続いておることに伴う一時的な現象なのか、それともまた今後の雇用構造というものの変化による構造的な現象なのか、こういうものの判断が我々の方としてもつきかねておつたわけでございまして、そういう意味で、この五十七、八年という時期は、模稜眊めといひますか模稜をじつと注視しておる、こういうような時期があつたわけでございまして、その過程におきまして、中央職業安定審議会への御検討を依頼し、雇用保険部会の検討が始まつた、こういうような経過をたどつておるわけでございまして、その過程におきまして、我々としても、これが保険制度の改正そのものをやらなければならぬ、やるのだ、こういうような判断を固めるに至つていない、そういう時期におきましていろいろ聞かれた場合に、雇用保険の改正をやるのかと言われて、まだやるというのを断言的には言えないという時期があつたことは事実でございます。ただその段階で、絶対にやらない、やらなくてもいい、将来にわたつてこの保険制度の改正というものは考えなくともいいのだ、そういうような意味での発言というものはないと思つたわけでございまして、そういう非常にまだ判断がつかかねておつた時期での発言に、先生おっしゃるようなニュアンスに受け取られるような発言もあるいはあつたのではないかと、こんなふうに思つておるわけでございまして、

○池端委員 受給者が非常にふえておる、したがつて収支状況が悪化をしているということが最大の理由のようでございますが、私も、確かに昭和五十七年度は収支決算では二百七十七億円の赤字が出たことは承知をいたしておる。しかし、単年度収支が赤字になったのは何も昭和五十七年度ばかりではございません。過去にも幾つかの例があつたと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 雇用保険の制度が始まりまして、失業保険制度から雇用保険制度に変わりました昭和五十年の段階で三十五億の赤字、それから五十一年度で八十九億の赤字、それから五十二年で九十四億の赤字、こういう状態でございます。五十三年度におきまして三百二十五億の赤字が出まして、そういう状況の中でこの保険料率が千分の十から千分の十一に変わる、こういうようなことがございまして、五十四年には六百五十八億の赤字、五十五年には五百七十七億の赤字、五十六年には五十六億のわずかな赤字に転化したしまして、五十七年には二百七十七億の赤字、そして五十八年の見込みといたしまして二百四十五億の赤字、こんなような収支差についての経緯をたどつておるわけでございまして、

たと思うのであります。過去どういふ状況であつたか、赤字が出た年度を具体的にひとつお示しいただきたいと思ひます。

○池端委員 それでは横立金の方はどうなつておりますか。現状をお知らせいただきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 保険料に対する横立金の割合あるいは金額については、これもやはり各年度で申し上げますか。(池端委員「いや、現在です」)とおきましての横立金の累計が五千七百四十八億になつておまして、これは保険料収入に対する割合が〇・六四九、こういう数字になつておまして、五十八年度の見込みといたしましては、横立金が五千五百三億になりまして、この保険料収入に対する割合は〇・五八九、こういうことになつてくる、こんなような見通しとなつております。

○池端委員 先ほどからの私の質問に対して局長は、その時点で雇用保険制度の改正に踏み切るべきかどうかその判断がつかかねておつた、そういうことからそういう発言を繰り返しておつた、こういう言ひであります。具体的に昭和五十七年十二月三日には雇用保険部会が開かれております。

しかも、私は、今回非常に手続的にも非民主的だと思つのは、現場第一線で職安行政に携わつてゐる職員の皆さん方、窓口で毎日苦勞されてゐる皆さんの意見というものがこの改正案に十分反映されてない、いや十分どころか全く反映されてないということです。

問題は雇用保険の根幹にかかわる問題でありますから、この問題は慎重に審議されてしかるべきであるのにもかかわらず、極めて唐突な問題提起である。私はその手順においても極めて非民主的なやり方ではないか、こう思うのでありますが、この点についてはどうですか。

○加藤(孝)政府委員 確におつしやいますように、まさに安定行政の第一線で失業者の皆さんと接しておられる、そういう方々の意見を聞くといふのは大変大事なことでございます。私どもも日ごろこういう第一線の職員の意見をできるだけ聞くような配慮というものはしておるつもりでございますし、また、今回の雇用保険の改正案をまとめる過程におきましては、主要な県の保険課長に、お集まりをいただきましていろいろな意見を聞く、あるいはまた、主要な安定所の所長さんをお呼びしましていろいろ意見を聞くというようなこともやっております。また、我々安定局の主要幹部ができるだけ機会を見ては安定所の第一線の窓口へ出かけてまして、その職員の率直な意見を聞くといふようなことに努力をしておるわけでございます。そういうような過程でいろいろ出てきております。そういうようなものを十分配慮しながらの今回の改正案の取りまとめであるといふふうに考えておるわけでございます。また今後も、いろいろな行政の運用に当たっても常にそういう配慮が必要である、こういう基本的な考え方でも進めていかなければ

○池端委員 いろいろな機会を通じて現場の意見を吸い上げるための努力をしてきた、こういうお話しであります、実際はそうではないんじゃないですか。まさに一部の幹部の間でこの問題が取りまわっていて、多くの職員が拒絶するものがある

分反映されてない。そのことは、全労働あたりでの機関紙等を見ましてもはつきり出ておるわけであります。だから、こういう問題は管理運営事項だから職員団体の意見なんか聞かなくてもいいんだということではなしに、率直に職員の声を聞いていく、率直な意見の開陳を仰ぐべきだ、こう私は思うのです。

それでは、次の問題について具体的にお願いします。

労働省が制度改正についての具体的な考え方を公式的に明らかにしたのは、ことしの昭和五十九年一月十三日、労働省が中央職業安定審議会に「雇用保険制度の問題点への対処についての具体的な考え方」なるものを提示したとき、そこが最初であった、こういうふうには私は理解をしておりますが、それでよろしゅうございますか。

○加藤(孝)政府委員 公式の場で具体的にこうい
う労働省の考え方を示したのは一月十三日でござい
ますが、ただ、その前の十二月二十七日に雇用に
係る報告が出されまして、そこにおきまして
労働部会の報告が、こういう今後の変化に対応す
るの報告では、

るための制度についての見直しを労働省は速やかにやるべきである、こういう報告をいただいておりますので、その部会報告の中身について、十二月二十七日にこの職安審議会でいろいろ御論議がございました。その席上におきまして、労働省と

してもこの部会報告を受けて、その対応をしな
ければならぬと考えておりますということは、公
式にこの十二月二十七日段階で申し上げておるわ
けでございます。

○池端委員 昭和五十年の四月に、それまででありました失業保険制度が廃止をされまして、そして

○加藤孝政府委員 五十年の制度改正に際しましては、失業保険制度研究会といういわば私的な研究会が設けられまして、そこでの検討が事前にあったわけでございます。そして、職安審議会に對しまして、四十八年の十二月に、研究報告についで説明がありまして、以後、十二月二十一日に諮問及び審議が開始をされた、そうして、五回の審議を経まして二月三日に答申が出されておるわけでございます。

なおこの間、四十八年の十二月二十五日から四十九年の一月二十五日にかけて、五回にわたる失業保険部会というものの審議も行われておるわけでございます。また、社会保障制度審議会におきまして、四十八年十二月十七日から七回にわたつての審議が行われておる、こういう経過がございます。

○池端委員　今も答弁がありましたように、五十
年の制度改正の際には、労働省は、学識経験者を

研究委員とする失業保険制度研究会を設置して、実に十四回にも及ぶ研究会を開催をして、慎重な検討を行った上で、中職審等に対して諮問することになり手順を踏んでいるわけです。今回はこの五十年改正にも匹敵するような大改革、制度改変でありながら、今回はこのような措置は全くとられておりません。しかも、昨年十月六日の雇用保険部

会の検討開始から法案確定までわずかに四カ月です。四カ月の間に猛スピードで制度改革の原案を取りまとめる、まさに異常、異例な事態であるとい

言わなければならぬと思ふのであります。したがつて、五十八年十二月二十七日に出された雇用保険部会報告書でも何と書かれてゐるか。今回は限られた期間で論議をしなければならなかつた、

したがって、とりあえず、とりあえずです、そのような論議結果を取りまとめた、こういう表現

がこの報告書には載つておるわけでありませう。しかも、制度の当事者である労働側委員からは、雇用保険制度の根幹にかかわる、基本にかかわる意見書が出される、こういう極めて異例な事態になつておるわけでありませう。極めて重要な問題でありますから、もつと議論を詰めて合意形成をする、そういう努力がなげなされなかつたのか、本来に私は不思議に思へてならないのであります。なげもつと議論を詰めてコンセンサスを得ようという努力をしなかつたのか。どうしてですか。この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○加藤(孝)政府委員 時期的に見ますと、そういう短期間という関係はあるかもしれませんが、この間、雇用保険部会におきましては、九回にわたったものの審議を重ねていただいておるわけでございます。まして、後の保険部会の報告で言われておりますことは、やはり何らかのこういう制度の見直しといたすもの、をやらなければならぬだろうが、とりあへずその方向を示して、そしてそれについて労働部会で具体的な案を一応示せ、そしてそれをまた論議をしようじゃないか、こういうような形になっておるわけでございます。

私どもは、この保険部会での審議というものは、内容におきましては諸外国の制度等も含めまして本当に懸念にやっていたいただいた審議であつた、こういうふうに見ておるわけでございます。そういう意味で、この期間が十月からというようなことではありましても、内容において実に濃密な御検討をいただいた、こういうふうにご考へておるわけでございます。

また、私ども労働省として、職安審議会に諮問をいたします前に、先生さつきお触れになりました制度改正についての考え方というものをお示しをいたしまして、そこで審議会でのいろんな御論議をいただきまして、その示されましたいろいろな御意見等を受けて、この考え方での述べましたものをいろいろ修正もいたしまして、そして正當諮問に至った、こういうことであるわけでございます。

そういう意味で、私どもとしては、今回の改正案につきましてはできる限り、この関係審議会あるいは部会における御意見等も踏まえて作成したものである、こう考えておるわけでございます。

○池端委員 検討の回数も九回もやりましたか、濃密な内容の検討をしたとか局長は言われますけれども、それじゃこの二月十日に出された中職審の答申をどういうふうにお読みになりますか。ここでははつきり「なお、今回の改正に際しては、検討のための時間が必ずしも十分でなかったという意見もある、今後の制度の見直し及び運営上の問題点については、十分早い機会に本審議会に諮ることを要する」という要望意見書が付されているではありませんか。濃密な検討をしたとか回数を重ねたということをいろいろ言われておりますけれども、私は実態はこの報告書にはつきりあらわれていると思うのです。

大臣、この報告書が端的に示しておりますように、今回の改革案はまさに泥縄式であります。全く短期間に拙速主義で事を運んだことは極めて遺憾であります。事柄が、国民の失業に対する脅威からいかにして国民生活を守るか、こういう重要な問題であるだけに、これは慎重な検討が望まれていたと思うのであります。しかるにそういうような経過にはなっておりません。極めて遺憾だと思いますが、労働大臣はどういう御所見でしょう。

○坂本国務大臣 一つの制度を改正しようというときのこの時代認識と申しましょうか、これはやつぱり、役所の対応というものは、私ども政治家から見れば常は後手後手になりやすいということが、私は日ごろから感じておったことでございます。

先ほどから政府委員が申しておりますように、雇用保険で赤字が出てきた、そうやって、これは大変だ、さてこの原因は、そういうことで中央職業安定審議会にも、いかがいしたらいいでしょ、うかというふうにして駆け込んだというような状況があったかもしれません。それは労働省といった

しましては、自分のところの雇用保険がパンクしそうだということになれば大変だと思ふのは当たり前のことでありますが、さてその原因は何かという、そのもとと基礎的な認識と基本的な認識と大局的な認識ということになりますと、さて、こうこうと、その対応を迅速かつ果敢にやるということは、役人にはなかなか難しいことではないだろうかと私は思います。しかし、それはいいことじゃありません。

しかし、そこでやはり考えてみれば、これはいろいろ、なるほど保険財政の赤字だけじゃないので、その保険というのは雇用対策の非常に大事な柱でありますけれども、雇用全体を取り巻く基礎というものがなるほどこれはどうも一時の不景気ではなさそう、二度のオイルショックだけの一時的なものではなさそう、一時的ならほつておけば、また景気がよくなればもとへ返りますから、保険財政も立ち直るといふことになるでしょう。だけれども、考えてみればどうも一時的なものではない。ここ十年、十数年という大きな高齢化の変化とか技術革新とか、それから、第二次産業によつて日本の復興は戦後緒につきましたけれども、最近になったら、世界第二の経済大国というようなことになれば、第三次産業が大きく展開してくる。構造が変わつてくる。そこへ持つてきて女子の進出が以前に考えられないほど大変大きい。なるほどそういう大きな構造変化が起きているのだな、それなら当然これは景気の変動による一時の赤字ではない、やはり構造的なもので、この赤字に気がついて、やはり構造的なもので構造的に根本から考え直して対応をいたさなければならぬ、こういう結果になったのではなからうか、こう思います。

というふうな構造的変化が大きく起つておるといふことが行政、また政治の責任でもございますので、私といたしましては、慎重に審議をするということは大事なことであることは間違いないと思いますが、単なる一時的現象ではない、構

造変化から来るものであるとすれば、基本的な制度の改正によつて変化に対応するということになり、この雇用保険にもしものことがあつたらば日本の勤労者に対して大変なことになるので、生活の安定と再就職の促進ということを目指す保険制度といたしましては、やはりここで機敏に変化に対応した方がいいという判断によつて今の法案の提出にこぎつけた、そういうふう感じておるわけでございます。

○池端委員 一時的な赤字ではない、構造的なものであることに気がついたというのであります。が、そのことは我々がこの委員会でも何回となく繰り返して言つてきていることではありませんか。何も今初めて構造的なものだといふふうな問題認識を持つ、そんなものではなかったはずであります。もしそれが事実であるとすれば、まことに労働省というのは一体どんな役所なのか、お粗末の上もない役所だといふふう言わざるを得ません。大臣、そんなことを今この場で言われるのであらう。

私は、状況の変化に応じて制度の見直しをすること、これを否定するものではありません。雇用保険財政が悪化してきているというのであれば、その改善方法を検討するのは当然なことでございます。しかしその場合でも、事柄は失業から国民の暮らしをどうして守るかという問題であります。慎重かつ十分な検討が必要だ。同時に、単に財政問題ばかりではなくて、雇用政策を含めた労働経済全般にわたる総合的、きめ細かな論議が先行されなければならぬ、こう思うのです。

マスコミ各社も言っております。雇用保険制度改正の前にやるべきことがあるではないか、それからでも遅くはないというふうなことを論議等でも言われているわけであります。もしそういうことをしないで単なる制度いじりに終わるのであれば、労働者側の委員の意見書にもありますように「二時のぎの制度改革に終り、ごく近い将来において、再び制度見直しが必要となる事態をまねく」こう言つておるのでありますけれども、こう

ならないというふうにあなた方は考えておるのであります。この労働者側委員の意見についてどういうふうにお考えになっておられるのか、その見解を承りたいと思います。

○加藤(孝)政府委員 今度の改正案におきましては、ただいま大臣も申し上げましたように、本格的な高齢化が進みつつある、あるいはまた女子の職場進出がどんどん進んでおる、あるいはまたサービス経済化といふことで第三次産業での雇用が進んでおるといふような、各般の構造変化といふものに対応しながら離職者の再就職の促進といふものを図つていかなければならぬ、あるいはまた制度の効率的かつ健全な運営といふものも確保していかなければならぬ、こういう観点から考えておるものでございまして、単なる一時しのぎのものではなくて、まさに今後の日本の雇用構造の変化に対応していかなければならぬ、こういう中長期的な観点を持つて作成をいたしておるものでございまして。

もとより、この雇用保険の制度だけでこういう今後の構造変化といふものに対応できるものではないことは事実でございまして、そういう意味ではもっと広い立場から、さらに、こういう失業の未然防止あるいは離職者の再就職といふものを図りながら完全雇用の達成を目指して努力していく、こういうことは雇用政策全体の目標であるわけでございまして。

そういう意味におきまして、昨年の十月に、第五次雇用対策基本計画というものを政府といたしまして策定をいたしました。この計画に基礎を置きましてその具体的な政策展開を図つていかなければならぬといふことでございまして、そういう今後を見通した雇用対策全体の中のまた今回のこの雇用保険制度の改正でもあるわけでございまして。

また、この雇用対策全体の再検討、そして拡充というものがどうしても今後必要であるといふこととで、実はこの雇用保険の審議と関連いたしました、中央職業安定審議会におきまして、そうい

う根本的な立場からの雇用対策の再検討をしよう、こういうことで、現在中央職業安定審議会に雇用対策基本問題小委員会というものを設置していただきまして、この雇用保険だけではなくて、雇用対策全体の新しい観点からの練り直しというものに今取り組みを始めておる、こういうことでございます。

○池端委員 私は、ある新聞のこれも雇用保険制度改正の論説について一部引用させていただきたいと思ひます。「政策の失敗や不十分さを、平然と国民につけ回すかのようにみえる最近の風潮に注意を促したい。」こう述べておられる。そして大事なことは、「いまは「勘定あつて、行政さえなく、まして政治はない」ようにみえはしないか。とくに反省を促しておきたい。」ということを重ねて述べておられます。まさに今日の労働行政に対する痛烈な批判でありまして、私も全く同感でございます。

そこで大臣、先ほど来から私も申し上げておりますように、制度改正についての検討が必要ないというようなことは申し上げておけません。十分な検討は必要であらう、こう思ひます。しかし、単年度赤字になったから即制度改正、こういうやり方ではなしに、先ほどお答えをいただきましたように、当面五千五百三億円の積立金もございまして、一時的にこれを取り崩すことによつて当面の処理を行う。そして、今後どうするかという問題については、一定の期間内で、学識経験者を含めた各界各層からの広い意見を聞き、そういう意見を求めて抜本的な根本的な対策を講ずべきではないか、私はそうすべきだ、今からでも遅くはない、こう思ふのであります。大臣、どうですか。

○加藤(孝)政府委員 ちよつとその前に、私どもも今御指摘になりましたような論説、拝見をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、現在積立金は五千五百億というような金額でございまして、一年間の保険料収入の〇・六倍という程度でございまして、せいぜい四、五ヵ月程度の保険給付に必要な額しかないわけでございます。

います。これを取り崩して一時的に穴埋めしながらというわけにもなかなかいかないものであるわけでございます。そういう意味では、御指摘の点はある程度わかるのでございまして、積立金を取り崩してというような形で一時的にしのぐというような性格のものではないという点は、御理解をいただきたいと思います。

○坂本國務大臣 制度の根幹にかかわることであるから、慎重にやりなさいとおっしゃるお気持ちには私はわかるわけでございますが、しかし、物事は潮どきというものがあつて、時代のテンポに合はせて、おくれないうように行政を進めるといふことはまた非常に大事なことでないかろうかと思ひます。

私どもの感覚では、もうちよつと早く改革をしてもよかつたのに、ちよつとおくれればせになつたというぐらゐの反省があるわけでありまして、もうこれ以上おくれれば申しわけがない。これは大事な一つの柱ではあります。大きな雇用政策全般の動きと同時に、この雇用保険制度もそれに沿ふべきである。この際改正をするというところが数千万の勤労者の皆さんの不安を取り除くことにもなるであらう、こういう意味で、もうちよつと早くやつてもよかつたのに、ちよつとおくれおつて申しわけがないというやうな気持ちを持つておるやうなわけでございます。内容は、それは積み重ね、練りに練つて、もつと立派なものをつくれというお気持ちにはわからぬでもございませぬけれども、決断の時期としてはややおくれおつて、これ以上おくれましてはいかぬのではないかとこの私が私どもの感じでございます。

○池端委員 いや、物事に潮どきがあるというところは私もよく承知しております。しかし、潮どきばかり考へて合意形成をおろそかにしたら、これは大変なことになるというのを私は言つてゐるわけでありまして、特に今回の場合は、保険料の一方の拠出者、すなわち当事者です、当事者の代表である労働側の委員の合意が得られておらない、合意が形成されておらない中で強引に制度改

革を進めるといふのは、まさに問答無用、こういう状況ではないか、やり方ではないか。そういうことで、今回の改正案を取りまとめる手続においては、大変な誤りを犯している、そういう意味では欠陥法案であると言わざるを得ないのであります。そのことを重ねて強く申し上げ、時間の関係もございまして、次に進みたいと思ひます。

昭和五十年改正の際の最も主要な改正点はどういう点であつたでしょうか、それを述べていただきたいと思います。

○加藤(孝)政府委員 五十年に失業保険制度が雇用保険制度に改正されたわけでございますが、主な点は五つございまして、

一つは、これまで所定給付日数が勤続期間に応じて定められておつたわけでございますが、これが年齢などの就職困難性というものに依つて定めらることに変更されたというところでございまして、それから、二つ目としたしまして、低所得者層に対する給付面での配慮をする、こういう観点から、離職前の賃金に対する給付率が従来六割原則といふものでございまして、六割から八割原則、六割ないし八割、こういうやうなことで、特に低所得者層に対する給付の割合を引き上げる、こういう措置をとつたことでございます。

それから、三番目としたしまして、就職支度金制度が大変乱用をされたということで、弊害が多発をいたしました関係で、その制度を廃止をしたというところでございまして、

それから、四番目としたしまして、季節出稼労働者等に対しまして従来の保険制度にかえまして、特例一時金制度というものを創設をいたしましたことでございます。

それから、五番目としたしまして、完全雇用達成を目指しまして、事業主からだけ特別に保険料を徴収いたしまして、給付事業のほかに、雇用改善事業などの三事業というものを創設をしたことでございます。

この五つが、大きな改正点であつたと考えております。

○池端委員 今、五十年改正の際の、五つの主要な改正点が示されたわけでございます。

その一つには、今もお話しがございましたが、就職困難な人たちに手厚くきめ細やかな対策を講ずるというものが、一つの改正点の眼目であつたわけでありまして、当時の長谷川労働大臣の提案理由の説明では、こう言つておられるわけでありまして、「これから高齢者社会への移行等に即応して中高年齢者や心身障害者等の就職困難な人たちに、より手厚くきめ細やかな対策をとること」とした、「このため、給付日数についても、従来、被保険者期間の長短によつていた点を改め、年齢等の事情による就職の難易度により定めること」にした、こういうふうな提案理由でも言われているわけである。就職の難易度、すなわち、これは今もお話しがございましたように年齢を中心にして給付日数を決定する、こういう方式が大きな改正点であつたにもかかわらず、今度の改正案を見ますと、実は、また年齢による給付日数に加えて被保険者期間を加味する、こういうことになつてゐるわけでありまして、従来、問題があつたとしてこの勤続年数を考えなかつた、年齢中心にしてゐたといふものを、今度は年齢を併せて百八十度の転換です。これは一体どういうことなのか。十年前にあつたこの制度改正の必要を語る述べられて、こうしなければならぬと言つておつたものが、十年経つてまた百八十度の転換、これは雇用政策に全く一貫性がない。

私は今その制度の是非を論ずるのではありませんけれども、こういうふうな右に揺れ、左に揺れ、振幅が激しいわけでありまして、十年の間に、これは雇用政策、一貫性がないと言つても仕方がないのではあませんか。大臣、どうですか、ひとつ。

○加藤(孝)政府委員 十年前の制度で考えておりました当時は、先生今お示しございましたように、まさに就職の難易度といふものか、具体的に、年齢が例えば五十五歳以上の高齢者については三百日、これは保険の期間が例え一年でも二年

昭和五十九年四月十七日

でもあるいは十年以上でも同じ三百日、こういうことで定めたわけでございます。この十年、そういうことで運用してまいります中で、最近におきまして、当時予想していたよりは、本当に急速に高齢受給者の増大傾向も出てきておる、こういう中におきまして、比較的短期間で離職をする方につきましても長期の給付が保障される、こういうような形がずっと続きます中で、制度全体として見た場合に、給付と負担の不均衡というものが相当に拡大してきた、こういう問題が出てまいったわけでございます、これがまた保険の健全な運営という面でも若干問題があるというふうなことで、これまでのそういう年齢に応じて、あるいは就職の難しい人には長く、就職の比較的容易な方には短くという原則は基本的には維持しつつ、若干の給付と負担の公平という観点からの手直しも今回やった、こういうことでございまして、そういう事態の推移にやはりある程度対応もしていかなければならぬだろう、こういうことで、そういう原則は維持しながらも若干の手直しをした、こういうことでございます。

○池端委員 論理が一貫しておらないんですよ。政策の振幅が激しい、こういうふうに言わざるを得ないのです。
ここに「雇用保険の理論」という遠藤政夫氏著、昭和五十年七月一日発行の書物がございまして、遠藤政夫氏は現在自由民主党所属の参議院議員でございます。昭和五十年当時は労働省のどういうポストにおられて、この雇用保険法の制定にはどういふふうに関与されたのか、お尋ねをしたいと思います。

○加藤孝政府委員 昭和五十年当時は労働省の職業安定局長でございまして、この雇用保険制度への改正の担当局長で、その制度創設に携わった方でございます。

○池端委員 その遠藤さんがこの書物の中で書いておられます。書物ばかりではありません。当時の会議録にも実は明確に出てくるわけでありまして、一応私はこの書物を取り上げて申し上げたい

と思うのであります。

拠出期間の長短に応じて給付日数を決める方式が保険固有の原理であるかのような考え方が生まれてきたが、これは私保险的な考え方に近いものである。より社会保障の理想に徹していくには必要な人に必要な給付を行うというしくみにできるだけ近づけていくことが必要である。失業給付は、失業という事故に対して、再就職までの生活の安定を図るための給付を行うのであるから、現段階においては、年齢等による就職の難易度に応じて給付日数を定めることが最も合理的であると考えたものである。

そういうことを強調しているんですね。最も合理的だ、こういうふうに言っているんですね。最も合理的だ、こまめはつきり言われていることが、今度はまた大きく変わる。さつきから私が言っておりますように、労働省の労働政策、雇用政策には哲学がないんじゃないか、こう思うのであります。フィロソフィーがないんじゃないか、こういうふうにいるのです。

大臣、あなたは「眼は遠山を望むがごとく」と言われた。遠山を見つめるのです。しかし、これでは右顧左顧でしょう。右を見、左を見、これでは剣道の極意じゃないでしょう。どうですか、大臣。こんなにぶれが大きくていいんですか。

○坂本國務大臣 剣道のお話が出ましたが、確かに「眼は遠山を望むがごとく」ということは、常に大局を見なさいということでありまして、歴史の歩みもまたよく考えなさいということでありまして、単なる労働行政、単なる雇用面、その中の一環の雇用保険制度だけを見ようというのではなしに、もつと世界を見、日本を見、その大きな流れに従って労働政策を考え、その一環として雇用保険制度もその中に見る。しかし、大きく目をつけるといふことが基本でございまして、その次に「ただし手の内は生卵を握るがごとく」というのがございまして、これは眼は遠山を見るんですけれども、手の内がかたかったら変化に対応できなくてやられてしまう。これは常に、真剣勝負の間にあ

つても非常にソフトなやわらかな対応をしまして、硬直しておるといふことが一番悪いことであらうと硬直します。生きていくうちはやわらかいでしょうから、生卵を握るような態度で変化にまた対応しなければならぬ。この両方が要るわけでございます。まして、遠山を見る眼の方が格が上であります。しかし、常に変化に対応していくことが、時代の進運に応じて行政がとらなければならない、特に政治はそう心がけるものである、こう思いますが、大きな変化が起こっておりますので、世界の中の日本にもなりましたし、あるいはまた日本の経済社会、いろいろな情勢が変化しておりますし、その中で雇用の形態も大きく変化しておりますし、また、その中の一環としての雇用保険も変化に対応いたさなければならぬ、こう思っております。労働省といたしましては、雇用保険制度をしっかりと守っていくことが勤労者の皆さんに対する一番の務めでありまして、その中で、技術的にちよいと動かしつつは永久不磨の規則とまでは私は考えてはおりませんので、ここはやはり変化に対応したらいかかと思ふ。しかし、遠藤さんのおっしゃることは私は一つの理想として、技術的な面であらうとその中には哲学があるということはいくわがりますが、私もどなたもいたしませんが、この際は保険料を上げないでその中でやりくりをするという点、その点も買っていたらだまして、つまり大衆の負担というものに甘えないで、自分の中で汗を流して何とかやりくりして、この保険制度を守っていくということが日本の勤労者のために非常に大事だ、そういう点からいいますれば、多少の手直しもある程度お許しをいただきたい、私はそう感じておるわけでございます。

○池端委員 生卵の話は前回もしましたが、もう繰り返すことはやめましますけれども、「手の内は生卵を握るがごとく」と言っておるけれども、実際は、雇用保険法の改正は生卵を握りつぶすがごとき内容だということだけは、はつきり申し上げ

ておきたいと思う。この理論は十年も持たなかったということになります。十年も持たない耐用年数でやられたんじや労働者はたまったものではございませぬ。首尾一貫しない。先ほどもお話しがありました、朝令暮改的なやり方で振り回されるのでは労働者はたまったものではない。このことを強く申し上げておきます。

特に、次に触れたいことは、五十年改正でも強調されておりました中高年齢者等就職困難な人たちに手厚い方針であったものが、今度は六十五歳以降新たに就職した者に対しては雇用保険は適用しない、こういう措置になっておるのです。高齢者を優遇するのだ、こう言いながら、一方では六十五歳以上新たに就職した者については適用しない。これは年齢差別ではないですか。高齢者切り捨てではないですか。言うこととやることが違うんじゃないですか。私はそう申し上げたいのです。どうですか。

○加藤孝政府委員 今回、六十五歳以降新たに雇用された人たちが被保険者とならないということにいたしましたのは、六十五歳以上の人たちは一般には引退過程にある人たちでございまして、したがってフルタイムの常用雇用を希望する人よりは、むしろ短時間勤務とかあるいは任意就業とかいうようなことを希望する人が多いとか、あるいはそのまま引退することを希望する人も多い、こういう実態を踏まえたこともありまして、労働省としては、五十五歳以上の高齢者対策については懸命に、なお定年延長の促進であるとかあるいはまた六十歳台前半層の雇用就業対策の促進であるとかをやっておりますが、六十五歳以上になりまして、その辺は一般的には引退過程にある、こういう実態を踏まえたものであるわけでございます。高齢者のそういうニーズに合わせて、フルタイムの就業というものを対象とする雇用保険制度において、これはなかなか十分に対応できないという面もあるわけでございます。そういう意味で、今後、こういう高齢者が現実に六十五歳以上になられますと、フルタイムの職業につく、そ

してそこで一年以上勤務して、また再び離職をされてフルタイムの就業を希望される、こういうケースというものが一般的には非常に少なくなってきたおる、こういうような実態を踏まえまして、こういう雇用保険制度の対象からは除外していただく。しかし、こういう人たちが実際に六十五歳を超えた方でも、なお就業をいろいろ希望される方はあるわけでございます。そういう任意就業の形、短時間就業の形、いろいろございます。また、中にはフルタイムの雇用を希望される方も、数は、率は落ちますがあるわけでございます。こういう方たちに対しては、もちろん国といたしまして、安定所というものを通じましての職業紹介上、できるだけのお世話をする努力はしていく。あるいはまた、現在全国二百七十都市におきまして、安定所と市と共同いたしまして高年齢者職業相談室というものを設置しておるわけでございまして、そういうところにおいて、紹介とか相談というようなことでの高年齢者の就業の促進という面での御援助はいろいろ申し上げていきたい。こういうようなことでおるわけでございます。

○池端委員 六十五歳以上の高齢者は雇用からの引退過程にあるものだというふうな決りつけるところが私はおかしいと思うのです。人それぞれには個人差がございまして、引退するかどうかは個人の選択にゆだねてしかるべきものではないでしょうか。それをもう、六十五歳以上は引退過程にあるのだから、そして年金生活でやっていきなさいと、引退志向を促すがごときやり方というのは、私は憲法二十七条に言ういわゆる労働権の否定だと思ひます。再三労働省は、六十五歳以上は引退過程というのを強調されますけれども、私はそのことには絶対納得できないわけでございます。特に、現実の調査でも、労働省の調査です、六十五歳以上の就業希望者の中で、どういう就業形態を望むかという調査に対して、雇用労働を希望する者が四六・四％、そのうちの通常勤務、いわゆる今局長の言われたフルタイムというものですね、通常勤務希望者が実に一六・六％に上つて

いるのです。二割近い数字がフルタイムを希望する。これは労働省の厳然たる調査によつて出ているのじゃないですか。そういう現実をも否定するやり方ではないか。老後、悠々自適であるとか晴耕雨読であるとか、そういう言葉がありまして。私たちも老後はそういうような悠々自適の生活をしたたいという願ひを持っておりますけれども、しかし人によつては六十五歳以上になつても食わんがために働かなければならない、家族を養うためには働かなければならないという人も現実には相当たくさんいる、それが日本の今日の状況なんですよ。そういう人たちを一律に引退過程にあるというふうな決めつけ、これは高年齢者対策ではないのではありませんか。大臣、どうですか。高年齢者対策を充実強化するということと現に行おうとしていることにあなたは矛盾を感じないのかどうか、その点をはつきりとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂本國務大臣 人生五十から人生八十になつたのですから、それは今おっしゃつたように、人に雇われたらフルタイムで働きたいという人も十数％、二〇％近く、一六％あるという、それはまあそれでしようね。その人たちのためには、労働省といひましてでもできるだけのことをしたいと今政府委員が答弁をいたしておりますが、一六％、ほとんど多数がフルタイム希望というわけではないわけでございますから、そここのところの兼ね合いでございますけれども、この雇用保険制度はフルタイムを一応前提にしておるものでございまして、その中で十数％ということになると率が非常に低い。薄情なわけではないことと率があるが、政策の重点を置くにせよとウエイトが低いのではないか。限られた能力と財政の中で重点を志向するのは、やはり六十五以上よりも六十から六十五歳、この辺に今重点を置いておる。それから、これはもう大分動いておられますけれども、六十までの定年延長をしなければならぬ。そういうふうな重点が向いた結果、六十五歳以上の

方々に対する施策というものは、今局長が申し上げたようなことになっておるのではなからうかな。決して比率が少なからぬという切り捨てをするつもりはございませぬけれども、その前にもつとやはり、六十歳台前半層に精力をそぎ込んでいかないと大変なことになるといふところの方の危機感が強かつた結果、今の局長のような答弁になつたのだと思つておられます。

○池端委員 切り捨てるつもりはないと大臣は言われました。言われましたけれども、私にはどうしても、今度の改革案を全体を通して見ると、これはもう年齢差別であり、高年齢者の切り捨てにつながるものと言わざるを得ないと思ひます。

かつて、枯れ木に水をやるばかりはないという暴言を吐いた人がおりました。枯れ木に水をやるばかりはない、こういう思想が今度の改革案にもつながつてゐるのではないのでしょうか。私はそのことを断じて容認できないということを明確に申し上げておきたいと思ひます。

さらに、労働政策に一貫性のないものとして、再就職手当の問題がございまして、今度また出されてきた。これは、失業保険法の時代には就職支度金制度というものがあつたわけです。ところが、先ほど局長も言われたように、乱用され、弊害が多かつた。こういう理由でこれは十年前廃止をされたのです。ところが今度は、名前こそ違ひますが、再就職手当という名前になつておりますけれども、中身はあの廃止された就職支度金制度の復活、こういうものになつてゐるわけで、名前こそ違ひ、また再び衣裝をかえて登場した。これでは私が先ほどから言つてゐるように雇用政策に「一貫性がない、こういうふうな言わざるを得ないのであります。

この制度については、OECDの日本の雇用政策の検討の際にも、これは大変な問題だといふふうに指摘をされ、この制度はその政策目的と政策効果がほとんど失われたといふことで廃止をされたわけでございます。先ほど触れた「雇用保険の理論」の中にもそのことは明確にうたわれております。ところが、また再び頭をもたげてきてゐる。どうしてこんなふうにくるくる政策が変わるのでしようか。朝令暮改です。なぜ再びこの制度が姿をあらわしたのか、その理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○加藤孝三政府委員 前の失業保険法時代におきます就職支度金制度というのは、確かに今回提案しております再就職手当制度と考へ方が似たものでございまして、ただ、前回のこの制度は乱用防止の規定が十分でなかつたといふようなことなどございまして、就職支度金を受給すると直ちに再就職先を離職してしまふ、あるいはまた就職支度金の受給を目的に半年程度の短期の就職を繰り返す、こういうようなことが一部行われまして、この制度本来の趣旨と非常に異なつた乱用が相当見られたわけでございまして。そういうような実態の中で廃止をされたわけでございまして、今度御提案申し上げておりますものは、就職支度金制度時代のこういう運用の問題点にかんがひまして、その支給につきまして、一年を超えて雇用されることが確定であると認められるような安定した職業につく場合に限りというふうなことにいたしました。そして再就職手当を受給した後三年以内にまた再就職したという場合には支給しない、こういうような形で乱用防止の趣旨をしつかり盛り込んだ形で御提案をしておるわけでございまして。この再就職の促進のための特別な手段が、この雇用保険制度に切りかわつたときになつた関係もございまして、雇用保険部会での検討結果の報告にございまして、現行制度に「受給者の再就職意欲を喚起するための援助制度がない。このことは、給付額が比較的高いこととあひまつて、受給者にとっては再就職の機会があつてもすぐに就職しないで給付を受け続けた方が有利であるような状態をかもしたしており、いたずらに受給者の滞留傾向を助長してゐる。」、こういう問題指摘が今度の雇用保険部会からなされておるわけでございます。こういうような問題指摘を踏ま

えまして、再就職の促進のためのこの手当制度を、乱用防止の規定をはつきり設ける形において御提案をさせていただいておる、こういうこととさせていただきます。

○池端委員 先ほどからいろいろお答えは聞いておりますけれども、本当に時計の振り子のように右に揺れ左に揺れて一貫性がない、残念ながら私はこのことを申し上げざるを得ないのです。

再三の引用で恐縮でございますが、ここに昭和四十九年五月七日の雇用保険法を審議した際の会議録がございます。ここで我が党の多賀谷委員がこうおっしゃっている。

どうも労働省のお役人は、頭がいいせいか、ゆれが非常に大きいんですよ、振れが。ことに、失業保険法改正の歴史をずっと見てごらんない、実にゆれが大きいんですよ。ですから、いま問題の就職支度金だってそうでしょう。あるいは、勤続年数によって給付を増した者でもそうでしょう。そうして今度は反省かどうか知らぬが、その上に立って、ばつさりこの制度をやめて、そうして今度は年齢層でいくんだ。年齢層によって区別するんだといったら、今度は若い者をばつと下げてくる。どうも政策が一貫してないんですよ、これはものすごく。

どうも先生、恐縮です。私は同じせりふを十年後また繰り返さざるを得ない、多賀谷先生が言われた話をまたここで申し上げなければならぬ、こんな残念なことはないと思うのです。大臣、失業保険法改正の歴史にはこういう経緯があるのですよ。左に行き、右に揺れ、こんなこといいんでしょうか。だから、私は先ほど哲学という、生意気ですけれどもこんなことを言ったんだ。大臣は、事実を正確に押さえて言っているのかどうかわからないけれども、もっと早くやるべきだなんということも言われている。どうですか、こういう歴史があるということを御承知ですか。

つまでもそのままそれが通用するということなら本当に結構でございますし、右へ行ったり、これはいかぬと思つて左へ戻ったり、こうやつてジグザグやるのが大体のケースじゃないでしょうか。大きな失敗だったからこれはいけませんけれども、人間のやることですからそれぐらいのことはあるのではなからうかと思つております。

かえつて時計の振り子が動いている方が大過がないのでありまして、振り子がとまるとこれはそれで終わりなんです。そういう点もあつて、そのときそのときにゆれが大き過ぎた、おっしゃる点はわかるような気持ちもいたしますけれども、今の十年の間に朝令暮改とおっしゃいますけれども、この十年間は過去の五十年、百年に匹敵する部分もあるのではないのでしょうか。そういうようなことも考えあわせれば、一生懸命知恵を絞つて、少しでもいいようにと思つて、今度おっしゃるようなぶれを起こしたので、決して悪い意味でやつたわけではないのです。少しでもよかれと思つてやつた軌道修正であると思つております。

○池端委員 単なる軌道修正ならわかりませんが、中身はそんな軌道修正なんというものでないのです。あなたは、人間のやることだからと慎重にやりましよう、こう言っているのですよ。余り拙速では過ちを犯すことになるから、人間のやることだから慎重にやろうというのを私は口を酸っぱくして言っている。

時間の関係もございまして、次に進みますけれども、問題は失業者をいかにしてふやさないで低く抑えるか。失業者を出さない、完全雇用というこの政治の大原則に向かって労働政策にどう取り組んでいくか、これが大事だ、私はこう思うのであります。

そこで、最近の雇用失業情勢であります、景気は回復基調に向かっていることを盛んに言われている。一条の光明が漏れ始めたと言われ

ている。しかし現実の雇用失業情勢は厳しい。一体労働省としては雇用失業情勢の現状と見通しについてどういうふうにお考えおられるか、どう把握されておられるか、その点を尋ねたいと思つております。

○加藤(孝)政府委員 昨年の春ごろあたりから、輸出を中心にいたしまして生産が増加いたしました。それに関連いたしまして、夏ごろから輸出を中心に求人が増加してまいりました。秋から暮れにかけては、そういう輸出関連業種からさらにいろいろ消費関係、繊維関係等々へ波及をしてまいりまして、現在、建設業を除きまして全業種的に対前年求人増、こういうような情勢になつてきておるわけでございます。

この間、求職は比較的落ちついた動きを示しておりました、このため有効求人倍率も昨年の七月を底にいたしまして、〇・五八倍というものを底にいたしまして、毎月じりじりとわずかずつではございますが求人倍率が上昇を続けておりまして、ここの二月には〇・六五倍というところまで回復をしてまいりました。

また、この間におきまして雇用者数も全体としては増加を続けておりまして、ここの二月には前年に比べまして雇用者数で約六十六万人の増、こういうような状況にあるわけでございます。

しかしながら、一方、完全失業率というものの動きを見てみますと、昨年の八月に二・八〇というこの完全失業率統計始まって以来の高い数字を記録いたしました。その後一進一退を続けております、ここの二月には二・七三、比較的やはり厳しい状況になつておるわけでございます。また、業種別あるいは地域別に見ますと、なお、こういう全体の景気回復とはまた別に、構造的な不況業種というふうなものも抱えておる業種、地域等におきましてなお依然として厳しい情勢が続いておるといふようなことで、やはりこの雇用の改善にはなおいろいろ跛行性が見られる、こういうような状況にあるわけでございまして、また、雇用の求人がふえ、あるいは求職がそれに見合った程度

になりまして、新しい業種、職種についてうまく求職がそれに結びつかないとか、あるいはまた都会で求人が出ても求職者の方は地元で就職したい、あるいはまた年齢が、求職者の方は高齢者が就職したいと言ひましても、求人側の方は若い人が欲しい、こういう年齢だと地域とか業種等によるミスマッチというふうなものが、今後やはりこういう構造変化が進む中で拡大していくおそれもあるわけでございます。

そういう意味で、私も、今後の雇用失業情勢についてはなお十分注意をして見ていかなければならぬというふうに見ておるわけでございます。その結果、一応こういう全体的な景気回復の中で、完全失業率も二・六％という五十八年の状態が二・五程度にわずかですが下がる、完全失業者も百五十五万が百五十万程度というような程度にこれがおさまる、というふうなことを目指しての努力をしていかなければならぬ、そんな情勢にある、こんなふうに見ておるわけでございます。

○池端委員 それでは、具体的な雇用対策について幾つかお尋ねをしたいと思います。

一つは、ME革命の問題でございます。産業革命に次ぐ新しい第三の波と言われているマイクロエレクトロニクス革命、大変なスピードで進んでおるわけです。これが雇用に及ぼす影響ははかり知れないものがあるというところは今さら申し上げるまでもないのでありますが、実は本年二月、電機労連が「マイクロエレクトロニクス革命化における雇用確保と労働の人間化をめざすガイドライン」というものを発表いたしました。これは当時マスコミでもいろいろ取り上げられました。私も読んでみました。非常に貴重な労作だ、こう思うのであります。今日、私はここに出席しておりますME技術システム協定、こういうモデル案がやはり各企業において締結されることが望ましい、そういう方向でやはり行政指導というものを強めていく必要があるのではないかと、そういう時期に来ていふのではないかと、こう思うのでありますが、その点についての見解をお聞かせ願いたいと思ひま

す。
○加藤孝政府委員 御指摘にございましたように、最近このM.Eを中心いたしました技術革新が急速に進んでおり、それが単にこの生産部門だけではなくて、事務部門、流通部門、あるいはまた国民生活の各分野にまでいろいろ広がっておりますという状況にあるわけでございます。このM.Eの導入に伴います雇用への影響につきましては、私も非常に問題視をいたしております。いろいろ調査なり検討なりを続けておるわけでございますが、現在までのところは、関係労使の大変な御努力によりまして、全体としては深刻な問題が生じている、こういうふうには考えられない状態にございます。

しかし現実には、今の御指摘の報告にもありますように、労働者の適応の問題、あるいはまた、配置転換に当たつての問題等いろいろございします。あるいはまた、導入された分野では新規の採用が抑制されるというような傾向もございします。あるいはまた、仕事の内容にもいろいろ変化が出てきておりました、それをめぐりまして、不適応の問題とか新たな職業訓練の問題とか、いろいろそういったようなものが必要になつてきておるといふような問題があるわけでございます。

そういうような状態の進行の中で、私どもも、こういうM.Eの導入に絡みまして、何はさておき、とにかく労使間の十分な意思疎通というものがあるべきではないかなければならぬ。あるいはまた、この導入に絡んでのやはり基本的な物の考え方、例えばできるだけそういう離職者とかいうようなものを出さないようにするか、あるいはまた、できるだけ不適応を起こさないように能力を高めていかなければならぬとか等々、いろいろそういう必要な観点というものをしっかりと国民的コンセンサスにまで高めていかなければならぬ、こんな考え方を持っておるわけでございまして、現在、学識経験者あるいはまた労使のトップレベルの皆さんに参加していただきまして、雇用問題政策会議というのがございまして、有沢巳巳先生

を座長にする会議でございしますが、そこにおきましていろいろ今御懸念、御意見の交換をいたしております。近く、今までの御懸念をされてこられました、検討されてきました意見が大臣あてに出されるというような段階に来ておりますので、そういった広い立場からのM.E問題の導入についての国民的コンセンサスの形成を目指して私どもも努力をしていかなければならぬ。こんなふうに考えておるところでございします。

○池端委員 私はきょうここに就職情報誌を持つてまいりました。いろいろ今売られているんですね。分厚いものも相当あります。週刊、月刊、何種類あると思いますか。

○加藤孝政府委員 現在全国で発行されております有料の就職情報誌というのは、私どもが把握しておりますのは四十二種類、それから無料の情報誌、パンフレット、こういったものが約百五十種類、こういうような数を私どもとしてはつかんでおるわけでございます。

○池端委員 私も四十二種類、有料なものがあるといふふう聞いておるわけであります。これは今まさに就職情報誌のはんらん時代です。これがベストセラーズで売れているということ、これは裏返せば、現在の公共職業安定所が残念ながら真に職安の機能を果たしていないということにもなるのではないかと、こういうふうにおもうのです。

現場の第一線で頑張っておられる職員の方、本当にその御努力には敬意を表するわけであります。が、何せ人員が足りない。圧倒的に不足です。ですから、一人の紹介について対応できるのは大体五分程度だ。これでは満足な紹介活動なんかできませんよ。だから、私はこの際、こういう就職情報誌がはんらんしている、その陰にあるものにメスを入れて、やはり職安を真に国民に愛される魅力のある職安にするためには、人員の増を含めた再検討が急務ではないか、私はこう思うのです。それからもう一つは、いろいろな就職情報誌の中には、私もばあつと見ましたけれども、誇大広告ではないかと思うようなものもございしまし

た。先日は「高給優遇、女性を求める」という広告があった、行つてみたらこれは愛人バンクだったというケースも実はあったといふふうに報道されております。行き過ぎもあるわけですね。こういうものについてやはり的確な行政指導というものはあつてしかるべきだ、こう思うのですが、どうですか。

○加藤孝政府委員 まず、安定所の体制の整備の關係でございしますが、率直に申しまして、この全体の定員削減の中で、我々安定所の職員についてもネットでは減という状態が続いておることは事実でございします。そういう中でいかに安定所の機能を高めるか、こういうことで、昭和五十五年度からこの安定所の窓口につきましての再編整備というものを進めておりまして、ある程度自主的に求職を選択できるような人についての対応についてはある程度簡略にしよう、そして、実際に専門的な相談、援助が必要なる人については、就職援助の窓口を設けてそこできめ細かくいろいろ相談する、あるいはまた心身障害者など特に就職に当たつての特別なお世話をしなければならぬ人については、そういう特別の窓口を設けてまして、要するにその求職者のそれぞれの必要性に応じてある程度、職員の対応の仕方も窓口窓口で変えていくといふような形で、効率的な窓口対応のあり方を進めておるわけでございます。

しかし、それだけではもちろん十分ではございません。私どもも、この昭和六十一年度を目指しまして、全国の安定所の求人求職情報というものをネットワークで結びまして、総合的な雇用情報システムを何とか完成いたしまして、まさに地域における総合的な雇用サービスのセンターとして何とか安定所というものを確立していこう、こんなことで今鋭意取り組んでおるわけでございします。

就職情報誌の關係でございしますが、これはいろいろ御指摘ございましたように、私どもも注意して見ておりますが、やはり実際の勤務条件あるいは仕事の内容といういろいろ違つておるといふような

問題もございします。あるいはまた、労働者の募集の名をかりて、今そういう例もありましたが、不動産会社がその営業職員を求む、こういうことで募集いたしまして、営業職員をやるにはまず自分で土地を買つてみなければだめだから、まず買えという極端な例まであるわけでございします。そういう意味では大変いろいろ問題もある、こう考えております。

そういう意味で、今、こういう情報誌に対しまして広告掲載基準というものをしっかりと自主的につくつて、そしてそれを自分自身で守つていただくような指導をしておるわけでございしますが、うっかりしますと言論統制的な形の問題にもなりかねませんので、なかなか慎重を要します。要するに読者を惑わし誤解を与えるようなことのないよう、やはりとにかく、そういう発行者が良識を持つて自主的にそういうようなことをやつていただくといういろいろ働きかけを今いたしておりますが、一般の問題と違ひまして、行政権力で行うという形のものではないので、対応については今後またいろいろ検討させていただきたいと思つておるわけでございます。

○池端委員 次に、婦人労働者の問題であります。婦人労働者が妊娠、出産、育児等のために仕事を続けたくとも続けることができないで、やむなく退職をせざるを得ないという方が多いということ、これは私は非常に大きな問題だと思つております。今、私も日本社会党・護憲共同は、一部の職種に適用されている育児休業制度を充実して、これを全職種に適用すべきだといふふうに考え、その法案を提出すべく準備中でございますが、育児休業制度の充実強化を推進する、こういう考えについてはどうか、労働省の見解をいただきたいと思ひます。

○赤松政府委員 おおねの育児休業制度につきましては、昭和四十七年に制定されました勤労婦人福祉法の中で、初めて育児休業という言葉が取り入れられ、それにつきましては、使用者がこういう制度を導入するにという努力義務規定が設

昭和五十九年四月十七日

けられたところでございます。

労働省といたしましたは、先生が今御指摘になりましたように、育児のために職場を去るということが、日本のような終身雇用のもとにありましては、婦人の職業上の地位を高くしにくいという状況を認識いたしまして、また、出産後の一定の期間は子供を直接自分が育てたいという方の多いことにも着目いたしまして、この制度が非常によい制度であるというふうに考えているわけでございます。

そこで、勤労婦人福祉法ができました後、いろいろな方法を講じまして、これが普及されるようにというところで普及のための努力を続けてきたわけでございます。例えば、この制度を取り入れた企業に対しては、その導入のために必要な経費の一部を援助するというような方法もとってきておるわけでございます。また、最近では、育児休業の促進のためのPRと申しますかキャンペーンのために旬間を設けまして、その十日間は集中的に育児休業についての知識を普及するというようなキャンペーンの期間も設けて、その普及の推進に努めているところでございます。

○池端委員　大変時間もなくなりましたので、まだいろいろお聞きしたいのでありますが、最後に、船員保険の関係についてお尋ねをしたいと思います。

今度の改正案を見ますと、雇用保険と船員保険との間にはあらゆる面で大變な格差がある、こういう状況です。例えば受給資格の制限にしても、陸の場合には六十五歳であるにもかかわらず海は六十歳。給付日数にしても、あるいは高齢求職者給付金や再就職手当についても同様に格差がある。制度の成り立ちが違ふからこうなっているんだというふうにおっしゃるのかもしれないが、同じ労働者ではないか。なぜこのように海陸格差、それも著しい格差があるのか、その理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤(隆)説明員 船員保険の失業給付につきましては、従来から、原則といたしまして、陸上労働者

働者につきましての雇用保険の給付に準じた取り扱いをすることとでございます。今回の改正に当たりまして、基本的には雇用保険法の改正の趣旨に準じたものでございますけれども、所定給付日数等につきまして、船員の特殊性あるいは財政事情といったものを勘案いたしまして、一部雇用保険法の内容と異なる取り扱いをしているところでございます。特に所定給付日数につきましては、現行の給付日数におきまして既に雇用保険法と船員保険とは日数に差がございますので、それを踏まえまして給付日数を改正をした、こういう事情でございます。

○池端委員 どうもはつきりしませんね。船員の特殊性ということで抽象的に言われたら、これはもう話にならぬわけですよ。

あなたが言いたいことは、例えば年金の支給開始年齢が厚生年金は六十歳だ、船員は五十五歳だ、こんなところにも差があるんだから、優遇されているんだからということを言いたいのだろうかと思うのですが、私はそんなことは理由にならなないと思うのです。

先ほど雇用保険のところでも申し上げたように、働く能力には個人差がある、しかも、五十五歳を過ぎても、陸上生活が長かったということで年金の受給資格のない方もたくさんおります。さらにまた、五十七年十月一日現在の運輸省の調査でも、五十五歳以上でも就労している方がかなりの数に上っている、こういう実態を見るならば、この陸と海とで差をつけるというやり方は、船員の特殊性の名に隠れた大変な船員切り捨て政策である、こう言わざるを得ませんが、どうですか。

○佐藤 隆 説明員 ただいま先生のおっしゃいましたように、六十歳と六十五歳の問題につきましても、雇用保険におきましては、六十歳の定年制というものを考慮いたしまして、引退過程にある年齢ということで六十五歳としているわけでございますけれども、船員につきましては、定年制のほうに実態というところを見えますと、労働協約によ

りまして五十五歳から五十八歳というところがほとんどでございまして、こういうたような面が今申し上げました船員の特殊性ということかと思いますが、こういったことから、海上労働からの引退過程ということで六十歳としているというようなことでございます。

○池端委員 引退過程、引退過程と盛んに強調されるが、実態としてはそうではないということをするさつきから申し上げておるのです。そういうようなことを理由にして格差を設けるということは、私は全く納得できません。きょうは時間がございませんので、この船員保険の問題は、また別な日に、同僚委員からいろいろ御質問をお願いしたいと思うのであります。

この船員保険制度を支える船員、被保険者の数が最近非常に減少しております。失業部門ではわずか十六万人、こういう状況、ピーク時には二十七万人もおった方が今は十六万人という数であります。こういう現象はどんな理由でこんなふうになつたのですか。時間がないから早く答えてください。

○佐藤陸説明員　今おっしゃったように、船員保険の被保険者の減少が非常に目立つわけでございますが、私どもが考えておりますのは、基本的には、第一次オイルショック以来の海運業界の不況、それから二百海里問題に伴います漁船の減船、船舶の近代化に伴う必要人員の減少等といったことが、この被保険者数の減少につながっているものと理解しております。

例えば、近代化船と称して二十二人の乗組員が必要なものをも十八人に削減している、将来は十六人にしようという計画さえあると私は聞いております。こういうような形で余剰船員をどんどんつくっていく。一方ではどうしているか。安い賃金で外国の船員を雇い入れている混乗方式というのだそうであります。日本人の船員と外国人の船員を一緒に乗せるから混乗方式、この混乗方式を推進している。そして安上りの雇用政策というものを進めている。そして日本人船員の雇用の場を縮めている。日本人船員切り捨ての方針をとっているというところに問題があるというふうに私は思うのでありますが、運輸省ですか。

○佐藤弘説明員 船員制度の近代化でございませうけれども、近代化の眼目といたしますところは、海運の国際競争力、これを維持するということにあるわけでございます。例えば、船員費が途上国の船員に比べまして相当高くなつておるといふ現実問題もございまして、そういう現実問題に対応いたしまして、優秀なる日本人船員の能力をいかに發揮せしむるかということが眼目になるわけでございます。そのためには、少数の優秀なる乗組員で運航できる船舶というものを推進していくということがあるわけでございます。したがって、これは、雇用対策上から見ましたら、日本人の船員を切り捨てるということではなくて、むしろ日本の船員の雇用場を確保するということにつながるというふうには私は考えております。その対策を推進しておるといふふうに考えておるわけでございます。

○池端委員 本当に、それほど胸を張って雇用対策を進めていると言ひ切る自信があるのでしょうか。陸の部門も悪いけれども、陸の部門に比べて海はもっともつとこの対策が立ちおくられているというふうに私は指摘せざるを得ないのであります。

いわゆるマルシップの問題ですね。日本船籍でありながら外国の船主に貸す。したがって、船主は外国人という形をとったペーパーカンパニーで

す。こういうことになるのです。こういうマルシ
ップによって日本人船員が締め出される。これが
低賃金や中間搾取の温床になっている。しかもマ
ルシップであるために、日本人船員は船員保険に
も加入できない、こういう状況も一部ある。これ
はどうですか。

○佐藤(弘)説明員 マルシップという形態でござ
いますけれども、マルシップと申しますのは、日
本の船籍を有する船舶でございまして、一たん外
国に裸貸しをする、外国人がいわゆる配乗権を持
ちまして船員を雇い入れるということになるわけ
でございます。したがって、配乗権者はあく
までも外国人ということになるわけでございませ
けれども、去年の四月三十日に施行をいたしました
船舶職員法という法律の改正がございまして、こ
れによりまして、いわゆる船員の中には職員と部
員と両方あるわけでございまして、職員につきま
しては日本の免状を持たなければならぬという
ふうになっていたところでございます。

○池端委員 まだまだ私は申し上げたいことがた
くさんありますけれども、残念ながら時間が後
二、三分しかないのです、また改めてやりますが、
私は、海運業というのは非常にいろいろな国際的
なあれもあるから複雑になっているとは思いま
す。けれども、この雇用対策が非常におくれてい
るということを重ねて指摘せざるを得ないのであ
ります。しかも海運業というのは季節的・短期的
な事業ではないはずであります。船舶は継続して年
中運航している。ところが、この船員の職業紹介、
これは船員職業安定所で行われているのでありま
すが、この職業紹介でも短期求人の紹介が非常に
多いという実態だということです。これはどうい
うわけですか。

○佐藤(弘)説明員 船舶の運航形態によりまし
いろいろなタイプがございまして、長期間雇用を要
するもの、短期で済むものというふうになっている
な種類があつて、そのようなものがあらわれてお
るものと思われま。

○池端委員 二月十五日に出されました社会保険

審議会の答申でも、この船員保険の失業部門につ
いてはこういうふうに書いてあります。「失業部
門の健全化のためには、基本的に失業の防止、雇
用の安定を図るための諸施策が不可欠であり、関
係省庁が一体となつて船員に対する雇用対策の実
施を積極的推進すべきである。」こういう意見
が付されているわけでありまして、「関係省庁が一
体となつて」こういうふうにかかれていられるわけ
であります。この問題は労働大臣、運輸省の問題だ
というところではなしに、海に働く労働者の生活の
場、雇用の場を確保するという観点からも、あな
たも積極的にこの問題に取り組むべきだと思いま
すが、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○坂本國務大臣 なるほど、海に働く人もおかに
働く人もひとしくこれは勤労者でございます。そ
ういふ点におきまして、私も、勤労者の生活
を一番大切に守らなければならぬし、そのために
労使関係も配慮しなければならぬという点は共通
をいたしておりますので、しかし一応役所の所管
は運輸省でありますから、運輸省ともよく相談を
いたしましてできるだけ配慮をいたしたいと思つ
ております。

○池端委員 最後は一問だけ。
積雪寒冷地における季節労働者の雇用と生活の
問題、これは非常に深刻でございます。私は北海
道、大臣は石川県、同じ積雪寒冷の地であります。
北海道では三十二万人の季節労働者がございます。
この人たちは冬は全く仕事がない。したがって、
五十日の特例一時金で細々とその日を暮らしてい
るというのが状況であります。かつて九十日あり
ました。これが五十日に切られました。さらにま
た、これが財政対策の見地からしわ寄せがくるの
ではないかという不安がございまして。さらに削減
されるのではないかと不安がございまして。それ
も、こんなことになつたら大変だ。我が北海道は
暴動が起きますよ。はっきり予言をしておきま
す。おどかさなければなりません。しかし、大
臣はこんな血も涙もないやり方はしないと思つて
で、同じ雪国の大臣としてその決意のほどを最後

にお聞かせ願つて、私の質問を終わりたいと思
います。

○坂本國務大臣 この間、北海道へ行きまして、
大変不況で困つておる、特に労働者の皆さんが雇
用の場がなくて困つておる、ひとつ何とか景気を
よくしてくれ、そして公共事業ももう少し回して
くれ、非常に切実なお話がございまして、きよ
うの閣議におきましても、公共事業の配分など
は、そういう北海道などとか東北などとかありま
すね、そういうところに重点的に、弾力的に配分
をして雇用の安定を図る、こういうことが決まり
まして、私もぜひそれを推進してくれと発言をし
てきたばかりでございます。

しかし、中央職業安定審議会などでは検討して
みたらどうかという意見もあるということは聞いて
おりますが、しかし、その生活の実態というの
は、あなたもよく御存じ、私もよく知つておるつ
もりであります。それをどういふふうに改善する
かというめどもできておりません。そういうとき
に、一時金を切つてしまふなんということはむち
やなことでありまして、私といたしましては、雇
用保険法改正はいたしますけれども、この一時金
を変えろというつもりはありません。これは現行
どおり見守つていきたい、こう思つております。

○池端委員 終わります。
午後三時三十分休憩

○有馬委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十分開議
○有馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。岡岡雄君。

○岡岡委員 午前の池端先生の質問に答えて、雇
用保険の改正に伴う雇用保険財政の現状について
一応の御答弁がございましたが、改めてお尋ねを
いたしますけれども、改正に踏み込んでいくこと
になつた雇用保険財政の現状について、そして、
その原因を特に特徴的なものを挙げて御説明をい

ただきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 雇用保険の収支状況を失業
給付事業について見てみますと、五十四年度以降
は年度を追うごとに黒字幅が小さくなつてまいり
まして、五十七年度においては遂に約二百十七億
の赤字に転じたというわけでございまして。また、
五十八年度予算では景気回復等を見込んで失業
給付費を一兆二千億程度計上したわけでございま
すが、実際にはこの受給者の増加傾向が引き続い
た、こういうことでございまして、五十八年度の
年度末には約七百億程度の不足を生ずる見込みと
なつたわけでございまして。そのために一般会計の
予備費の追加受け入れ約五百億をいたしまして、
最終的には約二百三十億程度の赤字になる、こう
いふ見込みになつておるわけでございまして。

こういう受給者の増加が続いておられますとい
う基本的な問題につきましても、雇用保険部会
の報告においてもいろいろ指摘されておりますよ
うに、やはり高齢者の増加、高齢者の進展が非常
に急速であるといふことであり、また女性の職
場進出が非常に進んでいる、あるいはまた第三次産
業での雇用がふえてきておる、こういうような事
情が特に大きいわけでございまして。それで、こ
ういふサビ産業であるとか、あるいは女性の場
合でございまして一般には終身雇用という形が製
造業に比べてまだ比較的少ない、したがっていま
転職の回数が多いといふようなことが結局失業の
回数増、それから受給者の増、こういうような形
になつておるわけでございまして。

また、加えて、最近の若い人を中心とした
します人たちの転職についてのいろいろな考え方
といつたようなもの、割合に安易な転職というも
のがふえておる、こういったような関係の問題で
こういう保険の受給者の増加傾向が続いておる、
こんなことになつてきておる、こういうふうに見
ておるわけでございまして。

それで、雇用情勢のこういう低迷状態が続いて
おる、景気回復がはかばかしくない、こういうふ
うな関係も一つあると思うのでございまして、実

際に受給者の離職理由を見ても、やはり事業主の解雇という形で受給者になれる方よりも、むしろ、さつき申し上げましたそういう転職についての考え方といえますか、いわゆる自己都合による離職という方々が相当に多い、もう若い人では八〇%ぐらいそういう方になっておるといふような関係の問題も、やはり一つの大きな理由になっておるだろうというふうに見ておるわけでございます。

○岡岡委員 いろいろ理由を述べていただきましたが、午前中聞いておりました、一つ御説明が落ちているのかと思うのでございます。転職の率が多いものは、今言った女性、サービス産業の雇用者、そして若年のほかに、いわゆる高年齢者の給付の率が比較的多いことによつて転職の率が非常に高くなつてきている、こういうことを午前中の池田委員の質問に對しては局長は答えになつたことを私、記憶をいたしておりますが、今御答弁いただいた三つ以外にはないわけでございますね。

○加藤(孝)政府委員 原因はやはりいろいろあるかと思ひますが、大きいものといいたしまして、今申し上げましたような高年齢の進展であり、また女性の職場進出であり、あるいはまたサービス経済化の進展であり、そしてまた若年労働者の転職意識というものの変化といひますか、こういった四つの点が大きな理由である、こういうふうにかえておるわけでございます。

○岡岡委員 くだわるようですが、今言われた女性、サービス産業、若年、高年齢という四つの中で、離職の率の高いものは、順番をつけるとどういふ順序になるでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 この辺は、いろいろこういふ要素が絡み合つておるわけでございます。例えば、女性の職場進出が進んでおるといふこととサービス経済化が進んでおるといふことは、また女性がサービス業の關係へいろいろ入つていくといふような形で絡んでおる。また、サービス業關係においてやはり若者が比較的多く入つてい

く、それがまた転職などについて比較的転職率が高いといふような関係等々ございまして、いろいろ絡み合つておりますので、必ずしもどが特にどうという順番をつけられるたぐいのものではないと思ひます。

○岡岡委員 局長、それはやはり説明としてはおかしいと思ひます。これだけのことを、審議会を通じて、労働省も改正について原因を挙げるぐらいですから、その離職の度合いといふものは量を合せて検討なさつておるはずでございますから、それはもう一度御答弁をいただきたいと思ひますが、はつきりしていただきたい。特に明らかにしていただきたい点は、女性、サービス、若年、この三つよりもむしろ老年者の離職の方が少ないと私は見ておるわけですが、その理由は、一遍職を離れば次の職につくことが非常に難しい高年齢の方々にとつては、やはり離職といふものは非常に慎重にされるということ、先ほどいろいろ理由を挙げられましたけれども、実際の中にはそのことが各人の中できちつと踏まえておるわけでございますから、女性、サービス、若年と比較をいたしますと高年齢者の離職率といふものは低いといふふうと思つておりますが、その点はどうでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 例えば高年齢者の受給者の増加状況を数字で見ても、昭和五十一年度におきまして五十五歳以上の初回受給者が二十七万五千、こういう数字でございます。これが五十七年度の数字で見ますと四四%増加をいたしまして三十九万六千人、こういうような数字でございます。約十二万ぐらゐ増加をしておるといふような問題があるわけでございます。

また、高年齢者の場合について見ますと、五十五歳以上の高年齢者につきましては十月、三百日といふような給付になつておるといふようなことで、またこの保険期間が非常に長い、あるいはまた給付される金額も大きい、こういうような問題等も絡んでおまして、保険制度における高年齢受給者の増加というのは非常に大きな問題を持つて

おる、こういうふうにかえておるわけでございます。

○岡岡委員 次の質問に移りたいと思ひますが、いろいろ御説明はいたしましたが、これは後の質問にかかわつてくるものですから私はこたわつておるわけですが、量としてどちらが多いかといふことを明確にしたいと思ひます。そうしないといふのは質問といふものができませんので、やはりこれははつきりしていただきたいと思ひます。

○齋藤説明員 今のお尋ねでございますけれども、ちなみに所定給付日数別に初回受給者数の推移をとつて考えてまいりますと、昭和五十一年度で三百日以上、要するに五十五歳以上だと思ひますが、五十五歳以上の高年齢者の方の初回受給者数は、五十一年度におきましては二十七万四千五百といふような数字でございます。五十七年度に比べて三十九万五千六百といふようなことでございます。それからまた、女子の受給者数が初回受給者数でどういふことになつておるかといふことでございしますが、昭和五十一年度におきまして初回受給者数は六十四万五千人でございます。これが五十七年度におきましては九十三万七千、統計上からはそうなるというところでございします。ただ、それが保険給付全体の中でどういふ割合でどういふことになりましますと、所定給付日数いろいろございしますので、先ほど局長が申し上げましたように高年齢者の方の増加の与える影響が大きい、また、その辺がいろいろ絡み合はれて全体として受給者数が増加しておる、こういうことだろうと理解をしております。

○岡岡委員 やはり問題がはつきりしてきかと思ひます。この数字は、約倍近く女性の方が多い、若年層の方が多い、こういうことになるわけでございます。また、高年齢者の離職率といふものは従前と比較をすれば高いかわかりませんが、前三者に比較をいたしますと量的にも半分だ。こういうことから見て、むしろ労働省側が力点を置いて

いますことは、給付からくる金額といふものが上がつてくるというところに非常に注目を払つておみえになると思ひます。それはそれなりに理由があると思ひますが、雇用保険といふものの性格からいいますと、午前中の議論ではございせんが、財政だけに目を注ぐのではなくて、雇用全体といふものを考えたときに、むしろ女性や若年層の中に問題がある。特に女性の場合には全般的に言えることとてございしますけれども、労働条件といふものが必ずしもきちつと定着をして就職をすることができなくどうかといふことなども、やはり労働省がきちつと調査をした上で、総合的な判断の上に立つて検討をされるということが必要じゃないかと私は思ひます。でございますが、この点についてこれから留意をしていただきたいといふことを申し上げて、本論の質問に移つていきたいと思ひます。

雇用保険の財政が五十七年赤字に落ち込んで非常に窮乏をきたした、これは推移を見ますと確かにそのとおりでございますが、労働省側がおつしやつた理由のほかに、例えば雇用保険の中に占める国庫負担あるいは、後で質問いたしますけれども、雇用保険の中にある人件費の支出といふものが雇用保険の積立金の利子によつて運営されておるなど、つまり雇用保険の運営といふものは、一面におきましては国の国庫負担金をできるだけ少なくする、できればゼロにしたい、こういう発想のもとでやられてきている、結局それが保険財政を窮乏に追い込んでいったもう一つの大きな柱ではないかといふふうと思ひます。

それからもう一つは、保険料金のアップといふものが、人勧凍結を初めといたしまして政府の低賃金政策が影響を及ぼして、そのために雇用保険料の伸びをためておる、収入の面からの伸びのところが相対的に雇用保険の財政の逼迫を招いておる、こういうふうな思ひ方をしておりますが、以下、私は具体的な問題を通じて御質問してまいりたいと思ひます。

そのまず一つは、本会議でも私は質問をいたし

たところでございますが、昭和五十七年の雇用保険収支決算を見ますと、一般会計からの受け入れ金額は三千二百二十六億、こういうことになっておるにもかかわらず、当初で二千八百九十五億しか計上されなかった。そのことによって、結局最終的には二百七十七億円の赤字を生む結果となつてきておる。そしてそれは、次の年の五十八年にも連動いたしまして、最終的に国庫からの受け入れ金額が幾らになつたかをまず答えていただきたいと思いますが、いずれにいたしまして、五十七年の当初に計上いたしました二千八百九十五億、これをそのまま横滑りに、いわゆるゼロシリリングという形で計上した、こういうところが結局雇用保険財政というものを逼迫していく要因をつくつておるというふうに思うわけでござい

ます。それは違つていたらお答えいただきたいと思いますが、二千八百九十五億しか当初で計上してないけれども、三千五百億から三千四百億近く一般会計からの受け入れが行われたと思うのでござい。その不足額は結局積立金の中で運用をしていかざるを得ないのじゃないでしょうか。そうなりますと、雇用勘定の中で出てきている積立金の利子の収入というものが相対的に目減りをしていく、こういう形になる。ゼロシリリングの二千八百九十五億円の計上というものが結局積立金の流用、そしてそのことが利子を目減りさせていく、こういう悪循環をしていくことによつて、五十七年、五十八年の雇用保険財政というものが非常に逼迫をしていった要因をつくつておると思うのでござい。その点についてどういふうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○齋藤説明員 確かに、五十七年度当初予算におきましては、二千八百九十五億一般会計受け入れというところで、予算を編成していただいております。これはもちろん先生御指摘のようにゼロシリリングとの関係もござい。けれども、我々としては、できるだけ受給者の方に早期に就職をしていただく、その方途が望ましいという、いわば我々の政策の努力目標とも兼ね合わせ

まして、必要な給付費総額を出しまして、その所定国庫負担額ということで計算をして、予算を計上したわけでござい。しかるに、受給者が非常に急増をいたしましたために、結果といたしまして給付費総額が足りないということになりました。また、それに伴ひまして国庫負担額も不足をしたという経緯でござい。

五十七年度末に国庫負担の不足額約三百億でござい。それが五十七年度中に受け入れられることが可能になりました。したがって、そういう意味で国庫負担の受け入れ不足は五十七年度においては無いということにござい。したがって、積立金を五十七年度におきまして二百億ばかり取り崩しをいたしましたけれども、これは、国庫負担が法律上定められておる額まで繰り入れた後でさらに生じた赤字ということにござい。まして、これは一般会計とはいわば関係がない事由によつて発生した赤字だということに御理解をいただければ幸ひでござい。

それから、五十八年度見込みでござい。現在決算中でござい。まだしとは最終数字は出ておりませんが、先ほど局長が申し上げましたように一般会計で大体五百億、そのほかに二百四、五十億足りないと思ひますので、恐らく給付費総額にいたしますと七百四、五十億足りないだろうというふうに思つておりますけれども、そのうち五百億は五十八年度中に一般会計から受け入れることができた。したがって、残りの赤字の二百四、五十億は、これも五十七年度と同じようにやはり保険料で持つべき負担、赤字額ということになります。そういう意味で、これは積立金から取り崩しをしても差し支えない金額であるというふうに御理解をいただければ幸ひでござい。

○綱岡委員 そうすると、もう一度お尋ねをいたしますが、当初で、例えば五十八年度でいきました場合に二千八百九十五億、こういう一般会計からの受け入れに対する当初予算の計上がなされておるわけでござい。結局これが推定で三千六百

億ぐらいに行つたことになるわけですが、その金額というものは、国から五百億近く補てんをされた時期というのは恐らく二月ないし三月ぐらいだと思ひますので、その間にどんなに支払つていくわけにござい。当然二千八百九十五億では足らぬ時点が来るわけですが、その足らぬときにはどこでそれは補つたんでしようか。

○齋藤説明員 資金運用の問題になろうかと思ひますが、幸ひにいたしまして、二月と三月に一般会計から合わせまして五百億ばかり繰り入れをさせていただくことができたので、そういう意味におきまして、一般会計と今まで当年度におきます保険料収入の残りとして間に合つておるといふこととござい。ただ、結果として二百億ばかり赤字ということにござい。この辺はもちろん資金運用との関係もござい。が、積立金を崩して使うという形になつております。

○綱岡委員 五十九年の雇用保険勘定の予算書がここにござい。これによりますと積立金の中からたしか二千九百七十八億円で出た。これはその既定の予算のやりくりといひます。これは、当初は入り込んでもらった国の受入金額、それをやつてもまだ足りないというときにその取り崩しをしてもらう最高限度額、こういうふうに私は説明を受けておるわけでござい。が、そうだとすれば、所定の手段をとればこの限度額まではいつでも外れるということになるんじゃないでしょうか。

○齋藤説明員 五十九年度におきましては、確かに積立金から二千九百七十八億受け入れ予定をいたしております。これは、一つは保険料収入と申します。保険給付に必要な金額を、もちろん保険料収入及び一般会計をもつて間に合わせるような仕組みで予算本体はできておるわけでござい。が、不時の場合、要するに我々が今年度こういう改正をさせていただければこの予算で間に合うだろうという予定ではござい。が、予見しがたい予算の不足という場合もあり得るであらう、こう

いうことをおもんぱかりまして、予備費といたしまして二千七百九十四億積んでござい。ほは積立金の受入額と見合うだけの予備費を組んでおる。したがって、そういう意味で、年度末近くになりまして予算の歳出権がないということになりますと給付ができないことになり。そういうふうな事態に備へるためにある程度の予備費を従来から組んでおりますので、そういう意味で、それに必要な金額として積立金から受け入れ予定を考へておるということにござい。

○綱岡委員 そうすると、もう一遍前に戻りますけれども、高率負担額というのは五十八年にも当然出たと思うのでござい。が、幾らになるんでしようか。

○齋藤説明員 五十八年度の高率負担額は百四十一億でござい。

○綱岡委員 先ほど課長の御説明によりますと、二千七百九十四億というのが不慮の事故があつたとき、必要があつたときにいつでも取り崩しができようという予備的な計上がなされておる、こういう御説明があつたわけ。そうすると、かなりこれは資金的には余裕分をお持ちになつておるわけでござい。ちつとやそつとのことでは資金がショートしないはずと思ひ。が、去年そしてことしと二年間にわたつて、三月末までに支払いをしなければならぬ保険受給者の支払いを四月に繰り下げをした、こういう事実があるやに聞きますけれども、その事実はあるんですか。

○齋藤説明員 今年度二月から三月にかけて、保険給付を現実に支払つておりますのは安定所で認定をしまして支払いをするわけでござい。が、その辺の業務繁忙のことがござい。で、認定日の変更を全国的に行つた事実がござい。それは昨年度も行いましたけれども、今年度も行つたということにござい。そういう意味で、業務繁忙の関係から認定日を変更いたしましたので、結果として、通常の場合であれば三月に支払うべき保険金が四月になつて支払われたと

しかし、率直に申しまして、国の方も大変財政事情が厳しいということで、あるいはまた臨調というようなところから答申等もありまして、なかなか、事務費の負担を今ここで全額国庫で持たせるといふような形は、非常に不可能に近い状態でございます。ただ、基本的には、我々もかねてから、とにかく一般会計で事務費をできるだけたくさん持つてほしい、こういう折衝なり努力はして

きたわけのものとございます。

そういう意味におきまして、今後、先生御指摘のようなことで、どうしても事務費がやっつけいけないというようなことであれば、これはもう我々の方としては基本的に一般会計でこの辺は負担してほしい、こういう形で要求していかねければならぬ問題であると思います。ただ、現時点で見通して申し上げれば、今度のこういう改正というようなことを通じまして、中長期的には現在のような形で何とか運用がしていただけるのではないだろうか、こういうふうに見ているわけでございます。

○岡岡委員 労働大臣、最後にこの問題の締めくくりで御答弁をいただきたいと思うのでございますが、審議会も、省に向けて答申をする際に、特に項目を起して、国の国庫負担についてはこれは十分確保するように、こういう内容の答申が出ているところでございますが、今局長から御答弁がありまして、それから質問を通じて明らかになっておりますように、人件費の負担というものは、一万五千人のうちの三分の一を積み立て金収入で賄っている歴史というものがずっと長い間続いている、こういうことからいまして、大蔵省に対しては相当大きな貸しを労働省としてはしてあるわけでありまして、したがって、先ほどの質問申し上げたような事態などが起きたときに、国庫負担というもののについて、労働大臣は、労働省の立場に立つてそれを確保するために積極的に御努力をなさるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○坂本国務大臣 確かに歴史的な経過もあり、それから雇用保険のみが人件費を自前でやっております、そんなことで将来続くのかという御指摘でございますが、確かに委員の御指摘は傾聴に値しますし、審議会でもやはりそういう御心配もあるようでございます。

ただ、今、臨調の真つ盛りみたいなものでございまして、まことに時期が悪いわけでございます。しかし、雇用保険制度は大変な危機にある。この

時期に危機を招くということがあつては大変なことでありますから、私どももいたしまして、この審議会の答申にもございまして、必要な国庫負担というもの、どうしても必要なものは今後とも確保していくように努力をいたします。

○岡岡委員 次は、今度改正になりました個々の各論的な問題につきまして、若干お尋ねを申し上げます。

まず局長にお尋ねをいたしますが、受給基本手当というものは一体どういう基本的な考えで設定されるものでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 雇用保険の失業給付というのは、労働者が失業をいたしました場合に、その人の離職前に得ておりました賃金の一定割合のものを保障いたしまして、これによりまして生活の安定を図ると同時に、再就職の促進を図る、こういうことを目的としておるものでございます。そういう意味におきまして、従来、離職前の賃金の六割原則、こういうようなことを一つの水準としてきたわけでございますが、昭和五十年の雇用保険制度への改正におきまして、賃金の低い受給層につきましては、離職前賃金の高いところは八割、六割以上八割、こういうような形で前職賃金に対する一定の割合を保障する、こういうようなことで行われておるものでございます。

○岡岡委員 それではひとつ方向を変えてお尋ねをいたしますが、今度の改定で一時金を算定から外した労働省の根拠理由というものはどんなものでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 今回の一時金を外しました理由につきましては、雇用保険部会での辺は特にまたいろいろ議論をされたわけでございますが、この関係につきましては、私ども、雇用保険部会の考え方に従いまして、このボーナスを外す関係についての考え方を固めたわけでございます。

具体的にその点について申し上げますと、まず、失業給付の額が今まで通勤手当とかボーナスを含めて算定をされておる、そしてその六

割ないし八割、こういう形で来ておる。そしてまた、この保険金には所得税とか社会保険料がかかる。また、失業中ではございまして、安定所へ月に一回ないし二回とか出てこられる費用は要るかもしれない、一般的な通勤費というものはもかからない。こういうような関係がございまして、まず一つには、この保険の給付の水準というものが、実際に毎月の手取り賃金というものの対比をしたらどんな割合になるだろうか、こういうふうなことで試算してみますと、総理府の統計局調査による家計調査で標準世帯の第Ⅱ分位階級、こういうものをとってみますと、主婦と子供二人、こういう標準世帯をとってみたわけでございます。いろいろ税の関係をございまして、そういう例をとって見たわけでございます。

それでいきますと、定期収入が、毎月の給料が二十三万五千円の方という例でまいりますと、その方の賞与を月割りにいたしますと毎月五万五千六百円、こんなような数字になるわけでございます。現在の保険の給付額は、この毎月の給料二十三万五千六百円と賞与を月割りにいたしました五万五千六百円というものを加えました二十九万一千円という額に対する六割ないし八割、こういうような給付になるわけでございます。この二十九万一千円に比べていたします給付額は十七万八千二百円、こういう金額になるわけでございます。

一方、毎月の給料で二十三万五千六百円をもらっておられる方の手取り収入、そういう各種の社会保険料であるとかあるいは所得税とか住民税等を引きました手取り収入と手取り給付額といいますが、それを対比してみますと、実際にはその割合はこの例でいきますと九一・二％、こういうような割合になる。大体そういう意味で、毎月の手取り賃金と保険の毎月もらう金額との関係が相当に、そういう意味では失業しておるときと実際に働いておるときとの額が余り変わらないような額になっておる、こういう問題が一つあるわけでございます。

それからまた、保険をもらいながら次に就職を探しておられるわけでございます。その就職の際の再就職賃金というものがどんな水準にあるかという点で見ますと、これは東京の飯田橋の安定所といいますが日本では一番賃金の高いところでございまして、そういうところにおける男性の再就職賃金の中位数というものが約十三万円程度のところにある。あるいはまた、女性の場合でございますと十一万円程度のところにある。こういうような状況でございまして、例えばこういう十七、八万円というふうなところになってきますと、求人が極めて少ない状態になってくる、こういうような現状にあるわけでございます。

こういう保険の給付の実際の額というものが、実際に働いておる賃金との対比で余り変わらない額になっておる、あるいはまた再就職賃金との関係で言うところの高なものになっておる、こういうようなことが、再就職をその人に勧めていくことについて、ある程度保険をもらい終わってからの就職をするか、こういうような状況をひとつ醸し出しているという問題があるというような指摘がされておるわけでございます。

それから、もう一つの問題をいたしまして、ボーナスの今の分布というものを考えてみますと、毎月の賃金で規模別に見ますと、中小企業では確かに賃金は低い、それからまた大企業では賃金は高いという状況がございまして、こういう三十人未満のところとそれから大企業と比べても、賃金の格差というものは三割程度でございまして、ところが、これがボーナスとなつてまいりますと倍以上の違いがある、こういうような問題があるわけでございます。

それからまた、ボーナスの算定を入れるということの絡みでの問題は、ボーナスをもらつておる時期が算入されるかどうかによつての違いがある。具体的に申し上げますと、前六カ月というところでやっておりますので、極端な例を言いますと、ボーナスが七月に出る人が六月にやめるということになりまして、ボーナスが全く算入されな

いという形で、ボーナス全くなしの形の賃金だけの算定になる。あるいはまた、夏のボーナスと冬のボーナスとは一般にはある程度冬の方が高いというような問題がございまして、夏のボーナスを含む六カ月でやめた場合と冬のボーナスを含む形でやめた場合との金額もまた違ってくる。それからまた、ボーナスの性格からいたしまして、景気のよあしによりましてこれはまたいろいろ変動するということもございまして、算定基礎としてボーナスが入っておるということによりまして、今申し上げましたようなそういう事情を総合的に勘案をいたしまして、この際ボーナスというものを算定基礎から外して、そして毎月の賃金の六割ないし八割原則というもののにしよう、こういうことで踏み切ったわけでござい

す。しかしながら、やはりそれによりまして、したがって全般に保険の給付額が下がるわけでござい

ます。そういう面について、特に低所得者層について、あるいは給付の額の低い層につきまして、そういう措置によって大きく下がるということは問題でございまして、そういう低い層あるいは中位層につきましては、給付の額あるいは率の引き上げをいたしまして、そういう意味で、このボーナスを外すことに伴う措置についてのそういう中低所得者層への影響の緩和というふうなことの配慮をしながら、こういうボーナスを外すという措置をとった、こういうことでござい

ます。○綱岡委員 御説明を伺いまして、私、次に御質問申し上げたいと思うのですが、一番大きな理由というのは、一時金を加えていけば、実質手取りというものと雇用保険の受給金額とがほぼ九一・二と、こういう格好でほとんど変わらない。それが求職市場の賃金よりも高くなるからしたが、つてすぐ就職に行かない、こういう弊害が出てくるから。要約すればこういう、そのほかに根拠をいろいろお示しいただいたのですが、大きな問題はそういうことだと思ふんです。

そこで局長、大多数の人たちは、実際問題としてそんなに大きな金額をもらっておみえにならないわけですよ。これは労働省の統計ですが、「基本手当の受給月額と受給者構成」、こういうものを見ますと、年齢別に三〇歳から五十五歳以上という層がございまして、そういうすべての階層にわたる加重平均でいきますと、これは月額九万九千四百六十九円ですよ。男の人は一十一万八千九百九十九円、それから女性で八万二千三百五

円、こういうことです。この金額は実際に高くはないのです。例を挙げれば、生活保護の給付金、これは標準四人家族で一級地、東京、大阪の場合ですと標準家庭での生活保護は十四万八千六百四十九円です。それから三級地でいきますと、同じ標準家庭では十二万一千八百九十三円、いずれも加重平均の受給額を上回っているのではありません。そして、もう一つの判断としてお示しをいたしますと、東京の相場最低賃金の最高額ですが、それは三千三百五十二円なんです。これを給付の等級で眺めてみますと、ちょうど局長がおっしゃった中級位です。このランクで十九等から二十二等、二十二等が三千八百円でちよと多くなりま

すけれども、大体十九等と二十二等のちよと真ん中ぐらい、この辺ぐらいのところがちょうど東京、大阪の相場の最低賃金の最高額に匹敵するわけでございます。だから最低賃金にどうかこうにか同水準になる。局長、こういう金額が果たして大きいのですか。これは五十七年の表でござい

ますから、もちろんボーナスは含まれてはいるわけでございます。そのボーナスが含まれてはいるけれども、結局のところ加重平均でいきますと、ならして見たときには、生活保護の基準からいっても、それから最低賃金の基準からいっても、いずれもこれは劣っている受給金額であるということを示しているわけでございますが、こういう金額が果たして高水準でございましょうか。こんな金額で、もし就職をしようとしたときに、勤めていく会社の賃金がそれよりも低いとするならば、むしろそ

う低い賃金に置かれている状況の方が問題でございまして、むしろ労働省の指導すべきことは、こうした低い賃金に抑えられているこの労働条件というものをよくしていくための行政の指導というものが、一面においてなされる必要があるやうないでしうか。それをやらなければ保険料も上がるわけですから収入もよくなってくるわけござ

いまして、それは余分なことですけれども、そういう一面がある。それが実態なんだということを見ていただきたいと思います。そうすると、局長が言われた一時金を外すという理由が、逆に言うとなくなってくるわけでございます。そして二つ目に、その一時金をカットしたことによって実質目減りがあるから、低水準の受給等級に二〇%から九・九%の傾斜配分をしていく、こういうことで埋め合わせをした、こういう御答弁がございましては、二〇%の埋め合わせをしてもらったのは一等級です。だから、一番低い人はボーナスの目減り分というのは大体ならして二〇%、大企業と中小企業との比較がござい

ますから、それは差がありますから一概には言えませんが、平均でいいたときには大体二〇%と言われているのであります。そうすると、上げてもらっても、目減りをした二〇%を差し引いたしま

す。○加藤孝政府委員 賃金を基本的には上げていく最低賃金という制度を設けて、これによって下支えをしていく、こういうことは労働省は一つの大事な仕事としてやっておる仕事でござい

ます。私の方が申し上げておりますのは、働いておる状態の手取りの実際の収入というものと、それから失業した後実際にもらう手取りの保険給付、こういうものとの対比において、これが例を挙げれば九割前後というふうな、手取りでいけば相当割高のものになっておる、こういう比較論を今申し上げておるわけでございまして、そのことが再就職への意欲という面で、要するに難な言い方をいたしますと、働いていても雇用保険をもらつても余り変わらないというふうな状態というものが、再就職についていまいっ意欲を阻害しておるものであるということでも申し上げておるわけ

でございます。今のお示しの最低賃金との関係であるとかあるいは生活保護との関係であるとか、こういう金額レベルでのことを今申し上げておるのではなくて、働いておるときと離職をして保険をもらつておるときとの対比の関係の問題、これを申し上げて、これについて今後の保険受給者というものが再就職をしていく、こういう面からいって一つこの辺に阻害する要因があるんじゃないか、こういうことでの問題提起を一つの要素にしておる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○綱岡委員 局長のおっしゃることは私の言っていることと違ふのです。局長が御説明になった手取り十九万、そして雇用保険の受給額十七万何がして九一・二%、これは雇用保険の等級にする

これは、雇用保険を受給している人たちから見れば、全体の数字からいえば非常に限られた人数なんです。私が申し上げているのはそういうことでなくて、実際にもらっているのは大多数の加重平均をした場合に一体どうなるか。その金額と、よそへ勤めていく場合に一つの判断になるのは最低賃金というものが一つの歯どめだ。これより安いところは実際は制度上からいけばないわけです。ところが最低賃金よりも低いのが半分以上あるのだ。こういう雇用保険の受給額というものが一体理屈が通るかどうかわ。

それから、生活保護基準よりも少ないということとは、これは国が責任を持つ社会保険の受給として、それから本人もこれはただでもらっているわけではないのです。掛金を納めているのでございす。掛金を納めて、しかも十年も二十年も家で左うちわで寝ておつてもらう金額ではないのでございす。昔でいけば五十五歳以上は三百日、削られて今度はどれだけの後で表を見ればわかるのですか、そういうことです。だから限られた日にちでもらう金額としては、今言ったような金額というものは余りにも少な過ぎるのじゃないかというのが私の指摘でございす。どうでしょう。

○加藤(孝)政府委員 若干議論になるかと思いますが、生活保護のこのお示しの金額というのは、そういう標準家庭の家族の生活をいろいろ見るとどの金額でございす。最低賃金といいますが、これは家族構成とかそういう問題じゃなく、まさに労働の対価としての賃金がどうか、こういうことでございまして、そういう最低賃金で食えるか食えないかというようなことになってまいりますと、例えば家族が多ければそれでなかなかやっつけていけないというようなこと、あるいは家族の多い方についてはやはり生活保護を受けなければやっつけていけないという方もありましようし、それからまた、扶養家族がいらないというようなことであればそれでやっつけていけるでしょう、というような関係のものでございまして、これを

裸で比較することはなかなか難しいものでございす。

それから、今雇用保険の関係で申し上げておりますのは、賃金をもらつておる、例えば働きながら最低賃金というものをもらつておるといふ関係においては、その人がそこで離職をしたという場合にもらふ最低の、例えば一級というお話しが出ました、その金額との関係でございす。そうであれば、最低賃金よりも低いということが何か大変に問題であるようにおつしやいましたけれども、一番低い給付の額というものが、やはり最低賃金をもらつていられる方もあるわけではございすので、この最低賃金よりも高いという形になるのはおかしいわけではございまして、やはりそれ以下のランクというものはこれは当然あり得るものでございす。そういう意味では、こういう一等級というやうなところにランクされる方については最低賃金より低いという面があるのはむしろある意味ではやむを得ない、当然のことであると思うわけではございす。

そこで、一等級のこういうところだけではないかというふうにおつしやいますが、実は八時間、九時間労働でのパートタイマーと言われる方たち、実は本当に六時間以下の就労であればこれは保険の対象にならないのですが、こういう八時間働いておられるようなパートタイマーということであればこれは保険の対象になるわけではございす。そういうような方が実は相当にたくさんおられるわけではございす。これは何か一等級というのはほんのわずかしいないようですが、実はこの一等級というレベルに相当たくさんさんの層がやはりあるという問題がございす。それからまた、逆に一番上の方の層もこれも大変にたくさん分布としてはあるわけではございす。そういう意味で、この一番下の一等級の層がこの二割アップ、二〇％アップによりまして実害のないようになるといふことはそれなりに大きな意味のある対応である、こういうふうに私は考えるわけではございす。

す。

○網岡委員 もう一つ言つて、私は次の問題に移りたいと思ひますが、局長、あなたのおつしやっていることも違つておるのですよ。最低賃金の三千三百五十二円というものは低いと言つたのは、一等級から二十等級、これはちよつと表を実際に見てみぬとわからぬのですけれども、十九等級は完全に最低賃金の方が高いのですよ。最低賃金の方が高い。それ以下なんです。これは間違ひないのです。だから一等級から十九等級です。これはかなりの人数の人が東京、大阪の最低賃金よりも低いことは間違ひないのですよ。そういう賃金だということなんです。

それから、生活保護標準家庭の給付の金額と比較をして私が申し上げましたのは、これは確かに一人と家族四人との問題だといふふうにおつしやると思つてございす。この保険の受給の権利は家族が何人であろうかという賃金でございす。本人が何年勤めて、そしてもらつていられる賃金がどれだけ、法律に照らし合せてもらつていられる賃金でございす。だから、そのことがきちつと決まつていふ以上は、一人でもらう金額というものが、そういうことで比較されても別に構わないといふふうに私は思ひます。

それからもう一つ、実態的に言うならば、家族が五人おつて働いている人が三人おるといふにしても、最近では核家族でございすから、そう働く人間が三人おるから全部どんぶり勘定で一家をやつていくといふふうにはなつていないのでございす。これはいいことか悪いことかわかりませんが、そういうことです。そうすると、やはり、失業すればその人の受給額で一応次の就職をするまでの生活の確保を図つていかなければいかぬというのが、今の核家族時代の実態でございす。

こういう実態を踏まえて、やはり受給額の計算というものはしていかなければならぬと思うのでございす。そういう面から言へば、私が申し

上げた一つ一つの指摘点というものは、最低のものを超えていないという点で私は問題があるといふふうにおつしやるのです。

それから、短時間労働の問題で一つ私はさらに加えて質問していきたいのですが、局長がおつしやつたように、最低の六万四千二百円というものが以下であるといふ切捨てられてしまつたわけではございす。行政管理局が、去年、パートタイマーに対する各種の社会保険制度の適用が不十分であり、改善を要するといふことを指摘をいたしております。私も本委員会に提案をしており、この間、大臣の施政演説によりまして、調査会をつくつて検討に入る、こういうことをおつしやつていられるわけではございす。そういうパートに対する対策を考えようといふときに、実際もらつていられる金額、例えば時間給三百三十九円、これは実際にある金額でございす。それから時間給四百三十円、こういうのはざらにある。パートで働いている人たちはこういう給料、賃金でやつていられるわけではございす。そういう人たちは、この雇用保険のネットにはかからなくなつてしまつたわけではございす。こういうことで、一方においては雇用の促進を図るのだと言つて格好のいいことを言つておる労働省が、一方においてはこれを切り捨てる、見直されようといふといふようなことがされるとするならば、私は大変問題だと思つたのでございす。この点について労働省はどういうふうでございすか。

○齋藤説明員 いろいろな論点があるかと思ひますが、若干先ほどの御質問からあわせて追加的に御説明をさせていただきます。現在、賃金等級でいきますと一等級に所属しておられる方が、非常に受給者の数としては割合が高いいわけではございす。それからもう一つの山が、大体十六等級から二十等級ぐらゐの間でございす。それからもう一つ、三十六等級は当然のことながら一番多い、こういうような形、賃金日

額別に区分をいたしますとそういうような実態になつております。

それで、今回のボーナスを算定基礎から外しますに伴いまして、二つの措置をとつたわけでございます。

一つは、最低の賃金日額を二〇%引き上げる、こういう措置をとりました。そういったしますと、現在で申しますと、現在の一等級から七等級までの範囲の方はすべて引き上げになります。最低が現在給付日額二千五百円でございまして、一等級から七等級までの方は全部引き上げになります。これはボーナスあるなしに恐らく関係ないだろうと思いますが、そういう意味で引き上げになります。

それからもう一つは、先生言われましたように中間層について、非常にここが多いということをご考慮いたしまして、新二十等級以下のところはすべて六割を超える給付率にしようではないかという措置をとっております。したがって、新二十等級と申しますのは現在の等級に直しますと大体二十五等級ぐらいでございます。そういう意味におきまして、一番真ん中ぐらいのところまで含めて、給付率はボーナスを外しますから、それは個人によって差がある方はいろいろしやるだろうと思ひますけれども、ある程度、半分以上の方はそういう意味で給付率が上がるということによつて大分カバーできるのではないかと、そういうような措置をとっているわけでございます。

それからもう一つ、パートの問題でございますが、現在、我々は、いわゆるパートタイマーという方々を保障給付の対象にしますようなことは、財政状態は別にいたしまして非常に難しい、現在の雇用保険法の建前から申し上げますと非常に難しいだろうと思つております。しかし、それは言つても、いろいろとそういう実態があるということも考えまして、週労働時間、通常の労働時間に比しまして四分の三以上働いておられる方については保険給付の対象とする、いわば被保険者とするというふうな取り扱いをして、できる

だけその辺の方々の生活の安定を図るようなしておることでございます。

○綱岡委員 一番最後の短時間労働に対する点でございますが、一週四分の三を働いてみえる人については一応これを救つていくようなことで考えていきたいという御答弁がございましたが、これはやはり、今はパートの占める位置というものは非常に高いわけでございます。したがって、労働行政の立場から見しても、こういう人々を雇用保険の適用の範囲に入れるということは、やはり時代の要請にこたえるものだと思ふに思ふわけでございます。同時に、調査室までつくつてそして将来のパート雇用というものについて一つの施策をつくらうとなさつておみえになる労働省でございますから、これはやはり前向きに、大半の人が雇用保険に加入できるようなそういう体制になるように、ぜひひとつ御検討いただきたいと思ふのでございますが、この点について、最高の責任者である労働大臣の御答弁をいただきたいのですが。

○坂本國務大臣 随分この国会、予算委員会を通じて、また当委員会でも、パートタイマーについての最近のこの非常な伸びを見まして、これはやはり、これに対する対策というものは労働行政にとつては欠かすことができないという声が非常に上がつております。私も、それをそのとおりだと受けとめまして、現在のような六時間以上働く人を保障の対象にしておることとてございしますが、余り時間が少ないのもどうかと思ひますが、その辺が一応、普通は八時間以上というフルタイム労働であります。特にやはり最近の情勢という社会的なニーズにこたえて、六時間以上を保障の対象にしておることとはまあ妥当なところではなからうかな、これについて対策を進めていきたい、こう思つております。

○綱岡委員 では、時間がございませんで、次に移つていきたいと思ひます。

次の問題は、今度の改正によつて、自己の都合で退職をするという人々については、現行は一

カ月から二カ月まで、しかもこれは刑事罰で解雇を受けた人は二カ月、そして自分の責任があつて解雇された者については四十五日、そして任意の場合には一カ月、こういうふうなそれぞれケースにはめた一定の基準というものがあつたわけでございますが、聞くところによりますと、今度一カ月から三カ月に延長はされましたが、そういう意味での基準というものがなく、こういうふうに一応私は聞いておるのでございますが、この点について現行と同じような段階別の規定をなさるのかどうか、その運用についてお尋ねをいたします。

○齋藤説明員 今回改正法でお願いをいたしておりますのは雇用保険法の三十三条でございますが、一つは、「被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され」た場合、それからもう一つは、「正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合」、このような場合は、現在「一箇月以上二箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない」という規定になつております。いわばこれが給付制限の規定でございます。この一月以上二月以内という規定を、一月以上三カ月以内というふうな改正をお願いしているわけでございます。具体的に、現在は、正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合と申しますのは、一月の給付制限をいたしております。その基準が現在でございます。これは職業安定審議会にお諮りをした上で、労働大臣が定める基準でございます。そういう形で、現在の基準で運用をいたしております。

ただ、この関係で、政正法を作成するとき職業安定審議会といういろいろな御議論がございました。それから部会でも御議論がございました。そういうことを勘案いたしまして、現在の認定基準のままでいいかどうか、これはもう少し再検討をせざるを得ないだろう、こういうふうな思つておるわけでございます。再検討した結果、また、安定審議会にお諮りをした上で決めるというふうなことにいたしたいというふうな思つております。

○綱岡委員 御検討されるということですから、

今断定的なことを申し上げることはできないのでございますが、しかし、もし仮に段階をつくらずに職安所長の判断で、離職反復といひますか何回も積み重ねている人については、これはもう三カ月だ、こういうようなことでやられるとすると、私はやはり問題があると思ふのです。もともこの雇用保険の受給をする権利というのは、非任意的であるかあるいは任意的であるかを問わず、失業をする、職から離れる、こういうことの二つの要件があれば、それは雇用保険としての受給の権利を得るようになります。だから、非任意的なものである場合はいいけれども、そうでない場合はだめなんでしょう。そのときにはこういう段階をつくるのだというふうなことは、本法には全然示されていないわけでございます。それを運用でやられていくわけでございますけれども、そういうことになるわけでございますけれども、そういうものからいって、これは職業選択の自由というもののからいって、私は憲法にも抵触することになるんじゃないかというふうな思ふのでございます。

現に吾妻という社会保障法の学者がお見えになります。この人の学説によりますと、本来こういう給付制限をするということは憲法違反の疑いがあるのだということを言つておみえになる学者さへあるわけでございまして、最近では単独出張というものがよくあります。今、どうもこの規定の中にありますと、単独で職につかれる人が、もうとてもこれは行けないということとてやめるようなことになつた場合には、その人でも一カ月の給付制限ということがやられていくこととてございしますが、これなどは行きたくとも行けない、こういうやむにやまれない家庭の事情や労働条件からくる制約というものがあつたのでございまして、さきの学説などからも判断をして、こういう自己の都合によつて退職をする人についての給付制限というものを、と大に緩和をする、こういう方向で検討をしていかないと、私は憲法違反の疑いが出てくるような気がするわけでございまして、この点について、例えば単独出張というふうなと

設については、農工法に基づく導入企業の従業員の利用が皆無となっている、一切ない、こういうことです。また、共同施設につきましては会議室、研修室等施設の一部がほとんど利用されておらず、中には全く利用されていないものがある、労働保険料を原資として被保険者等のために実施し

ないわけでございます。そういう方々も入れますとさらに上がるのではないだろうかというふうには思っておりますので、この辺の事情につきまして御理解いただきたいと思います。

○平石委員　今、大体お話を聞きましたが、なぜ利用ができないか。しかも、この設置につきま

と思うわけです。それで見てみますと、この実施計画の中で、もちろん今の指摘にありましたように、十分な調査がなされてないということ。さらには、いろいろ調査の中で出てきたことは、実施計画がないままに設置されておるということも出てきました。これは多くはございません。したが

つて全体がそうだとはいえませんが、六カ所程度はそれが出てきております。これはどういうことでございましょうか、一言お答えをいただきます。

○野見山政府委員 今御指摘のような箇所につきましては、地元からの要望がございまして、少なくとも翌年度程度には導入計画が策定されるということのもので、その計画に基づいて進出企業が期待できるという状況のもとで、私どもとしてはその前提に立ちまして、設置決定をいたしましたわけでございますが、これらの御指摘の施設は、設立された時期がほぼ石油ショック以降の経済環境が比較的困難な状況のもとでございまして、当初の進出の予定がめどが立たないということで、結果的に導入計画が策定されなかったというような事態に相なったものと考えております。

○平石委員 それは経済の実情から判断したときに、私も、この農村地域工業導入事業進捗状況、これを見てみますと、今お話しにございましたように、この設置が非常に遅れたのがこれが始まってから三年間、それから以降、五十年からこちらはずっと低調になっておるわけですから、したがつて、実施計画がなされたものの、今おっしゃったような状況で入ってきたというものは仕方がないことであって、これはやむを得ないことだと私は思います。したがって、この数字で見ましても、実施計画面積と導入面積、そしていわゆる未導入の空白面積というものがございまして、それはいいのですが、計画そのものがなっていないのは非常に理解に苦しむところなんです。どういうことでございましょうか、そこらあたりをお示しただければ理解ができるのではないかと

思うわけですか。

○野見山政府委員 今御指摘のように、導入計画が策定されるという見込みで設置決定いたしましたにもかかわらず、計画策定されなかったというような結果を招いておりますことは非常に遺憾に存じておりまして、今後、これらの農村地域に建てられる施設につきましては、農工法の所管省庁

でございまして通産省、農水省とも十分協議しながら、導入の見通しその他につきまして連携をとりながら、設置の方針を立ててまいりたいと考えております。

○平石委員 これ以上は追及をいたしません、そういってことが実績の中に出てきておること、これはひとつしかと頭に入れていただきたい。この件について大臣、どうです。大臣の所感をお願いしたいと思います。

○坂本内閣大臣 会計検査院から指摘を受けるなどということはまことに不名誉なことではございます。いろいろな環境の激変があったにしても、やはりやるべきことはきちっとやらなければいかぬ。ということとは、裏を返せば、これらの施設は全国的に見て割と喜ばれておる施設なんでありまして、これは今後ともその期待にこたえていかなくてはなりません。そういうようなときに、ちよつとした不注意でそういう不名誉な指摘を受けるというふうなことは、私どもの本意ではございませんので、こういう問題については、設置基準の見直しなども含めて、今後とも関係各省と連絡をとりながら篤と氣をつけてまいりたいと思っております。

○平石委員 そこで、また指摘をせざるを得ないのですが、今六カ所のそういったところが出たわけですが、それで、この設置については労働者の保険料を原資とする、こういうことでなされておりますが、設置についての運営要領がここにございまして、これは労働省がつくって雇用促進事業団に示しておるものと理解しておるわけですが、この中の第三のところは、農村教養文化体育施設運営要領というものがございまして、この体育施設の運営要領の第三のところでは、「農村地域に導入される工業に就業する雇用保険の被保険者に利用させるものとする」、こうなっております。間違いないか、ひとつ。

○佐藤(仁)説明員 そのとおりでございます。

○平石委員 そこで、私も見ましたところによりまして、これは一施設しかよう調査をしま

んでしたが、ここへ行ってみますと、現実には、実施計画はもう入らないわけですが、その設置がなされた施設の利用、これが今全く雇用保険法の目的に沿っていない、そういう運営がなされておるわけですね。それで、この設置要領を見ますと、地方自治法第二百四十四条による施設、いわゆる公の施設としてこれが設置、運営をなされておる、こういうことでございまして。

この地方自治法に言う公の施設というのはどういふことかというのを調べてみますと、これは一般の村民の福祉の向上、こうなっております。す。そういったものと、雇用保険法で設置した特定目的を持った施設が一般目的に使われておる。そして、勤労者はいない、農村工業導入が入って来ないし、実施計画もないのですから、この法が求めている勤労者の利用というものは皆無である、こういうような事態になっておるのであります。が、実施状況についてこのような結果が出ておるのはどういうことなのか、御説明をいただきたい。

○野見山政府委員 御指摘のとおり、市町村の単独で設置いたしました施設とあわせて、施設の利用につきましては、利用料金なりあるいは対象について条例で定めているものがございますが、今御指摘のような地方自治法第二百四十四条、すなわち地方公共団体が住民の福祉を増進するという一般的な目的のために設置したというような根拠に基づいて、設置条例を定めているという例が見られることは非常に遺憾なことだと存じております。大多数の条例の場合は、雇用保険法の趣旨に基づきまして、雇用促進事業団が設置した施設については勤労者を中心に利用させるという条例がほとんどでございますが、今お尋ねのような条例の例がございまして、これは適切でございませぬので、所要の措置を講ずるよう指導してまいりたいと考えております。雇用促進事業団では、従来から、事業団施設の管理運営につきましては、設置目的に沿った条例を制定するように指導してまいりましたところでございますけれども、こ

ういった例がございしますので、雇用促進事業団を通じて、改めて条例のモデルを市町村に示していくというようなことを考えてまいりたいと思っております。

○平石委員 これは、今申し上げたように法の目的を全く理解しない市町村、そして、今大臣のお言葉にありましたように、この施設につきましては地方団体の方も非常に要望の強いものです。したがって、私は、特に地方の財源のないいわゆる過疎地域といえます農村地域におきまして、企業導入を図って、そして、農村の振興と同時に、そこに働く勤労者が体育施設あるいはいろいろな福祉施設として利用していくことはまことに好ましいことであって、その運営を適切なものとしていかなければ、今私が指摘を申し上げておるようなことでは正常な発展がなされない、こういうことで御指摘を申し上げておるわけでございまして、当然この法に示された基本方針に沿い、そして関係市町村、関係県もこれらの方針に基づいての実施計画を定めてやってほしいと思うわけ

です。

したがって、私は今言葉にございましたが、体育施設がそのまゝ一般施設に変化しておる、さまた変わりになっている。こういうように、いわゆる市町村が設置した総合的な一つの施設へ、それと一緒にそのエリアの中に建てるとするならば、これは二つの条例が要るのではないかと、いうような気がするわけです。一つは雇用保険法に基づく施設である、このことを条例に設定をしていかなければならぬという気がするわけですが、そういう指導がなされるのかどうか、適切な方法というものはどういふことなのか、お聞かせをいただきます。

○野見山政府委員 体育施設につきましては、中小企業に働く労働者の福祉の増進のために設置しておりますけれども、最近、特に若い人々を中心にスポーツ志向という傾向が高まってまいりまして、体育施設の要望が非常に高いわけでございまして、中でも、この体育施設につきま

そして、ここでさらに、この利用率 大體指撥
があります三〇%以下というのですが、この利用
率を見ましても大體一五、六%、中には七%から
八%ということです。それからついでに申し上げ
ますが、共同施設につきましては、これは一年の
うちに七日しか使つてない、こういうものもある
わけです。これはやはり、こういうような利用状
況の中では設置が妥当かどうかという、もとへか
えつて考えなければならぬようにことに相なるわ

これを見ますと、敷地についてはできれば提供いただきたいというようになっておる。そして、建物については促進事業団の建物なんです。これはいわば勤労者の建物ですよ。この勤労者の建物であるものが、今言ったように一般施設に変わっておるということと、それから所有がいわゆる事業団のものであつて、しかも市町村がそれに相乗りで負担をしておる。そしてここに共同出資という形で建設されておるわけです。これでは法律関係その他も非常に複雑になつてしまうわけですね、実情やむを得ぬかもしれぬけれども。この整理については、維持管理の問題等いろいろの問

御指摘のように、でき上りました建物につきましては、出資額に応じまして共同登記をいたしてはおりますが、これにつきましては地方財政に関する法律で事業団に対する寄附が禁じられておる面もございますし、そうした制約もございますして現在こういう措置にしておるわけでございます。ただ、そういうことで市町村が出資し、かつ、出資したものとしてあるということは、市町村自らの自主的な活用を進める、それも地元の勤労者のなめにといいことで、市町村の自主的な活動も促進できる面もあるのではないかと思っております。

○平石委員　今そういう御答弁でございましたが、考えてみますと非常に複雑な法律関係になつた

てくるわけですし、あるいは、雇用促進事業団にはもちろん財産目録もあるのだからと思うが、それは当然その持ち分だけが入ってくる、こういうことの処理がなされておられると思うわけですが、将来、この維持管理その他補修、そういったような問題が出たときにどういうことになっておられるのか。そして、現在までにトラブルがあつておられるかどうか。こちらもひとつあわせお答えをいただきたい。

○佐藤(仁)説明員 でき上がりしました建物については修理が必要であるというような場合にも、これは出資の割合についてそれぞれが負担するというところで処理いたしてきております。これまでのところ、私どもの承知している限りではトラブルは別に起きていないと承知しております。

○平石委員 トラルブルが起きていないければ、問題としてそう噴出することはないと思うけれども、トラブルがないから適切だとは一概に言い切れません。そういうことでございますので、これらについては将来において御検討を賜りたい、こう思うわけでありませう。

私もこういうことを指摘させていただいたわけですが、ただ、決してこういう事業そのものがとまれば云々というようなことではございませんで、特に田舎の方にしてみれば、どうか手が出るほどの要望しておる施設です。そういうことですから、そういった法の趣旨を十分に生かされた形において実施してほしいという事です。

それから、通産省はお見えたいたしておりますね。通産省、農林省、これに関係があるわけでありまして、通産省としまして、今までの導入法に基づいて、あるいは工業再配置、そういった法律に基づいて工業導入を図っておられることだと思ふんですが、この今までの過去の導入企業、この進出状況をひとつお知らせをいただきたい。

○岩田(誠)説明員 御説明いたします。過去におきます農工地区への導入企業の進出状況でございますが、昭和四十六年に農村地域工業導入促進法が策定されて以来昨年三月までに、農

村地域工業導入地区へ導入された企業の合計は二千九百六十八社、導入面積で約七千五百ヘクタールに上つておるわけでございます。

○平石委員 この導入の経過を御見たいと、今おっしゃつたように今までの進出がございませうけれども、今後はどんな見通しでしょうか。

○岩田(誠)説明員 今後の見通しでございますが、御高承のとおり近年の経済成長率の鈍化によりまして、全国的に工場立地動向というのは停滞をしておるわけでございます。しかしながら、その農工地区について見ますと、加工組み立て型の業種の立地が、期待されるような内陸型の工業用地であるということがまず一つ。それから最近徐々に景気の回復が見られる、こういうようなことから、農工地区への工業導入というのは今後も着実に増加するものと私どもは考えておる次第でございます。

○平石委員 これは、私どもの田舎の方にも大きな工業団地として敷地をつくつております。これは市町村としまして、開発公団とかいろいろものをつくつて、公社をつくつて設置をするわけですが、この設置に対する金利、企業が入つてこれに売却をしていけば償還ができるんですけども、入つてこないというようなことで、金利が非常にかさんでおるといふような実情にあるわけですね。そういうことを見ても、これから景気回復にはより進めなければ、ひとつ農村の方にももっと導入を促進をしてほしい。

それから、農林省お見えたいたしておりますね。農林省の方も、もちろん農山村の振興ということから考えてみますと、当然のこととして、この計画、方針に基づいて三省がひとつ連携を持ちながら企業導入を図つてほしい。そして、この企業ももちろん採算ベースに合わないといふコストも、したがって、交通の問題やいろいろなコスト等、なるべく企業採算ベースに合うような形にやります。開発をしていかなければいけません。だから、道路の問題やいろいろな運搬手段の問題等それぞれの問題がございませうけれども、そういったことを

を、この方針の中にもございませうが、ひとつ農林省の方もそこを十分連携をとつて促進をしてほしい、こう思うわけでございますが、一言御答弁いただきたい。

○大賀説明員 先生の御指摘のとおりでございます。農村におきます所得の確保、それから不安定な就業状況を改善をいたしまして、安定的な就業に持つていくということでこの法律が定められておりますし、私どもも、通産省あるいは労働省とも連携をとりながら今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、さらに一方では過疎、山村等がございませうが、なかなか工業が入りにくいというようなところにおきまして、地場の産品の振興を図るなりあるいは観光開発をやるというようなことによりまして、少しでも就業の安定的な確保ができるようにということで各種の施策を進めておるところでございます。

○平石委員 それぞれの三省が協力をしていたいただきたいと今お願いを申し上げたわけですが、ここで、今の問題をちよつと振り返つてみたいわけなんです。

なるほどこういった法の趣旨、目的、これは非常に結構なことですが、そこで、この実施計画を立てるのはどこなのか。そして要望はどこから来るのかといひますと、市町村でつくつて県へ上がつてくるのです。そして県から本省に出てくる。このところ、私は、この基本方針にあるからそれで連携ができておるものなりと思うておりました。要望は市町村から上がつてきて、そういう経過をたどる。そのときに、実施計画はそれぞれの通産省へ一本入る、そして農水へ一本入る、それから労働省へ一本入る、これだけなんです。そうすると連携がとれてない。そのために今御指摘申し上げたような結果が出てくるわけなんです。

だから、ここで基本方針をつくるようなことであるならば、上がつてきた実施計画そのものについて、やはり三省がお互いにその検討をし、これ

でいいのかなのか。全く三省は今までは受け身であつた。来たらもうそのまま倉庫へ入る、来たらそのまま倉庫へ入るというところで、そして労働省は、ああ来ておるからというので金を出すと、そういう形になっておるのじゃないか。したがって、上がつてきた実施計画については内容の検討、見込みがあるのか、企業が入ってくるのかどうなのか。通産省さん、これは来ますか。あるいは農水の方とは、これは入るような条件が整つていますか。そういうことをやつて、これは労働省の方で十分そこを連携をとりながら、協議をして検討をせなければならぬんじゃないかと思うので。どうです、ひとつ。

○加藤(孝)政府委員 この農村工業導入の関係が、いわゆる石油ショック等の関係がございまして、計画全体が大変に進んでいないという中におきまして、しかし、今後、こういう雇用の場の少ない農山村地域におきましてやはりこういう雇用の場をつくつていく、こういう観点から、労働省としても大変重要な施策であると考えておるわけでございます。現在公共職業安定所単位に雇用開発委員会というのを県に、今三十県、三十安定所におきまして雇用開発委員会というものを設け、そして、それぞれの開発を進めるためのいろいろアクションを起こしておるわけでございます。

そういう中におきましては、一つには、こういう工業の導入を図つていくという関係での施策も進めなければならぬ。また、今農林省からお話しいましたように、その地場産業で今後ある程度発展が見込めるようなものを新しく、例えば一村一品運動というような形もございませうが、そういうような形で、それぞれの地域でのやはり自立的な形で工業の発展、あるいはまた地場産業の発展というような形で雇用の場の創出というものを図つていかなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

そういう意味におきまして、これはもちろん労働省だけでできる話ではございませう。地域との

密接な関係も必要でございますし、特に中央レベルでは、通産省、農林省との密接な関連を要します。あるいはまた、物によりましては国土庁などとも発展、計画との連携も要るかと思うわけでございますが、そういう関係も、いろいろ今先生御指摘いただきましたような視点をよく私もかみしめ、これを踏まえて推進を図っていくかなければならぬ、こう思うわけでございます。

今後さらにこういうものを発展させていかなければならぬわけでございますので、十分各省との連携を今まで以上に深めてやっていきたい、こう思うわけでございます。

○平石委員 局長、一般論にすりかえて余り広げたらいかぬです。これに限って言っているのですから。まあそれは了としますが、問題はこの施設です。この施設については、こういう形で設置の順序が決まっておるから、これがそのまま上がつてきたときには、三省のそれぞれお蔵へ入ってしまう、検討がなされてないところからこの問題が出て、会計検査院から指摘を受けておるわけですから、だから今後は、上がつてきた実施計画については、三省がそれぞれ話し合つて、こういう企業導入を図るといふ実施計画があるが、通産省さん、これは見込みありますね。農林省さん、これは入れるようなことになっていきますかと。そうすると私の方の雇用拡大もできる、雇用の機会もできる、十分いきますね。こういう確認をして、それから労働省は金を出しなさいと私は言うのです。だから、各省と話し合わせてというように一般論ではないのです、私が今指摘しておるのは、検査院の指摘事項について御質問申し上げておるわけですから、それが今まではそういうことがなかったように私の調べでは出ておるのですよ。このままで行つておるからこんなことになる。この点をもう一回お答えをいただきたい。

○加藤孝政府委員 御指摘のこの施設の関係につきましても、まさにそういう連携が十分でなかったことでこういう結果が出てきておるということとでございます。私どもも、地元のそういう申請

の市町村長がこういう導入計画をつくつてくることになってくるからと、そうかという面もあるわけで、いわば安易な対応をしておつたという面もあるわけでございます。今後、そういう施設の関係に絡みまして、まさにこの導入が進められるというようなことであれば、いろいろ御指摘を受けましてそれを契機に、十分その導入計画がまさに本物になっていきますような連携をとりながら設置決定を進めていく、こういうことで対応していきたいと考えるわけでございます。

○平石委員 これはそうしていただかないと、私が調査に入つた段階で、県庁が知らぬわけですね。あれ、そんな実施計画はございませんかと。ございませうか。ではなしに、実施計画はないのだから知らぬのですわ。だから、実施計画はあるけれども十分になかつたといつたようなことについても、県庁が実施計画について余り知らない、だから三省へ上がつてきたときにその確認を三省で合えば、県庁へ聞き合つていただくことができますし、市町村へ聞き合つこともできます。そのままでお蔵へ入つて金を出すからこんな結果になるのですから。だから、そういうことのないようにお願いをしたいと思つて、最後に、この三省の連携協力というのを申し上げたわけです。

大臣、今ずっと御指摘申し上げましたが、もつと徹底した審議をと思つておりましたけれども、時間の都合で十分な審議にはなりませんでしたが、問題点だけは指摘したつもりです。このように六件も実施計画のないところがある。しかも、中には全く地方自治法の施設、一般施設に変わつておる。こういうようなやり方でこの雇用保険事業が行われ、しかもこの原資は御案内のとおり事業主が出しておる、そういう施設の事業です。したがって一般会計、税金が入つたものではありませんが、特定目的の勤労者の福祉施設、体育施設として、あるいは共同施設としてその原資でもつてやることですから、これが一般の村民といったような形に使われるようなことは困るので、こういった点を十分把握、認識の上で、ひとつ大臣の

見解を最後に承りたいと思うわけです。

○坂本國務大臣 いろいろ参考になりました。貴重な御意見をいただいたてありがとうございます。あなたの御趣旨に沿うようにやっていきたいと思つております。

しかし、非常に希望が多いのですから、やはりそれなりの大変なメリットがあると思ひます。これは申すまでもなく勤労者のための施設です。勤労者の保険金を使つておる施設ですから、その主たる目的からこれが逸脱をしないように、そしてこの施設がまた全国にもつと広がつて、勤労者の諸君が元気で安心してやれるようにしたいものだと思つております。

ただ、勤労者は昼は働いておるのですから、その奥さん方が子供を連れてママさんバレーをやるとか、あいたときには大いにぎやかに使わしてもらいたい、そういうようなメリットが多いものですから、市町村もまた非常に人気があるのだらうと思ひますが、しかし、何といつても主目的は勤労者のためのものでございますから、そういう眼目を外さぬようにして運営、設置基準その他を考へていきたいと思つております。ありがとうございます。

○平石委員 以上で終わります。(拍手)

○有馬委員長 小淵正義君。

○小淵正義委員 長時間御苦労さまですけれども、私も担当で質問させていただきます。

このたびの雇用保険法の改正についてであります。午前中の議論の中でも指摘されておりましたように、このたびの改正については、かなり短時間の中でこの問題が審議されたということで、審議会の中でも非常にその点に対する意見が提起されておつたと思ひますが、今回のこの改正の主な理由としては、いろいろ労働省として、労働人口の高齢化とか婦人の職場進出の増加とか、サービス産業または技術革新、産業構造の転換とか、いろいろとこういう新しい、今の社会情勢の中で雇用問題をめぐる環境の変化ということで、今回の改正をしたということ言われているわけ

ありますが、改正の中身を見ますならば、ただ単に、雇用保険財政の悪化に対する財政上のつじつま合わせといひますか、そういう保険財政の悪化に対する対応策としての今回この問題が提起されているのではないかと。当然その基本となるべき雇用対策といふものについては、どのような展望の中でのセツトとされているのか、ひとつそういうものとのセツトでないといふかぬのじやないかと私は思ふのでありますが、今回の雇用保険法改正に当たつて、そういう基本的な雇用対策そのものについて一体どのような認識の中で進められようとしておるのか、その点をまずお尋ねいたします。

○加藤孝政府委員 今回の雇用保険制度の改正につきましては、中長期的な雇用対策の一つの展望の中におきまして、具体的な、昨年の十月に閣議決定いたしました第五次雇用対策基本計画といふものを、昭和六十五年度完全失業率二%程度といふものを目標にいたしましてこの雇用対策といふものを進めていくという、その施策の一環としてこの雇用保険制度の改正についても御提案を申し上げておる、こういうことでございまして、確かにおつしやいますように、この雇用保険制度だけで今後の高齢者対策、パート対策あるいはまた女性の職場進出の問題等、そういった問題に対応できるものではないわけでございまして、そういう意味で総合的な雇用対策といふものが連係していかなければ、今後のいろいろな雇用構造の変化への対応は難しいわけでございまして、そういう意味におきまして、今後の雇用対策の大きな方向といたしましては、一つには、高齢化社会対策といふものに対して積極的に取り組んでいく、あるいはまた女性の職場進出というような問題にいろいろ取り組んでいく、あるいはその雇用構造が第三次産業という面でもどんどんふえていくという形で変わつていく、こういうようなものとに対して機械的に対応していくというようなことが必要なのでございまして、そのための具体的な対策がくつついていかなければならぬと思ひます。

ありますが、改正の中身を見ますならば、ただ単に、雇用保険財政の悪化に対する財政上のつじつま合わせといひますか、そういう保険財政の悪化に対する対応策としての今回この問題が提起されているのではないかと。当然その基本となるべき雇用対策といふものについては、どのような展望の中でのセツトとされているのか、ひとつそういうものとのセツトでないといふかぬのじやないかと私は思ふのでありますが、今回の雇用保険法改正に当たつて、そういう基本的な雇用対策そのものについて一体どのような認識の中で進められようとしておるのか、その点をまずお尋ねいたします。

ればだめではないか、こういうような御指摘は職
安審議会等の中にもあったわけでございます。こ
の雇用保険制度の改正作業を進めると同時に
に、一方におきまして、現在中央職業安定審議会
におきまして雇用対策基本問題小委員会というも
のを設置いたしまして、現在、この雇用対策の中
長期的な観点に立つて具体的な政策の中身の見直
しというような作業もあわせて進めていただいて
おる、こういうようなことでございます。

○小淵(正)委員 今お話しがありました、そうい
った雇用対策のいろいろな面について作業が進め
られていくことについての内容が、私どもに明ら
かにされてない立場から申し上げておるわけでご
ざいます。ただ、確かにそういった将来的な昭和
六十五年度ですか、失業率を二・〇にするとか
いう一つの目安を持ちながら、いろいろ中長期的
な対策も現在検討中だと言われておりますが、今
回改正案として出されたものを見ると、端的に言
うならば失業給付率を削減する、そういう中で就
職を促進させようというのがあるように思え
るわけでありまして、ですから、ただ単なるこうい
った改正だけでそういった問題とどう結びつくの
かということになりますと、どうしても合点が
いかないわけでありまして、したがって、その点につ
いてはこれはまた後の議論にもなりますので、先
に進ませていただきます。

そういう意味で、雇用対策の面に対しての
う少し具体的なものについてぜひひとつお尋ねし
ていきたいと思います。これからの産業構造の
変化というのはいくぶん長期にわたっている変
化といふものだと私なりに理解するわけであり
ますが、これに対しては労働省としては、雇用情
勢の中でそういった将来展望というものを大体ど
ういうふうに見ておられるのかということが一
つ。

それから、今回改正されることになって、とり
あえず保険料を上げないで運用の中で何とか保険
財政を守っていくといふこと、確保していくとい
ふこと、そういうことで今回の改正案になつ

ているわけでありまして、今回のこのような対応
策によつて、今後この雇用保険財政というものは
十分いけるというふうな見通しを持つておられる
のかどうか、大体どの程度までを見越して今回の
改正ということと踏み切られたのか、そこらあた
りの雇用保険財政の今後の見通し等についてもひ
とつて御説明いただきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 まず今後の雇用構造の変化
についての見通しでございますが、まず労働力の
供給面につきましても中長期的に見てみますと、第
一には、本格的な高齢化社会が進展していく、そ
して、この労働力人口に占める高齢者、こゝで
は五十五歳以上ということと申し上げますと、こ
ういう高齢者の割合が現在の労働力人口の六分
の一ということから昭和六十五年には五分の一に
なつていく、そしてさらに七十五年には四分の一
に高まつていく、こういうようなテンポで高齢
者が急増していく。そして、昭和五十年代は
五十歳後半層で急増したわけでございますが、
昭和六十年代に入つていきますと六十歳前半層
において高齢者が急速に増加をする、こういうよ
うな見通しを一つ持つておるわけでございます。

それからまた、労働力供給面での変化の第二と
いたしまして、女子の職場進出への意欲が引き続
き高まつていく、そして家事あるいは育児負担の
軽減、主婦の働きやすい就業形態の増加、あるい
はまた社会参加意識の高まり、こういうようなこ
とから、女子の労働力率は、特に主婦層を中心
にいたしまして、主婦層でもとりわけ三十歳前後、
こういうような層で高まつていくであろう、こん
なような見通しを持つておるわけでございます。

一方また、労働力の需要面の関係でいいます
と、第一には、素材関連産業などこういうような
産業におきまして、今産業構造の転換が進んでお
るわけでございますが、こういうようなところで
で、いわゆる不況産業、こういうような形での問
題の発生が見込まれるという面があるわけござ
います。他方、サービス業などの第三次産業では、
就業機会が次第に製造業などの第二次産業を超え

て拡大をしていくだろう、そういうことで昭和六
十五年には第三次産業の就業者の構成比が六割程
度になつていくだろう、こういうようなことで、
特にその中ではサービス業の伸びが著しくて、製
造業を超えてサービス業の方がウェートの高い産
業構造になつていくだろう、こういうような見通
しを持つております。

また、もう一つ需要面の変化をいたしまして、
MEを中心とした技術革新というものが一
層進展していく、こういう中でこの職業というも
のの構成あるいは職業というものの内容が大きく
変化をしていくだろう、こういうような見通しを
持つておるわけでございます。こういう労働力
の需要と供給の両方の面で広範な構造変化が進ん
でいく。

こういうことになつていきますと、たとえ労働
力の需要と供給というものが全体の総量としては
バランスをとるといたしまして、年齢間のミス
マッチ、技術や技能でのミスマッチ、あるいはま
た地域間でのミスマッチ、こういうようなものが
生じまして失業が増加していく可能性があるので
はないか。したがって、このミスマッチの解
消ということに具体的な政策の焦点を当てまし
て、今後の六十五年度完全失業率二％程度とい
うものの実現に向けて努力をしていかなければなら
ぬ、こういう将来推計に立つての考え方を持つて
おるわけでございます。

また、雇用保険財政についての見通しでござ
います。今回の改正案は、最近のこういう雇用失
業情勢の変化に的確に対応しながら離職者の再就
職の促進を図つていく、そしてまたそれを通
じて制度の効率的な運営を図ろう、あるいは健全
な運営を確保していく、こういうことを目的に
お願いをしておるものでございます。

この改正後の見通しにつきましては、例えばこ
ういう再就職手当制度などの効果等々、こういう
たものが現実運用した場合にどういふような効
果が本当に出てくるのか、あるいはまた今後の景
気の動向がどうなつていくのかといふような点に

ついて、いろいろまだ確とした見通しができない
ような面もございまして、こういう推計が簡単に
はしかねるような面もあるわけでございますが、
一応私ども、この改正法の施行に当たりまして、
この運営をさらに適切に行つていく、こういうよ
うなことによりまして、中期的に見た場合には、
雇用保険制度についても健全な運営が確保できる
ものである、こう考えておるところでございます。

○小淵(正)委員 今、雇用対策を進めるに当たつ
て、いろいろなフアクターによる労働力の需要供
給のお話しがありました。その点は資料でまた
後日いただきたいと思いますが、そういういろい
ろな作業が進められる中で、そのポイントになる
べきもの、失業率の一つの目標として二・〇％を
めどにしているということでありましたが、その
他、我が国の労働時間というものをどのようによ
どを持つておるか、最低賃金等についてはどう
いうようなめどの中でそういうものをいろいろと
検討されるのか、そういう政策推進の基礎になる
べきフアクターについて、労働省の方で明示でき
るものがあればお示しいただきたいと思ひます
が、いかがでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 この失業率の目安といたし
ましては、今おっしゃいますように六十五年度二
％程度の完全失業率、こういうものを目標として
努力していく、こういう目標を持つておるわけ
でございます。

また、労働時間の短縮の問題につきましては、
具体的には週休二日制等労働時間対策推進計画と
いうものを策定をいたしております。我が国の
労働時間を昭和六十年年度までに欧米主要国並みの
水準に近づける、こういうことを目標に掲げてお
りまして、具体的に、全産業平均の労働者一人
当たりの年間総実労働時間というもののについて、
二千時間を割る姿といふものを想定をいたしてお
るところでございます。

また、最低賃金につきましては、これは毎年公
労使の三者構成の最賃審議会におきまして、全国

各都道府県ごとに類似の労働者の賃金を考慮して定められる、こういう仕組みのものでございますので、これにつきまして、これを幾らに長期的に定めていくかという具体的な目標数字というものは特に持ち合わせておるわけではございません。

○小測(正)委員 今のいろいろな数字についての議論はまた別の機会にお願いすることといたしまして、先に進ませていただきますが、職業安定所を通じて就職に対する再就職、いろいろ努力をしていくわけでありまして、労働省が出された資料を拝見いたしますと、安定所を通じて受給者が再就職をされた件数で見ますならば、五十三年度が二・一%、それから五十四年度、五十五年度は二・九%と下がつてきて、五十七年度では一・六%程度しかない、こういうふうな資料が出されているわけでありまして、要するに、職業安定所としていろいろ努力されておるにもかかわらず、離職後の再就職を安定所としてお世話できたものはこれくらいのものでお世話ですか。それから、別の資料を見ますと、職業安定所の利用率で見ますならば、大体二〇%から二二%ないし二%程度のところにあるようでありますが、この利用率とまた就職率は当然係わりますが、どうしてこういう状況なのか。大体、離職者が再就職する率というのは、こういう安定所を通じてないで、いろいろなルートを通じてそれぞれ就職されることもありまして、全体的な傾向としてはどの程度というふうな労働省としては見ておられるのか、把握されておるのか、そこあたりはいかがでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 公共職業安定所を経由して就職される方の割合につきまして、私どもの見方としては、昭和四十年代後半に比べるとやや低い状態にはございますが、最近では就職者全体の二〇%をちょっと超えるような率で、最近やや上昇傾向にある、こう見ておるわけでございます。また、中小企業というものについて見ますと、これは中小企業団体中央会の調査でございます

が、正社員の採用に当たりまして公共職業安定所を利用するという企業が五七%程度あるわけでございます。ほかに採用経路に比べると一番高い、こういうようなことになっておるわけでございます。

今後安定所の利用というものを一層高めていく、そういう中で適職者の紹介というものが進められていく、そしてまた就職の困難な方は安定所を通じて就職していただく、そういうようなことで安定所の機能を高めていかなければならぬ、こう思っておるわけでございます。今後こういう安定所の機能を強化するためのいろいろな施策をさらに積極的に進めていかなければならぬ、こう考えておるところでございます。

○小測(正)委員 時間が余りありませんので本題に入りますが、今回の雇用保険法の改正は、要するに給付と負担の極端な不均衡を是正する、そのために被保険者期間における段階別給付日数制度を新しく採用したというのが一つでありまして、そのために給付日数の一部削減、それから雇用保険受給者の再就職意欲を促進するために失業給付額を引き下げる、こういうことで、就職中の賃金とのバランスを見ようということ等で、要するにそういう一連の考え方の中で、今回、基礎となるべき基準の収入については臨時の給与は除外するというのが今回の改正の大きな柱だと思っております。我が国の今日までの一般的な社会通念として、収入の中から臨時給与を除くということとは、ちょっとこれは余りにも後ろ向きな政策じゃないかという感じがするわけですが、先ほど午前中の質疑の中では、健康保険にしても労災保険にしても、標準報酬月額額の算定基礎の中にはそういった臨時のものが入っていないのだ、だから今回の雇用保険の方もそうして差し支えないのだ、差し支えないという中でないでしようけれども、それから、保険料もまた臨時の収入から控えておるのだ、そういうことで御答弁があらはれておるが、この臨時の給与も算定基礎の基礎の中に入れるというのは、雇用保険法だけが

現在あるわけですね。これは制度のスタートのときからこのような状態であったのか、その途中から臨時の給与まで入れて算定するようにしたのか、この点はどうかでしようか。

○加藤(孝)政府委員 今度、この雇用保険の給付の額の算定基礎からボーナスを除くというのは、ほかの労災とかあるいはまた健康保険とか、そういったものでそうしているからそうするということよ、うな、そういう意味で申し上げたわけではございませんで、他の保険でもそういう給付の際には除外しているけれども、徴収の際にはちゃんと算定に入れておるといふ保険も他にありますという例として申し上げたわけでございます。その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

このボーナスを算定基礎に入れます制度は、これは雇用保険の発足当初はそうでなかったのです。発足いたしました二、三年後に入れた、こういう制度に変わって、ずっと今日まで来た、こういうことでございます。

○小測(正)委員 先ほどの労災と健康保険の関係とお話は、そういうこともあるから理由としては成り立つ、こういうことで採用されたんだろと思うのですが、今御答弁ありましたように、労災については、健康保険のそういう標準報酬月額の算定基礎にも臨時の報酬は入れないにもかかわらず、失業保険についてはそれは入れようというところで、制度発足から何年か、二、三年か経過した後でわざわざここにそういうものまで採用したというところは、それだけ失業保険の給付というのはいかに生活を守るという意味で大事なものの、いかに働く人々を、雇用保険、当時失業保険でありましたが、失業保険という性格からいって、本当にそういう生活安定を願うが余り、制度をより充実するためにそういうことにはしたと思っております。だから、そういうことから私は思うのですが、先ほど私は後ろ向きと発言しましたが、ほかの労災とか健康保険ではないからこれとなくとも当然だと、そこまでは言わなかったにして

も、そういう理由は成り立つかもしれないけれども、やはりせっかくそういう各種保険制度の中で非常に中身が充実しつつあるこの雇用保険を、何で逆に今の時代にそういうことにするのかというところが、今回のこの問題に対する私たちの一つの大きな不満であります。そういう点で、なぜそういうことをしたのかということについて、もう少し明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○加藤(孝)政府委員 この点につきましては、現行の失業給付の額が、失業する前六カ月の毎月の賃金に加えて基礎に算定され、その六割ないし八割というものが保険給付額になっておる、そしてまた、保険の給付額というものが非課税になっておるという事情にあるわけでございます。そういう事情のために、現在の給付の額が毎月の手取り賃金に比べて余り変わらないような額になる、毎月の手取り賃金というものに比べると余り変わらないような相当の額になっておる。一つの試算によれば九割程度というふうな試算もあるわけでございます。

また、再就職いたします場合の通常の再就職賃金というものと比べてみましても相当に割高の金額になっておる、今こういうような水準にあるというところが、これがまた一面において、この雇用保険部会の報告に指摘されておりますように、再就職をするという意欲を阻害しておる、保険をもらい終わってからひとつか就職するか、こういうような考え方があらはな作用をしておる、こういうような問題があるわけでございます。

また、こういう問題だけではなくて、ボーナスの額そのものが、毎月の賃金に比べて、業種とか規模によりまして相当格差が開いておるわけでございます。中小企業のボーナスと大企業のボーナスということになりまして二倍以上の格差がある。賃金でございますれば二、三割の格差、こう

いろいろなこととございます。こういうようなこととで、今日の不況から中小企業などで解雇をされ、本当に援助を必要とするという人についてはポナスが少ないうえに給付額が低い、こういうような問題もあるわけとございます。逆に、業績のいい企業とか大企業を退職した人はポナスが多いというところから給付額も高いというようなこととで、ポナスが非常に大きく給付額に作用をしてくれておる、こういう現象があるわけとございます。

それからまた、離職時期がポナスの支払い時期を含むかどうか、前六カ月というところでいった場合に含むかどうか、あるいはまたそれが夏のポナスカ冬のポナスカとか、そういうようなこととで給付額が異なるというような問題もあるわけとございます。こういうような問題を総合的に勘案をいたしまして、毎月の賃金のレベルを基準とした生活補助を行ないながら再就職の促進を図っていく、こういう考え方によって、雇用保険制度を再就職の促進という面でもさらに有効に機能させていくということとで今回の制度改正をやらう、こういうこととでございます。

○小淵(正)委員 今のお話しであります、はっきり申し上げると、要するに、再就職する場合における今日の我が国の賃金水準が非常に低いか、雇用保険の失業給付の金額と比較した場合に非常にアンバランスがあるので、できるだけ再就職の意欲を持たせるためには雇用保険の失業給付金額を下げる方がいい、こういうことの発想から、今回そのためには臨時資金、ポナスを除くことというところになってきたのではないかと申すわけとあります。その他いろいろ理由づけは、それぞれ何で理由は物事を考えればつくわけですからそれはいろいろありましようが、どうしてもそういうふうな思えてならないわけですね。そういう意味で、私は、今回の雇用保険の改正の中には非常に後ろ向きなことばかりしか考えられないような感じがするわけとあります。

習といいますが、大小の差はあったといたしましても、勤労者の生活実態というものは臨時に支給されるポナス、例えば中小企業でいろいろ程度、差がありましようけれども、臨時に支給されるポナスも含めて年間収入の中でやって勤労者の世帯はやりくりしているというのが実態でありまして、これは総理府の統計の資料で見ましても、七月、十二月の臨時の資金を貯金しておいて、それぞれ各月のマイナスをカバーして、何とかバランスのあるやりくりをしていくという形が、はっきり数字として、総理府の勤労者の標準世帯の実態の中にも出ておるわけとありますから、そういうことを考えますならば、まさにそういう臨時の資金をそういった基礎から外してしまおうということとは、これはまさに本末転倒だ、かように思うわけとあります。どうしてもこの点は納得できません。したがってそういう意味で、少なくとも我が国の社会通念上の、今の社会慣習的な状況からいっても、これはぜひ再考すべきでないかと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○加藤(孝)政府委員 現在のこの失業給付の水準につきましても、これは労災保険とか健康保険とか、こういう他の社会保険制度と同様に、就労中の稼働能力の損失を補償する、こういう原則に立って定めているものでございまして、決して再就職資金と比較する上で定める、こういう性格のものではないわけとございます。

ただ、申し上げておりますのは、例えばそういう再就職資金との比較において見た場合に、これが通常の求人賃金と比べてかけ離れたものになっておいて、受給者の再就職意欲を阻害しているというふうなことの指摘もあつておる、こういうふうな事情も一つあるということと申し上げておるわけとございまして、決してこういう再就職資金の額をにらんで決める、こういうものではございません。また、ポナスを除くことによりまして給付が低下をする、こういう面があるわけとございます。

が、実際にそれによつて影響を受けます人については、特に中低位の方々につきましては最高二〇%からの給付の日額のアップあるいは率のアップを図ることによりまして、こういうポナスを除くことに伴う激変緩和といえますか、そういうふうな形の配慮も十分しながらこういう措置をやろうというものでございまして、そういういろいろな配慮もしておるという点についても御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思つてございまして。

○小淵(正)委員 失業という事態は、一部の人のこととて、例えば若い人がしつこくみずから都合でやめたり入ったりということはあるかもしれないが、ほとんどの勤労者にしてみればこれはもう大変なことなんでしょう。そのために、せめて失業中だけは生活に不安がないようにということとでこの雇用保険制度があるわけとありますから、そういう意味では、ぜひ、こういう雇用保険制度の本身というものをと充実させる方向で考えるのが本来的な制度の本質じゃないかと私は思います。そういう立場から、今回のこのようにあり方だけは、どうしても雇用保険制度そのものを否定するようなあり方にもつながら、かように考えるわけとあります。

もちろん、被保険者期間によつてある程度の段階を設けるということについてはそれなりの理由はあるわけとありますが、ただ、こういう算定基礎の中から、こういう我が国の少なくとも常識的になっていく臨時の給与を外すということについては、先ほど申しましたように、再就職の賃金とのバランスを考えてそこらあたりをひとつ何とかしようという発想から来たのではないかと申す意味で、この点について意見を申し上げたわけとあります。この点は水か論だと思います。

また、後日に譲りたいと思つた。次に、今回こういう形で、新しい被保険者期間を導入することによつて三段階に分かれたわけですね。前は年齢別はありましたが、こういう被保険者期間によつてという制度は初めてであ

りますが、これは三段階に分けた根拠はどういうところにあるのでしょうか。それから、それぞれ部分的には給付を削減しておるわけとありますが、その削減率もかなり部分的には大きいものがあります。そこらあたりについての、どういふ考え方での三段階にし、そして削減率をこのように設けたのか、その点をお尋ねいたします。

○加藤(孝)政府委員 今度こういう三段階に分けましたのは、この雇用保険部会の報告にもございまして、給付日数の長い高齢者層を中心にしてきておる、給付と負担の極端な不均衡が生じてきておる、そういうような観点から、これまでの年齢、すなわちその就職の困難性の度合い、そういうものに依つて給付期間を定めていくという基本的な原則は維持しながらも、ある程度負担の程度を示す勤続期間というものも加味した給付体系にしていく、これによつて極端な不均衡をある程度是正して制度の健全な運営を図らう、こういうものであるわけとございます。

こういう見地からいいますと、勤続期間を例えば十年以上とそれ以外、こういうような二段階に分けるといふだけでは、必ずしもこういう給付と負担とのアンバランスという問題に沿つたものにもなり得ないというふうなことで、ある程度給付と負担とのバランスを加味していく、こういうような観点から三段階に分けた、こういうこととでございます。

また、そのランクごとの給付日数というものにつきましてもいろいろ御意見はあるかと思つたが、これにつきましても、一応雇用保険部会あるいはまた職安審議会というところでのいろいろな議論を経た結果こういうような形に落ちついておる、こういうものでございまして。

○小淵(正)委員 時間がないので先に進まなければいかぬわけですが、要するに三段階が絶対的という根拠は何もないわけですね。二段階でもいいわけですね。四段階でもいいわけですね。問題は、どこにそういうめどをとるかという

ことになると思いますが、この段階の問題はそういう意味で理解しておいていいですね。

○加藤(孝)政府委員 例えは極端な多段階にいたしますと、これまた給付事務の面で大変なことになるわけでございます。そういうようなこともございまして、余り細かく分けるというの、いろいろ年数計算というのはこれまた大変なことになるわけでございます。そういう意味で、そういったものを兼ね合わせ、ある程度給付と負担の均衡を考えるということで、三段階程度というものが適当ではないかということでございます。

○小淵(正)委員 この問題についての意見はまた別の機会を設けることにいたしまして、次は、雇用保険関係とあわせて提案されております船員保険についての御質問を申し上げたいと思います。運輸省その他、関係者おられますね。

このたび、陸上の雇用保険法の一部改正に伴いまして船員保険法改正をこれに準じて行うという形で、いろいろ出されているわけでありまして。先ほど私、申し上げましたように、まず、その基礎となるべき船員に対する雇用対策と無関係では、船員保険法はあり得ないわけでありまして。特に最近の船員の失業状態は陸上よりも大きくありまして、五十七年で見ますならば、失業率は陸上は三・一％程度でありまして、船員については四三・四％と非常に高い失業率を示しているのが最近の船員の雇用情勢だと思いますが、こういう船員の雇用情勢、雇用対策についてはどのようなものをお持ちなのか。そういう中の一つとして今回の船員保険法の改正が着手されなければならないと思いますが、この件については何ら触れられてないわけですが、この点に対してどのような雇用対策等についての御見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○佐藤(弘)説明員 運輸省といたしましては、船員の雇用と生活の安定を図るために鋭意努力をしておるところでございます。

まず、船員制度の近代化という政策を進めておりますけれども、これは、日本海運の国際競争力を確保するというためのために、現在十八人の乗組みで運航できる船舶というものをスタートさせておるということでございます。これも現在いろいろ検討を続けておりまして、今後とも、その人数をどうするかあるいは船舶数をどうするかという点につきまして検討を進めていく必要がある問題でございまして、いづれにいたしまして、日本船員の雇用の場の確保というものを図つてまいりたいと思っておりますのでございまして、そのためには船員の再教育というものが必要でございまして、そのような少数の乗組員で運航できるだけの資質がなければなりません。したがって、既存の船員を再教育いたしまして、これは海技大学校というところで再教育をいたしておりますが、そのような船舶の運航にたえるような資質を育てるということも現在鋭意推進しているところでございます。

それから、財団法人の日本船員福利雇用促進センターというところがございまして、ここにおきまして、外国の船舶に日本の船員を乗せるということの、いわゆる配業のあっせんをやっております。これを今後とも大いに推進して、船員の雇用の場の確保を図つていきたいと考えております。それとともに、技能訓練の実施といったこともこのセンターではやっておりますのでございまして、それから、船員職業安定所は全国各所に置かれておるわけではございますけれども、この効率的なあっせん事業の推進のために、フアクシミリを導入いたしまして、広域的な求職求人のおっせんができるように現在鋭意推進しているところでございます。

このほかに、いわゆる二百海里問題に端を発しました漁業のいわゆる締め出しによりまして失業船員の発生に對しましては、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が制定されておるわけでございます。また、内航海運その他の構造不況業種に伴う離職船員の発生に對しましては、船員の雇用に関する特別措置法という法律が制定されておまして、そのような特別法によりまして就職促進給付金の給付、こういった措置を鋭意講じておるところでございまして、このような対策を鋭意講じておるわけでございまして、けれども、どちらかと申しますと、今までの対策はいわゆる離職船員にウエイトを置いた対策であつたというふうに考えております。もちろん雇用船員の対策もやっておりますけれども、どちらかと申しますと離職船員というもののウエイトを置いた対策ではなかつたかというふうなことを考えております。離職船員対策といふものは今後とも非常に重要な分野である、推進しなければならぬと我々も思っておりますが、それとともに、やはり雇用船員対策等を講じてまいりたという考えを考えておまして、昭和五十九年度からは、特に中高年の船員を含めまして雇用の促進、失業の予防、そういったことのための対策を講じたいと考えておるところでございまして、具体的に申し上げますと、船員の中にはいわゆる職員と部員という二つの部類があるわけでございまして、この部員に對しましては職員に對するだけの訓練をすることにしまして、職員としての活動の場を広げていくということがまず第一点でございまして、それから第二点といたしましては、中高年齢層の船員に對しましてより高い技能の習得をしていただくということ、それから職種転換がスムーズにいけるような技能の講習その他の対策を講じていくというようなこと、そういったことを積極的に展開してまいりたいというふうに考えておるところでございまして、そのほかに、外航船舶でございましてかあるいは遠洋漁船におきましては、やはりどうしても外国語というものが緊要になってまいりますので、そのような外国語の訓練でございましてか、あるいは最近S.T.C.W.条約を批准したわけでございましてけれども、これは国際的に船員の資格要件等を一定の水準に保つというこの条約でありますけれども、これに對した資格要件に当たるように訓練をやっていくようなことも現在考えておるところでございまして、

そのような対応策をとりまして失業船員の発生予防ということをやりました、離職船員対策並びに失業予防対策というものを車の両輪のように考えまして施策を遂行してまいりたい、かように考えておるところでございまして、

○小淵(正)委員 いろいろとお聞きしたいわけでありまして、限られた時間でありまして後には譲ることになります。

それで、今もお話しがございましたが、船員の近代化対策などを行っているということでありまして、確かに取り組まれていることは私も承知しておりますが、そのビッチたるや遅々たるものであつて、今の外航海運の中でその割合を見たらどの程度かということについて、今の段階では、今のままの状態ではかなり問題があるのではないかと、いづれにいたしまして、今いろいろお話ししたばかりだそうといったものに関する資料をひとつぜひいただきたいと思います。そういう今の船員に関するいろいろお話しなさいました対策についての資料をいただければ、その資料を拝見させていただいて、次の機会にまた御質問申し上げたいと思つたので、その点ひとつよろしく願ひしたいと思います。いいですね。

次に、漁船員関係について、今も触れられておりました、漁船員の方の船員保険の対象者の実数は現在どれくらいか、あわせて、対象外になつてゐる人たちはどれくらいおられるのか、その点について、行政当局としてその実態を把握されておればひとつそれをお示しいただきたいと思つたので、

○佐藤(隆)説明員 昭和五十八年三月末で申しまして、船員保険の被保険者十九万二千人でございまして、いわゆる汽船船員につきましては約九万九千人でございまして、ほぼ全員が失業部門の適用を受けております。漁船船員につきましては被保

れども、これに對した資格要件に当たるように訓練をやっていくようなことも現在考えておるところでございまして、

險者数が九万三千人でございまして、そのうち失業部門の適用を受けておりますのが五万九千人というところでございまして。

○小淵(正)委員 なぜ失業保険の適用を受けていないのか、その理由をもう少し具体的に示してください。

○佐藤(隆)説明員 漁船の船員につきましては、漁期によりまして通年雇用にならないという、いわば通年雇用の実態にない船員につきましては失業部門を適用しない、こういうことでございまして。

○小淵(正)委員 漁船員は通年雇用じゃないというところのようでありまして、実態としてはほとんど六カ月以上の通年雇用になっておるといふふうには承知しておるわけでありまして、その点はどうですか。

○佐藤(隆)説明員 私どももいたしまして、通年雇用の実態にあるという漁船船員につきましても、適用の努力を進めているところでございまして、逐年その適用率も向上しておるわけでございます。

ちなみに昭和五十一年度末で申し上げますと、漁船の失業部門の適用率三三・七％というものが、五十七年度末で見ますと六三・七％というような形で適用の拡大が進んでいるわけでございます。

○小淵(正)委員 五十四年に衆議院、参議院のそれぞれの委員会、漁船員の失業保険非適用について適用の拡大を図れということが附帯決議としてなされているわけでありまして、この附帯決議に沿って今日まで取り組まれた結果が今このような形の数字に出ている、こういうことで理解していいわけですか。

では、次に移りますが、陸上には短期雇用特別被保険者という形での特例措置がございまして、雇用保険の制度として運用されているわけでありまして、陸上にあるこのような短期雇用特別被保険者という特例制度を当然漁船員も対象として設けて運用されるべきでないかと思ひます。これこそまさに、雇用保険制度としては陸であれ海であれ思想的な統一性がないといかぬと思ひますが、この点がまだ適用されてないのはどういう理由によるものか、御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤(隆)説明員 雇用期間が一年未満の漁船船員という問題かと存じますが、漁期がございまして、毎年特定の時期に定期的に離職を繰り返す、こういうような漁船船員につきましても、こういった離職が事故の偶発性といったような、いわゆる保険事故になじむものかといった制度上の問題が一つございまして。また同時に、船員保険は御案内のとおり小集団でございまして、そういった中で仮にこういった漁船船員をカバーするということになりまして、財政的な面から見しても大変大きな負担になるわけございまして、そういった面での困難があるのではないかと考えております。

○小淵(正)委員 財政的負担その他のことのお話しがございまして、これはまた別のときに議論したいと思ひます。

もう時間が参っておりますので、あと一つだけお尋ねいたします。

今回の雇用保険法の改正に伴って船員保険法が一部改正されておるわけでありまして、要するに陸上の雇用保険法に準じて、それに右へ倣え式でそういった被保険者期間の導入というようなことが新しく改正の中に入っているわけでありまして。その中身を見ますならば、具体的なものはいろいろありますが、まず端的に申し上げますと、今回の陸上の雇用保険法の改正に伴って、準じてやるというところは少し違つて、船員保険の場合についてはもっと切り込んでやられているのじやないか。内容がいろいろありますが、今回の雇用保険法は、陸上雇用保険に準じて船員保険にもそういった制度を導入するということになりまして、それに、陸上雇用保険の改正以上に非常に切り込んだ内容の改正になっておりますけれども、その点の考え方はどこにあるのですか。その点をまず基本的なものとしてお尋ねして、とりあえずきょうの私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤(隆)説明員 ただいま御指摘のとおり、船員保険の改正は雇用保険の改正に準じてというところでございまして、例えば所定給付日数等につきまして、既に現在でも、雇用保険の給付内容と船員保険の失業部門の給付内容には相違する点がございまして、そういう点を前提といたしまして制度を仕組んでおりますので、そういった面で若干の相違があるわけでございます。

○小淵(正)委員 若干の相違どころじやない、かなり大きな問題がいろいろありますので、またこれは次回にひとつ機会をいただきたいと思ひますが、とりあえず本日はこれで終わらせていただきます。(拍手)

○有馬委員長 浦井洋君。

○浦井委員 朝から大臣、大変だろうと思ひますが、私が最後のようでありますから、頑張つていただきますと思ひます。

大臣に最初に端的にお伺いしたいんですが、けさ方から他の委員の方々も言われておりますが、大体論点が同じようなところに来ておると思ひます。これはもう今度の雇用保険法、あえて改悪と申し上げますが、これはもうこんなひどいものはないだろう、朝からそう思われておるんじゃないかと思ひます。ひとつ虚心に反省をして、もう一遍直しをされたらどうですかと思ひます。

○坂本國務大臣 労働省の知恵も、それは満点なものではもちろんございませぬ。いろいろけさから御批判をいただいておりますのでございまして。しかし、現在の社会の変化、経済情勢の変化、その中で、今日こゝまで、日本の勤労者の皆さんがよく働いていただいて、世界第二位の経済大国にもなったというようなことを考えますと、やはり雇用政策全般というものが、もちろん大切であります。変化に対応してしつかりやっておりますけれども、その中の一環といたしまして、もし失業をしたときに少しでも心配が少なくというこの保険制度というものは、どうしてもやはり守つていかなければならぬ、こういうことであります。

かてて加えて、あなたのおっしゃるやうに今は確かに財政難、ゼロシーリングという厳しい状況にはございまして、そこはそこで、いろいろ保険の内容、細かい技術的な問題もいろいろございまして、細かいけれども、それを総合的にいろいろ考えまして組み合わせまして、現在の案を、私もこの案を、これがまず私どもの考えによつては一番いいところだろう、こういうことで御提案をいたしておりますので、ひとつどうぞ、いろいろ御指導をいただきながら、ぜひひとつ御協力をされる点があつたら御協力を賜りたいと思ひます。

○浦井委員 反省がまだ足らぬようでありまして、御指導をしていただきたいということであらう、やはり我々の言うことも聞いてもらわなければ指導ができないわけでありまして。

そこで、今度の法案は一言で言えば結局国の支出を減らしてそしてさらに低賃金相場といひますか、こういうものを固定していく引き金といひます。そこで、横桿の役割を果たすものだと思ひます。そこで、もうかなり出た論点でありますけれども、改めて各論的にお聞きをしていきたいと思ひます。

今も出ておりましたけれども、今までの総賃金制を、ポリーナスなどを除くことによつてこれに給付が約二割は低くなる。これはもうこの制度の根幹に触れる問題だと私も思つております。そこで、そういう初心といひますか、原点といひますか、こういうものに立ち戻つてお聞きをしたいのですけれども、それではなぜ現行法では賃金総額を今まで基本にしてきたのか。それから、こういうやり方が三十五年間維持されてきた意義はどこにあるのか、これはどうですか、こういう聞き方をすれば。

○加藤(孝)政府委員 今まではポリーナスが算定基礎に入つておつたということは、賃金というものの六割給付というもので保険制度を運営している、こういう中で、この賃金というものを、いわば一

つの労働者の生活をそれによって維持するというような観点から、ボーナスについてもまた賃金の一部としてこれを評価し、そして生活を支えるというものとしてボーナスを入れる、そういうことについての基本的な考え方があってやってきたものだと思ひます。

しかし、今御提案しておりますのは、そういう考え方でやってきたけれども、現実の今の姿というものを、そしてまた、この保険の受給者がいろいろ滞留してきておるといふような問題等々考へる中で、これについてももう一度見直さなければならぬのではないかと、こういうことで御提案をしておるといふことでございます。

○浦井委員 今加藤さんの言われたことは、私は、その前半のことではこういう大層な見直しをする理由にはならないと思ひます。やはり相変わらず今までの総賃金制というものは堅持をしていかなければならぬわけですね。先ほどからも言われておりますように、ボーナスというのが基本賃金の一部にも入り込んでしまつておるわけですね。だから夏、冬の一時金というものでローンの返済をしたり、いろいろなそれまでの借金を返したりというようなことになっておるわけですね。失業すれば失業したで、その間の生活保障やあるいは労働力の再生産、再就職に備へての再生産、維持保全というようなことを図る上で、やはり現行の給付水準が必要であるからこそ、失業保険時代から三十五年間続いてきておるわけですね。失業前六カ月間に支払われた賃金総額の六〇%を基本にしてそれで算定するという原則が維持されてきたと思ひます。だから、ここで一番根本のところを崩してしまふと、まさに私が先ほど言つた、それもその理由が、国の支出を減らす、あるいは次は再就職のときには必ず下方移動で低い賃金のところにいかなければならぬ、そういう低賃金の相場を固定するという格好に私はならざるを得ぬと思ひますが、加藤さん、反省されませんか。

○加藤(孝)政府委員 ボーナスがこういう生活費

の一部という形でいろいろ充てられてきたといふこういう歴史的な経過については、これは否定をいたしません。しかし、現在においてのボーナスというものの位置づけでございますが、これは確かに、低賃金層といふところにおきましてはそのボーナスがまさにぎりぎりその生活費といふようなことになってきておると思いますが、必ずしも中以上のところにおいてそのボーナスといふものがこれまた必要最小限ぎりぎりの生活の補てん費かどうか、こういうような問題もいろいろ見方はあろうかと思ひます。

今回お願いをしております考え方は、とにかくこの毎月の賃金の六割ないし八割原則というものでこれを考え、そしてかつ、そういう中位層あるいは低位層の方々に付いての給付の額について、この措置によつて下がらないように、そういう中位層に付いての給付の引き上げをやつてその辺の問題の解消を図ろう、こういうことでやつておるわけでございます。ただ、ボーナスを除いて下がる下がるというだけのことならばいろいろ御指摘のような問題もあらうかと思ひますが、そういうような、また中位層に付いての給付日額の引き上げというようにも配慮しておるといふような事情についても御理解をいただきたいと思ひます。

○浦井委員 これも中位、低位の人たちの激変緩和措置をとつておるのだから、それとボーナスを含めたいという点とはバランスをとつて、我々の改正はよいんだというふうな、私はそれはちよつと聞かえないというふうな思ひます。

それで、そのほかの点もあわせて、私はこれは憲法違反の点、憲法十四條、それから二十五條、二十七條、そんな点にも抵触するのではないかと思ひますけれども、これは後で申し上げますけれども。

それから、この自己都合退職の問題も、これも大変なことで、「被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合」の給付

制限の期間、これが今まで一ないし二カ月であつたのが、一ないし三カ月に延びる、そういうふうな延伸する。実際の運用はどうするのですかね。というのは、改正案にも何も載つておらないし、それから政令を出すわけでもなしに、恐らくこれは通達になるだろうと思ひますが、これが、失業給付を受けるために職業安定所に來られる人とそれから窓口の職業安定所の職員との間の一番のトラブルが起ることなんですよ。これはどうしないんですか。

○加藤(孝)政府委員 現在、その点につきましては、職業安定審議会に諮りました基準によりまして、こういう場合は自己都合退職でも正当な理由あり、あるいはなし、こういうような形での細かい基準を設けておるわけでございます。したがって、自己都合退職といふ形をとりましても、例えば示された賃金・労働条件と、実際に行つてみたら賃金が違つていたといふようなこととか、あるいはまた通勤がとてこれでは通ひ切れないといふようなこととか、あるいはまた郷里の例えればおやじさんが亡くなつたので郷里へ帰らなければならぬといふことでやめるとか、いろいろ細かい具体的な事例を示しながらの基準を設けておるわけでございますが、そういう点については、今後また、最近におけるいろいろな社会事情の変化等もよく踏まえまして、新しい基準を検討いたしましたして、職安審議会にお諮りした上で要件を固める、こういうような作業の進め方を今考へておるわけでございます。

○浦井委員 そこがわからぬわけなんです。今は二月、四月、五月、一カ月という期間を設定してあります。自己都合退職は今後は大体はば一律に三カ月支給しないという格好になるわけですか。

○齋藤説明員 先ほど局長から申し上げましたように、現在の運用基準がそのままでいいかどうかというところは、もう一回検討をいたしまして、職業安定審議会に諮つた上で、現在の社会情勢に見合った形でやりたい、こういうふうな思ひでござ

ます。

それで、今御質問の御趣旨は、正当な理由のない自己都合退職の中でもさらに区分があるのか、こういう御趣旨の御質問ではないかといふふうな思ひます。これは、正当な理由のある自己都合退職と、それから正当な理由のない自己都合退職との区分の基準を設けたい、こういうふうなことを申し上げておるわけでございます。したがって、正当な理由のない自己都合退職者の中にもいろいろな区分を設けるといふことは、やはり実務上非常に難しゅうございまして、運用上これはちよつと実務にたえないのではないかと、いふふうな思ひますので、そういうようなことは今のところ考へておらないといふことでございまして。

○浦井委員 そうすると、要するに三カ月ももらえない人は収入がなくなる。えらい素朴な言い方ですけれども、そういうことになる。そういうケースがかなり出てくるわけですね。

○齋藤説明員 今度の改正法でお願いをいたしておりますのは、一月・二月とありますのを一月・三カ月と、こうお願いをしたいといふことでございまして、当然正当な理由のない自己都合退職者の給付制限期間は三カ月にしたい、こういうことは前提にございまして。

○浦井委員 とにかくその企業でいろいろ理由で退職をせざるを得なかつた人、その人たちが今度は失業者一般になつて、そして職安へ行つたら、企業のやめ方次第によつて場合によつては三カ月無収入になる、これは古くて新しい議論だろうと思ひますが、非常に素朴ではありますけれども、そういう人が現実におられるわけですよ。皆が皆、退職金があるわけでもないし、皆が皆、貯金があるわけでもない。こういう人を一体大臣、どうしますかね。今までは一カ月ないし二カ月、これが一カ月ふえるだけだと言つてしまふばそうでありま

すけれども、これは大問題なんですよ。○加藤(孝)政府委員 要は、申し上げておりますのは、安易な退職というふうなものについてもう

少し慎重な対応をしていただきたいという観点から、そういう制度を提案しておるわけでございまして、そういう意味で、いろいろ本当にやむを得ない事情があつておやめになるという方な方については、これはもう正当理由ありという方な概念に振り分けていく、こういう基本的な対応であるわけでございします。

○浦井委員 その今の基準を法案審議のときにきちんと案として出さぬと、ここが一番大事なところなんです、実際に現実には、そうでしょう。失業給付を受けるときに離職票を事業主に作成してもらおう。そのときに、退職理由の欄に「倒産」とかあるいは「企業閉鎖」というようなはつきりした場合は、これは自己都合ではないですね。こういう場合を除いては「依願退職（自己都合）」という格好になるわけですよ。だから、失業者本人がよほど職安で説明をして、退職が正当な理由であつたということで承認してもらわなければ、これは今度のケースで言えばほとんどが三ヶ月間無収入にならへんか、私はそのことを危惧しておるわけです。こういう給付制限をあなた方は今やろうとしておられる。しかもその基準は、法案が通つてから、政省令でもなしに、単なる通達でやろうという格好でしょう。そうじゃないですか。

○齋藤説明員 現在でも、正当な理由のない自己都合退職と正当な理由のある自己都合退職との区分がございします。現在、一カ月の給付制限がかかることになっております。それでその基準では、例えば実際に就職をしてみたら、採用条件と実際の労働条件が非常に違つていて離職をしたとか、あるいは結婚をしたために住居をどうしても動かさなければならぬ、したがつて、今の企業には勤めておられないから自分としてはやめるといふような場合ですとか、いろいろな場合を想定いたしまして、そのような正当な理由のある自己都合退職につきましては、給付制限をかけないというシステムになっております。

それで、今回一カ月から三カ月に延ばすに当た

りまして、現在の基準でいいのだろうか、それをもう少し考え直すべきではないかという御議論が安定審議会の審議の過程でもございました。そういう意味で、我々としては、もう少し安定審議会での御議論も踏まえまして、また国会でもいろいろ御議論のあるところだと思ひますのでその辺も踏まえて、現在の社会情勢に合った形での基準をつくりたい、こういうことを単に申し上げておるわけでございします。

○浦井委員 いや、だから私が言つてゐるのは、今は一カ月ないし二カ月ということであつてそういう基準が一応ある。それを一カ月ないし三カ月にすることについては、雇用失業情勢も変わつておることでもあるし見直しをするという議論もあるもので、法案が通つてから審議会で議論をしてもらつて、それで通達でやりたい、こういうことでしょう。私はそれがいかぬと言ふんですよ。ここが一番大事なのですから。法案の審議をやる際に、せめて政省令みたいな案にでも格上げして案をつくつて、そして法案審議のときに間に合うように、ここで議論ができるようにしなければ、実際に職安行政の中でここが一番大事なのですから。課長、現場をよう知つておられるでしょう。ここが一番大事なのですから。だから、私が職安の窓口の方に事情を聞いたときに、ここをはつきりさせてもらわなければあかん。もう職安の窓口が今まで以上に物すごく混乱する。あなた方、こんな案を出してくるぐらいですから、より厳しく、三カ月無収入の人をたくさん出すようなことをやるに決まつておるわけですよ。そこをはつきりしないと言つてゐるわけですよ。でなければ審議できへんですよ。

○齋藤説明員 先ほどから再三御説明を申し上げてゐる次第でございしますけれども、確かにこの認定をめぐつていろいろトラブルが現在でもございします。まして今後、仮に法案を通していただくといたしますと、一月から三カ月に延ばしますと、またそういう意味で認定をめぐつていろいろなトラブルが起ることは当然予想をされること

でございします。そういうようなことも考えまして、現在の認定基準でいいのかどうかということでは、先ほど申し上げましたようにこれからいろいろ御議論を通じてはつきります。もう少し明確なものにつくつていく、あるいは、現在の社会情勢に合わないような文言のところもございします、そういう意味でその辺を直していきたい、こういうことを再三申し上げておるわけでございします。

それで、この正当な理由のない自己都合退職の概念でございしますけれども、抽象的に申し上げれば、退職について客観的にやむを得ない事情があるかどうかということと判断をすることになるわけですが、その辺が現在の基準は非常に詳細にできておるわけでございまして、その辺を一つ一つ上げておる時間が長くなりますので省略をさせていただきますが、その現在の基準に手直しをすればいいだろう、こういうふう

に思つておるわけでございします。ただ、この機会にまたどうせ厳しくするのはないかという先生のお話しがございましたけれども、我々はそのうつもりは毛頭ございせん、持つておりません。むしろ、現在のところで、正当な理由のない自己都合退職だとして給付制限をかけられておつてさらに気の毒な方がおるのではないか、こういう御指摘がいろいろございします。で、その辺を救つていきたい、こういう意味で申し上げておるわけでございします。

○浦井委員 だから、その基準云々を今言うておるわけではないんです。だから、よいものが出るか悪いものが出るか知らぬけれども、それを法案審議のときに政省令案としてないしは、それを通達でやるのなら、私はそんなものはもつときちつと政省令案で決めなければいかぬと思うのですけれども、ともかくそういう我々が判断できる基準を労働省が責任を持つて出しなさい、でないと、実際の職安行政といふますか雇用保険行政といふますか、こういうものを実行していくのにさまたげな混乱が起つてうまいこといかぬだら

う、だからそれを我々審議しますから案を出さない、こういう手順を言つてゐるわけですよ。どうですか。

○加藤(孝)政府委員 この問題は、安定所の窓口で無用なトラブルを起さないように、また、本当にやむを得ない事情で離職された方を正当な理由なしという方な形で扱われないようこれはまた配慮していかなければならぬ、非常に実務的な問題でございします。そういう意味で、この点について今後改正するに当たりましてはやはり当然現場実務の方々の意見もよく伺つてみるにやあらぬ、そしてまた職安審議会でも、労使の代表も入つておられる審議会でもよく御検討いただかにやあらぬ、そういう形でこれを具体的に固めていきたい、我々としてはこう思つておるわけでございします。

○浦井委員 加藤さんは、それは実務の問題だ、だからこの問題というのは、無用な混乱を招かないうようにという方な格好で軽く考えておられるわけですが、失業者一人一人にとつては、文字どおり路頭に迷うかどうかから非常に切実な問題であり、基本的な問題ですよ。だから、その判断を国会審議というところできちんとしてやうというのが私の意見なんです。だから案を出さない。これはどんなものができ上がるか、何となく抽象的、一般的に言われて、そんな悪いようにはしませんという方なことであるけれども、私は信用できぬから、審議しますから案を出さないと言つておるわけですよ。

○齋藤説明員 先ほどから再三申し上げておるの

例えば最近のように技術革新が進展を遂げてまいりますと、技術革新の進展に伴いまして職場でいろいろトラブルが起つてまいります。例えば最近の例を申し上げますと、ワープロを使い過ぎて視力が落ちたとか、職場に適応できなくなつてしまつたとか、そういうような技術革新の進展に伴つていろいろ起るトラブルのようなことは、現在の基準では何も書いてございません。そういうようなところを訂正をしなければならぬとか、いろいろな面で訂正をしていくところがあるだろう、こういうふうな思っているわけでございします。そういうことを先ほどから再三繰り返してお話を申し上げておるといふこととでございます。

○浦井委員 それもわかるのですよ。手直しをして、より労働者、失業者の立場に立つたものをつくつてほしいと我々思います。だから、それをこゝへ出してきて審議しましょうと言つています。これは本当に保険行政の中で大事な部分ですから、根幹の一つであると思つたのですよ。これは現場の人に聞きましてもそう言つています。

しかも、けさ方来ずつと議論をされておるうちに、職安の現場職員で組織されておる全労働というような労働組合の方々に聞いても、突然出てきた。新聞に出てくるから本当かといつて聞いたら、いや、あれは新聞の書き過ぎですとか勝手に書いておるのですからと言つて、それで突然一月段階で出てきた、何も知らされてないのだ。もう不満たらたというよりも不安がいっぱひなんです。そういう人たちのためにも、失業者のためにも、そういう具体的な、どういふふうな処理するんだ、三カ月に延びるけれども一体それがどうなるんだらう、そういう案があるはずなんです。それを出して我々はここで審議をしようと言つておるわけですから。大臣、どうですか。○坂本国務大臣 私は、もう少し信用していただいてもいいのではないかなと思つてます。それは、しないはおれの勝手だとおっしゃればそれは、労働者が安心して働いていただけるように、

失業した場合でも御不安の少しでも少ないようにというふうなつもりで、全員一生懸命にやつておる立場でございます。

それで法律といたしましては、自己都合退職でも、正当でない理由なのか、あるいは常識から見てもこれは妥当だ、無理からぬ、つまり正当な理由でやめるのか、この線の線引きというものは、法律事項はその程度にして、後はもう千変万化、幾らでもございします。具体的事実。それですから、そこは御信用いただきまして、ひとつ細目につきましてはこれから一生懸命に、今まで及ばなかつたところも、技術革新の部類などもそうでしょう、そういう詳細な基準も追加をいたしました。また社会情勢の変化に従つて、この辺までは妥当、無理からぬと思はれるところは、また少しふやして正当な理由に入れてもいいように思ひますけれども、とにかく厳しくするためにこういう正当でないなんというものの比重をふやすなどというものは、私どもは考えておりません。

○浦井委員 労働省は労働者の立場に立つておるから信用していただいて。しかし、この雇用保険法を見て、今給付の引き下げをちよつと議論しているわけですが、給付日数を縮めるわけでしょう。それから給付制限は強化するわけでしょう。だから労働省設置法ですか、労働条件の向上及び労働者の保護などの労働行政を行つて云々労働者の福祉と職業の確保を図ると書いてはおるのですけれども、果たして労働者の立場に立つておるのだろうか、私はそう思わざるを得ぬわけです。だから大臣、もうしつこく言ひますけれども、それは千変万化と言つたつて、大体皆さんは長年の経験があつていろいろなケースが分類できるわけですし、きちんとした原則というものは持っているはずですから、それを出して、我々もそれとあわせてこの法案を審議しようというわけですから、出せぬのですか、どうですか。○加藤(孝)政府委員 こういう基準というものは、まさにいろいろ時代の変化とか、あるいはまたそれぞれのこういう労働者の意識の変化とか、

あるいは新しい産業構造の変化とか、そういったものに合わせまして随時見直しをしながら、妥当なものとして決めていくということが必要なものでございします。そういう意味で、これが法律という非常にかたい形ではなくて、大臣が審議会の意見を聞いて定められるような、ある程度随時対応できる、そういう仕組みのものとして決めておるわけでございます。

そういう意味で、国会でいろいろ御意見をいただくのは大変結構なことだと思ひますし、我々もそういう御注意というものを十分腹に入れてそういったものの対応を考えていかなければならぬと思ひますが、国会でそういう御議論をいただいた、それを今度は変えてはいかぬというまたそれなりの問題も出てくるわけだと思つたのでございします。そういう意味で、やはりそこはいろいろ御意見をいただく中で、時代の変化というものに応じながら、随時必要に応じて変更もできるような柔軟性もあり、かつまた、現実的に即したものに運用させていただく、こういう観点からひとつお願いをしたいと思つたわけでございします。

○浦井委員 これは大事だ、ここを何とか問いたしまして、失業者の皆さんや職安の窓口におられる方に安心をしておらうと思つたのです。私は法律にせいなんといふことは今言つてないわけですよ。せめて政省令にしない。とにかく職安の人たちが困つておるのは通達行政なんです。ばつと局長なり何なりの名前を通達が来て、また業務を変えなければならぬ。そういう通達行政なんです。法律というのは本当に骨格だけで、それがもう定評になつておるわけですよ。だから、それをあわせて審議をしなければ本当の実態が出てこないのです。私、委員長にお願いしたいのですが、何かよい方法で收拾していただけますか。○有馬委員長 浦井先生、政府側とよくやりとりをやつてください。○浦井委員 そういう通達案はまだないわけですか。建前はないことになってますけれども、

実際にはないのですか。○加藤(孝)政府委員 この点につきましては、先ほどから申し上げておりますように、現場の窓口の実務家たちの意見等もいろいろ聞き、最近におけるそういう変化の状況がどうなつておるかというふうないろいろなケースというものを聞かなければならぬというふうなこともございします。そういうようなことを経まして、この労使の代表も参画していただいております審議会という場で、またそれについていろいろ御意見を賜つて、そういう中でこういう大臣の基準というものを定めていく、そういう形を考えておるわけでございします。そういう意味で、率直に申しまして、今私どもこの基準をどう変えるという詳細な具体案を持つておるわけではございません。

○浦井委員 加藤さん、それは逆ですよ。さつきから実務家という言葉が二遍ほど出てきましたね。私が労働省の職員の方、職業安定所の職員の方に聞いたら、全く事前に相談もなしにこんな大事な改正案なるものを出してきておいて、一二月を月を一三カ月にするといふことで後はプランクにしておいて、そうしておいてから、実務家の意見を聞いて通達をこしらえてというふうな、順序が逆じゃないですか。一番矛盾なところこそ職業安定局としてきちんと押さえて、その上で法律という骨格をつくり上げて、さあ国会議員の皆さん審議してください、私たちは胸を張つてこれはこうだと思ひますという格好で出してくるのが筋じゃないですか。どうもおかしい。これでは審議が進まへんのです。○加藤(孝)政府委員 私ども、例えば、今回のこの改正法案につきましても職安審議会での御意見もいろいろ聞いておりますが、その過程におきまして主要府県の雇用保険課長を呼びましていろいろ意見を聞くとか、あるいはまた身近な東京の現場、実務の責任者、担当者などを伺ひましたり、あるいは呼びましたりというふうな形で意見を聞くとか、あるいはまた、地方でいろいろ安定所を回ります際に、今こういうふうな形の意見がい

ろいろ行われておるこういうことについて、実際に窓口の職員に安定期の会議室に集まっていたら、いろいろ意見を聞くというふうなことも、もやもやしておるわけでございます。そういう意味で、こういうものはどうしても、私もが机の上で、頭の中だけで考えるものであつてはならぬ、やはりそういう制度を實際に扱つておる人、そしてまた今度改正した場合に扱つていただく人、そういう人の意見というものもよく聞かなければならぬということでの努力は日ごろいたしておるつもりでございます。

○浦井委員 建前としては加藤さんの言われることが順序かもしれないけれども、實際に、何遍も言いますけれども、職安の窓口なんかにおる人、あるいは出先の職安の方たちの意見を聞いた上で、こういう一ないし三カ月のところは、後はプランクというふうなことでなしに、きちんとここで答えられるようにして出てくるのが当然だと私は思うのです。私、四十分までですが、まだこの問題だけでもと、委員長は議論してくださいというふうなことでしたから、重要な問題なので、一応とにかく私の発言をよく聞いて、これは本質的な問題の一つですよ、このところは大きな問題なんです。このところをやはり……（保留、保留）と呼ぶ者あり、保留にせいと後で言うていただきます。私はこの点は保留にしておきますけれども、なるべく早く、やはり出先でそういうふうな認定をするときにはどうするんだという案を我々に示してほしい、こういうことを要望しておきます。

それから六十五歳以上、これも大分けさ方から出ておられますけれども、あなた方が言うのでは、六十五歳以上の高齢者は一般的に労働市場から引退過程にある、その人たちの就業希望も多様化しておる、それらの人たちが通常雇用につく機会も極端に少なくなつておる、ほぼこういうふうな理由で、今回高齢者に対する施策が非常に大改悪されようとしておるわけです。私はこれは文字通り憲法二十七条に違反すると思うのですが、我が国

では六十五歳以上の高齢者もたくさん働いておるわけなんです。きのうお願いしておいたんですが、アメリカ、カナダ、西ドイツ、フランス、日本、六十五歳以上の男女別の労働力率をちょっとお知らせ願いたい。

○守屋政府委員 では、申し上げます。

アメリカは、これは一九八二年、六十五歳以上でございますが、男子一七・一％、女子七・四％。イギリス、一九八一年、男子七・五％、女子三・〇％。西ドイツ、一九八二年、男子六・三％、女子二・七％。フランス、一九八二年、男子四・〇％、女子二・一％でございます。（浦井委員「日本は」と呼ぶ）日本は、これは一九八三年で、男子三八・九％、女子一六・一％でございます。○浦井委員 日本が際立つて高いわけでしょうか。何で西欧諸国と日本とが違うのですか。

○守屋政府委員 これは、我が国の高齢者の労働力率が高いということは、言うなれば就業率比率が高い、これと非常に相関があるわけでございますが、なぜ就業率比率が高いかということになつてまいりますと、いろいろな理由を挙げておられますが、これは産業別の就業構造の諸外国との違い、またそれに伴うところの従業上の地位別構成比の違いというものが非常に大きいというふうに考えております。

といいますのは、農林水産業、いわゆる第一次産業の場合、これは日本の場合にはこの第一次産業の就業率が非常に高うございまして、ちよつと一、二数字を申し上げますと、日本が一・〇・四％、ところが、アメリカは、就業率比率は三・六％、イギリスは二・七％、西ドイツはちよつと高うございまして六％、こういう数字でございます。しかも我が国の場合には、第一次産業に就業する人の割合というのは、年齢構成が高い階級ほど就業者の割合が高くなるという状況でございます。平均では今申し上げましたように一〇・四％でございますが、六十歳以上の人の就業率中に占める第一次産業への割合を見ますと、これは三三・六％

という非常に高い数字でございます。むしろ二次産業、三次産業はこれと逆の現象が出ております。

また高齢者の場合に、従業上の地位別の状況を見ましても、自営業種、家族従業者という方の割合が非常に高うございまして、といひますのは、年齢平均で見ますと二八・一％でございますが、六十歳以上の場合には実にこれは六二・八％という数字になつておりました。諸外国の場合もほとんど自営業種、家族従業者の割合そのものが低うございまして、日本が二八・一の場合に、アメリカが九・四、イギリスが七・六というような状況でございます。

私が申し上げたかったのは、自営業の場合には、相当高齢になりましても就業を続けるというのが一般的でございます。さらに言えば、今も申し上げましたように農林水産業、いわゆる一次産業の場合にはまたこれ長く勤められると思ひます。以上のようなことでございまして、これはむしろ雇用者比率で考えていただきたたい。雇用者比率で考えていただきたたい、アメリカと日本はほぼ同様な状況である。雇用者比率でいいますと、アメリカが八・三、日本が八・四で、大体アメリカと同じぐらいなところだと考えていただきたたいと思ひます。（発言する者あり）

○浦井委員 それは守屋さん、だめですよ。要するに、今も後ろから応援がありましてたけれども、老後保障の制度が成熟しておらぬ、立ちおくれであるということなんですよ、一言で言えば、だから働かなければならぬ。労働省、今何で一生懸命その統計を、役に立つのか立たぬのか知らぬけれども、いろいろ数字をつくられるけれども、端的なところ、わからへんわけですね。要するに老後の社会保障制度が立ちおくれおつて、高齢者も働かなければならぬ。だから諸外国に比べて日本の労働力比率が高いんだ、こういうことなんです。一言で言つたらそういうことなんです。

そこで、もう時間がしまいにになりましたから、私、言いたいことを言いますけれども、であるの

に、先ほどから言いますように、けさから出ておりますように、高齢者の失業給付は一時金にするとか保険適用から排除するとか、まさに高齢者の再就職の道を閉ざそうとしておるわけです。

そこで、私は提案なんですけれども、確かに六十五前後でも引退しようと考えておられる方もあると思う。これは否定しないです。そういう方にはそういう方途を、あるいは今までのような雇用保険が欲しいんだ、我々は働かなければならぬし、体力もある、気力もある、こういうことの人には今までのようなやり方をというふうな選択制がとれないものか。これは守屋さんもよく御承知のように、七十歳で失対事業の方は今度、この間も言いましたけれども、就労日を減らすということでもありますけれども、この場合でも、体力もある、気力もある、働かなければならぬ人がたくさんおるわけなんです。それをびしやと線を引いてしまふというのは、やはりこれからの近代国家としての雇用政策のあり方からいって根本的に間違つておるのと違ひますか。少なくとも選択制にしたらどうですか。

○加藤（孝）政府委員 今いろいろ、六十五歳の問題で高齢者対策部長からも申し上げましたが、やはり六十五歳以上となりますと、確かに常用就職、フルタイム雇用を希望される方もわずかでございましてあるわけでございますが、むしろ一般的には、今後はそこから引退するあるいは短時間の就労あるいは任意的な就労、こういうような形へ移行される方が大部分であるわけでございます。雇用保険制度というのは、まさにフルタイムの雇用、こういうものを前提とする制度であるわけでございます。そういう意味で、そういう六十五歳以上の方がフルタイム以外のいろいろな多様な就業を希望されるというふうなことは実は対応できない制度であるわけでございます。そういう意味で、いろいろ窓口で、そういう関係での短時間希望だ、任就希望だというふうな形でのトラブルを起すことというふうなことで、いろいろ問題がございまして、そういうふうな多様な就労

希望というものを踏まえて、ここで、雇用保険制度としてもそれについて何らかのお手伝いをしていくというような観点からすれば、ここで一時金というものに切りかえてやっていくということの方が現実的な対応として妥当ではないだろうか。ただ、現実にはそういうフルタイム希望の方がおるからということで、窓口で実際に御相談に乗るといふようなことになった場合に、これを保険との絡みでやりますと、いや、フルタイム希望だ、フルタイム希望だという形で、窓口でまた大変いろいろなトラブルを起こすということもございまして、現実には、その辺についての窓口での仕分けというのは実際問題としてはなかなか難しい問題があるわけでございます。そういう意味で、今回、そういう高齢者給付という形で一時金の形に切りかえるという現実的な対応を図って、高齢者のニーズに対応しようとしたものでございます。

○浦井委員 もう終わります。

そういうふうに年齢をばつと線を引いて一つのやり方でやるというやり方は、私は間違っているというふうに思います。

そこで、時間が来ましたが、皆さん方は朝から、現実に対応させなければならぬとかいろいろなことを言われたのですけれども、要するに、皆さん方が雇用保険のこういうふうな改正をやらうとされたのは、経済が低成長に入り、大企業が減量経営をやり、雇用が悪化をし、失業者が多発をし、そして失業給付が増大した。そこに臨調だ。二千八百九十五億円ですか、こういうことでゼロシーリングだというふうな制限もこれあり、そこでこれをやろうとしておられる。だから、こういう改悪を行うということは、結局資本が失業者を大量に発生させることを免責することになる。しかも保険料の値上げはないわけですから、新しい負担はない。先ほどから財政論議でいろいろ言われておりますけれども、国は負担減になる、受給者だけが犠牲になる。三方一両損というふうな言葉がありますけれども、二方が二両得をして、一方が一両損をするというふうな格好で、受給者、労働

者、失業者、こういうところにしわ寄せが来るんだ。だからこういう案はだめだ。我々は、こういう雇用保険の改悪案は成立させませんよというかたい決意を持ってこれからも臨んでいきたいと、私は最後に申し上げて、質問を終わります。

○有馬委員長 次回は、明後十九日木曜日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十三分散会

昭和五十九年四月二十六日印刷

昭和五十九年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K